

平 成 21 年 度

新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書

平成22年3月

新潟市経済・国際部商業振興・雇用対策課

は し が き

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇、定年制などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年 3 月

新潟市経済・国際部

商業振興・雇用対策課 雇用対策室

目 次

I 調査の概要	1	第2 新規学卒者	14
第1 調査の内容	1	1 新規学卒者の採用状況	14
1 調査の目的	1	2 初任給	14
2 調査対象産業	1	第3 賃金	15
3 調査対象事業所	1	1 賃金	15
4 調査項目	1	2 所定内賃金の概況	16
5 調査時点	1	3 規模別所定内賃金	17
6 調査労働者	2	4 産業別所定内賃金	17
7 集計方法	2	5 男女別所定内賃金	18
8 賃金の分類	2	6 年齢別所定内賃金	19
9 公表	2	7 学歴別所定内賃金	20
第2 用語の説明	3	8 職種別所定内賃金	21
1 企業規模	3	9 勤続年数別所定内賃金	22
2 労働者	3	10 標準労働者の所定内賃金	23
3 就業形態	3	11 所定外賃金	24
4 職種	3	第4 労働日数、労働時間	25
5 労働時間	3	1 実労働日数、実労働時間数	25
6 賃金	4	2 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）	26
7 1か月単位の変形労働時間制	4	3 所定労働時間	27
8 1年単位の変形労働時間制	4	第5 休日・休暇	33
9 1週間単位の非定型的変形労働時間制	4	1 休日数	33
10 再雇用	4	2 週休2日制	34
11 勤務延長	4	3 年次有給休暇	37
12 育児休業制度	4	4 特別休暇（前年調査結果）	38
13 介護休業制度	4	第6 育児休業制度	39
14 表中の符号等	4	1 育児休業制度の規定状況	39
第3 調査の結果	5	2 育児休業制度の利用状況	41
1 集計事業所、労働者の構成	5	第7 介護休業制度	44
2 新規学卒者	5	1 介護休業制度の規定状況	44
3 賃金	5	2 介護休業制度の利用状況	46
4 労働日数、労働時間	5	第8 仕事と家庭の両立のための支援制度	47
5 休日・休暇	6	第9 賃金の支払い形態	49
6 育児休業制度	6	1 賃金制度（賃金の決定要素）	49
7 介護休業制度	6	2 賃金の支払い形態	51
8 仕事と家庭の両立のための支援制度	7	第10 定年制度	52
9 賃金の支払い形態	7	1 定年制の有無と定年年齢	52
10 定年制度	7	2 定年延長の予定	53
11 パートタイム労働者の賃金等	7	3 継続雇用	55
II 調査結果の分析	8	第11 パートタイム労働者の賃金等	57
第1 集計事業所、労働者の構成	8	1 集計労働者数等	57
1 集計事業所数及び一般労働者規模	8	2 パートタイム労働者の賃金支給総額	58
2 集計労働者数	8	III 調査票	59
3 労働組合	13	付属統計表	
		付録	

I 調 査 の 概 要

第1 調 査 の 内 容

1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施している。なお、新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

2 調査対象産業

建設業、製造業、情報サービス業、運輸・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（一部業種を除く）

3 調査対象事業所

平成18年事業所・企業統計調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、944事業所（有効回答率47.2%）であった。

4 調 査 項 目

(1) 事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 育児休業制度
- ク 介護休業制度
- ケ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- コ 賃金制度
- サ 賃金の支払い形態
- シ 定年制

(2) 個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 総実労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 賃金支給総額
- サ 所定外賃金

5 調 査 時 点

平成21年7月31日現在

6 調査労働者

調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者18,294人（うちパートタイム労働者3,152人）について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

7 集計方法

(1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。

ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。

また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。

(2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。

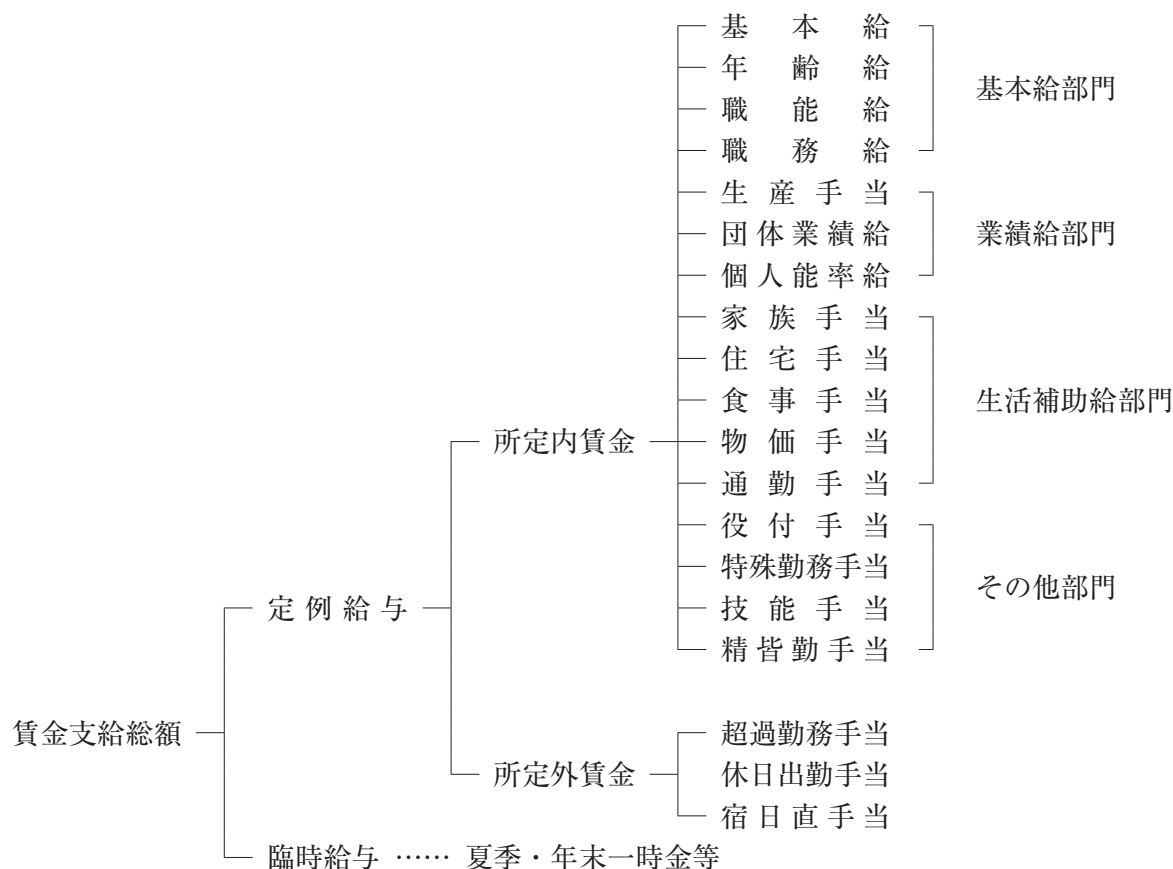
単純算術平均…単純に数値の合計を数値の個数で除した値

加重算術平均…データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値

8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。

ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



9 公 表

調査結果報告書及びウェブページによる。

第2 用語の説明

1 企業規模

中小企業…企業全体において常時使用する従業員が300人未満(情報サービス業, 卸売業, 宿泊・飲食サービス業, 医療, 福祉, 複合サービス事業及びサービス業では100人未満, 小売業では50人未満), かつ資本金3億円未満(卸売業では1億円未満, 情報サービス業, 小売業, 宿泊・飲食サービス業, 医療, 福祉, 複合サービス事業及びサービス業では5,000万円未満)の企業をいう。

大企業…中小企業以外の企業をいう。

2 労働者

次のうちいずれかに該当する労働者で, 就業形態が一般の労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 4か月以上継続して雇われている労働者
- (3) 重役・理事等の役付であっても, 一般の労働者と同じ規定(賃金表が同じ等)によって賃金の支払いを受けている者(事業主は除く)

3 就業形態

一般…一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで, パート以外の労働者をいう。

パート…1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が, 同一の事業所に雇用される通常の労働者より少ない者をいう。

4 職種

管理…会社の事務部門, 生産部門の中で, 部長, 課長, 係長などのように監督的業務に従事する者をいう。なお, 生産部門においては作業に従事しない職長, 組長などの監督的地位にある者も含む。

事務・技術…経理, 営業, 人事, 福利厚生等の事務的業務に従事する者や, 研究, 設計, 看護等の高度な技術を必要とする業務に従事する者をいう。

生産…生産現場, 建設現場, 販売及び自動車の運転等に従事する者をいう。

5 労働時間

実労働日数…調査対象期間中(7月分)に実際に出勤した日数をいい, たとえ勤務が1時間, 半日でも1日と計算した。

実労働時間数…調査対象期間中(7月分)に実際に働いた時間をいい, 宿直, 日直の時間は除く。

所定外労働時間数…早出, 残業, 休日出勤等の超過労働時間をいう。

所定労働時間…就業規則で定められた, 始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間とした。

6 賃 金

賃金支給総額…調査対象期間中（7月分）に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金…早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる勤務制度。

8 1年単位の変形労働時間制

1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる勤務制度。

9 1週間単位の変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる勤務制度。

10 再 雇 用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

11 勤 務 延 長

定年年齢到達者を退職させずに退職の時期を延長すること。

12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

14 表中の符号等

「—」……………該当なし

「χ」……………回答数が少ないため秘匿

「0」、又は「0.0」……………単位未満

第3 調査の結果

1 集計事業所、労働者の構成

～全事業所の17.1%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は944事業所で、このうち中小企業は690事業所（73.1%）、大企業は254事業所（26.9%）となっている。（第1表）
- (2) 一般労働者は15,142人で、男女別構成は男性10,493人（69.3%）、女性4,649人（30.7%）となっている。また、規模別では中小企業10,824人（71.5%）、大企業4,318人（28.5%）となっている。（第2表、第3表）
- (3) 平均年齢は41.2歳で、規模別では中小企業41.8歳、大企業39.7歳と中小企業の方が高い。一方、勤続年齢は中小企業11.6年、大企業13.3年と大企業の方が長くなっている。（第4表、第6図）
- (4) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業108事業所、大企業53事業所で、これらは全体の17.1%を占めている。また、常用労働者43,461人のうち障がい者は、中小企業189人、大企業135人で、これらは全体の0.7%となっている。（第5表、第6表）

2 新規学卒者

～大学卒初任給の平均は事務・技術、生産ともに前年に比べ減少～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術156,813円、高校卒生産156,073円、専門学校卒事務・技術173,506円、専門学校卒生産157,145円、短大・高専卒事務・技術169,033円、短大・高専卒生産167,344円、大学卒事務・技術184,607円、大学卒生産173,256円となり、前年に比べ事務・技術は大学卒を除き増加、生産は専門学校卒、大学卒を除き増加している。（第9表）

3 賃 金

～所定内賃金は261,167円、所定外賃金は15,928円で、ともに前年に比べ減少～

- (1) 平成21年7月の所定内賃金は261,167円となり、前年に比べ6,383円減少している。規模別では中小企業が250,775円、大企業が287,218円であり、規模間格差は87.3となっている。（第4図、第5図、第6図）
- (2) 男女間格差（男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金）は、中小企業が75.5、大企業が71.6となっている。産業別では、最も格差が小さいのは中小企業、大企業ともに医療・福祉で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では複合サービス事業、大企業では宿泊・飲食サービス業となっている。（第11表）
- (3) 平成21年7月の所定外賃金は15,928円となり、前年に比べ434円減少している。規模別では中小企業が13,622円、大企業が21,707円となっている。（第17表、第4図）

4 労働日数、労働時間

～実労働日数は22.1日、総実労働時間数は177.0時間で、総実労働時間数は前年に比べ減少～

- (1) 平成21年7月の実労働日数は22.1日、規模別では中小企業が22.2日、大企業が21.9日となっている。産業別では、中小企業では複合サービス事業が、大企業では建設業が最も多くなっている。（第18表）

- (2) 平成21年7月の総実労働時間数は177.0時間（所定内167.8時間，所定外9.2時間）となり，前年に比べ2.0時間減少（所定内1.3時間減少，所定外0.7時間減少）している。規模別では中小企業が176.4時間（所定内168.0時間，所定外8.4時間），大企業が178.4時間（所定内167.1時間，所定外11.3時間）となっている。産業別では，中小企業，大企業ともに運輸・郵便業が最も多くなっている。（第18表）
- (3) 年所定労働時間は1,964時間39分となっている。規模別では中小企業が1,979時間36分，大企業が1,924時間21分となっている。産業別では，中小企業，大企業とも運輸・郵便業が最も多くなっている。（第19表）
- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は64.9%で，規模別では中小企業が66.0%，大企業が61.8%となっている。また，「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合は，43.2%と最も多い。（第23表）

5 休日・休暇

～全事業所の59.6%で「完全週休2日制」を実施，年次有給休暇の取得率は36.4%～

- (1) 年間休日数の平均は，106.2日（中小企業103.3日，大企業114.0日）となっている。産業別では，中小企業は金融・保険業，大企業では建設業が最も多くなっている。（第24表）
- (2) 何らかの形で週休2日制を採用している事業所の割合は，全体の98.6%となっている。規模別では中小企業が98.1%，大企業が100%となっている。

また，週休2日制の形態別では「完全週休2日制」を採用している事業所の割合が，全体の59.6%と最も多い。規模別でも中小企業，大企業ともに「完全週休2日制」が最も多く，それぞれ50.6%，83.8%となっている。（第25表）

なお，何らかの形で週休2日制の適用を受けている労働者は全体で99.5%となっている。（第26表）

- (3) 年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は全体で16.2日（中小企業16.0日，大企業16.6日）となっている。取得日数をみると，全体で5.9日（取得率36.4%），中小企業で5.8日（同36.5%），大企業で6.0日（同36.1%）となっている。取得率を産業別でみると，最も高いのは中小企業で医療・福祉（47.5%），大企業で製造業（65.6%）であり，一方，最も低いのは中小企業では宿泊・飲食サービス業で17.9%，大企業では運輸・郵便業で21.8%となっている。（第28表）

6 育児休業制度

～育児休業制度を利用した者（予定含む）の割合は，女性で85.8%，男性で1.0%～

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は86.1%となっている。また，平成20年7月1日から平成21年6月30日までに出産した者（配偶者が出産した男性を含む）のうち，育児休業制度を利用した者（予定含む）の割合は，女性で85.8%，男性で1.0%となっている。（第31表，第33表）

7 介護休業制度

～介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は2.4%～

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は80.6%となっている。また，平成20年7月1日から平成21年6月30日までに同制度の規定のある事業所で，利用者のいた事業所の割合は2.4%と

なっている。(第34表, 第35表)

8 仕事と家庭の両立のための支援制度

～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は6割を超える～

仕事と家庭の両立のための支援制度のある事業所は、育児については67.1%, 介護については62.1%となっている。(第36表)

9 賃金の支払い形態

～賃金の決定要素は「職務遂行能力」が最も多く、支払い形態は「月給制」の割合が71.1%～

- (1) 賃金を決定する際に最も重視している要素は、管理職、管理職以外ともに「職務遂行能力」が最も多く、それぞれ39.5%, 46.2%となっている。(第37表)
- (2) 賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が71.1%と最も多くなっている。(第38表)

10 定年制度

～継続雇用を制度化している事業所の割合は9割を超える、形態別では「再雇用」が70.8%～

- (1) 定年制を実施している事業所は94.1%となり、前年に比べ1.7ポイント減少している。規模別で見ると中小企業が92.2%, 大企業が99.6%となっている。(第39表)
- (2) 定年制を採用している事業所のうち、定年延長の予定がある事業所は16.3%となり、前年に比べ3.1ポイント増加している。延長後の定年予定年齢は、平均で65.0歳となっている。(第40表)
- (3) 定年制を採用している事業所のうち、継続雇用を制度化している事業所は92.4%となり、前年に比べ0.7ポイント増加している。継続雇用の形態別では、再雇用制度のみ採用している事業所が70.8%, 勤務延長のみを採用している事業所が7.9%, 再雇用と勤務延長を併用している事業所が11.8%となっている。(第41表, 第28図)

11 パートタイム労働者の賃金等

～総実労働時間数は109.8時間, 1時間当たりの所定内賃金は914円～

- (1) 集計対象となったパートタイム労働者は3,152人で、男性507人(16.1%), 女性2,645人(83.9%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第42表)
- (2) パートタイム労働者の平成21年7月の総実労働時間数は109.8時間(所定内107.8時間, 所定外2.0時間)となっている。(第43表)
- (3) パートタイム労働者の平成21年7月の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したもの)は914円となっている。(第45表)

Ⅱ 調 査 結 果 の 分 析

第 1 集計事業所，労働者の構成

1 集計事業所数及び一般労働者規模

集計対象となった事業所数は944事業所で，このうち産業別の事業所数は，建設業176事業所（18.6%），製造業211事業所（22.4%），情報サービス業7事業所（0.7%），運輸・郵便業50事業所（5.3%），卸売・小売業235事業所（24.9%），金融・保険業65事業所（6.9%），宿泊・飲食サービス業19事業所（2.0%），生活関連サービス・娯楽業13事業所（1.4%），医療・福祉107事業所（11.3%），複合サービス事業18事業所（1.9%），サービス業43事業所（4.6%）となっている。

規模別の事業所内訳は，全体では中小企業が690事業所（73.1%）で7割以上となっている。産業別では，建設業，製造業は中小企業が9割以上と高くなっているが，金融・保険業，複合サービス事業は3割以下と，他の産業に比べ中小企業の割合は低くなっている。（第1表）

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

単位：事業所

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	1,152 (100.0%)	838 (72.7%)	314 (27.3%)
産 業 計	944 (100.0%)	690 (73.1%)	254 (26.9%)
建 設 業	176 (18.6%)	163 <92.6%>	13 <7.4%>
製 造 業	211 (22.4%)	201 <95.3%>	10 <4.7%>
情 報 サ ー ビ ス 業	7 (0.7%)	4 <57.1%>	3 <42.9%>
運 輸 ・ 郵 便 業	50 (5.3%)	39 <78.0%>	11 <22.0%>
卸 売 ・ 小 売 業	235 (24.9%)	142 <60.4%>	93 <39.6%>
金 融 ・ 保 険 業	65 (6.9%)	14 <21.5%>	51 <78.5%>
宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	19 (2.0%)	12 <63.2%>	7 <36.8%>
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	13 (1.4%)	6 <46.2%>	7 <53.8%>
医 療 ・ 福 祉	107 (11.3%)	74 <69.2%>	33 <30.8%>
複 合 サ ー ビ ス 事 業	18 (1.9%)	5 <27.8%>	13 <72.2%>
サ ー ビ ス 業	43 (4.6%)	30 <69.8%>	13 <30.2%>

（注）（ ）内は全体に占める割合，〈 〉内は各区分に占める割合

2 集計労働者数

(1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は15,142人で，男性が10,493人（69.3%），女性が4,649人（30.7%）となっている。産業別構成比でみると，製造業22.4%，建設業20.4%，卸売・小売業19.1%が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性	女 性	男女別構成比	
	集 計 数	構 成 比			男 性	女 性
前 年 産 業 計	19,558 人	100.0 %	13,561 人	5,997 人	69.3 %	30.7 %
産 業 計	15,142	100.0	10,493	4,649	69.3	30.7
建 設 業	3,084	20.4	2,682	402	87.0	13.0
製 造 業	3,393	22.4	2,512	881	74.0	26.0
情 報 サービス業	160	1.1	120	40	75.0	25.0
運 輸 ・ 郵 便 業	956	6.3	851	105	89.0	11.0
卸 売 ・ 小 売 業	2,887	19.1	2,041	846	70.7	29.3
金 融 ・ 保 険 業	925	6.1	566	359	61.2	38.8
宿泊・飲食サービス業	275	1.8	175	100	63.6	36.4
生活関連サービス・娯楽業	168	1.1	111	57	66.1	33.9
医 療 ・ 福 祉	2,040	13.5	441	1,599	21.6	78.4
複合サービス事業	296	2.0	196	100	66.2	33.8
サ ー ビ ス 業	958	6.3	798	160	83.3	16.7

(2) 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が10,824人（71.5%）、大企業が4,318人（28.5%）となっている。産業別にみると、製造業、建設業で中小企業の割合がそれぞれ92.2%、90.0%と高く、一方、複合サービス事業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業で大企業の割合がそれぞれ76.4%、75.4%、56.7%と高くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の産業別・規模別構成

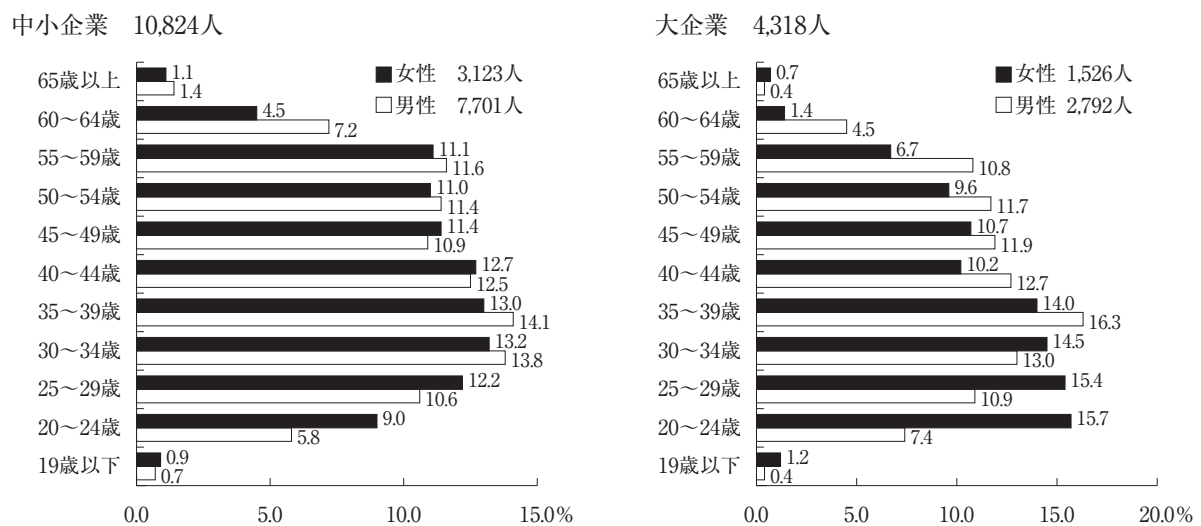
区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比
前 年 産 業 計	14,243 人	72.8 %	5,315 人	27.2 %
産 業 計	10,824	71.5	4,318	28.5
建 設 業	2,777	90.0	307	10.0
製 造 業	3,130	92.2	263	7.8
情 報 サービス業	85	53.1	75	46.9
運 輸 ・ 郵 便 業	711	74.4	245	25.6
卸 売 ・ 小 売 業	1,660	57.5	1,227	42.5
金 融 ・ 保 険 業	228	24.6	697	75.4
宿泊・飲食サービス業	119	43.3	156	56.7
生活関連サービス・娯楽業	78	46.4	90	53.6
医 療 ・ 福 祉	1,325	65.0	715	35.0
複合サービス事業	70	23.6	226	76.4
サ ー ビ ス 業	641	66.9	317	33.1

(3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で41.2歳（男性41.9歳，女性39.5歳）となっている。規模別では中小企業が41.8歳（男性42.2歳，女性40.7歳），大企業が39.7歳（男性41.1歳，女性37.1歳）となっており，中小企業が大企業よりも高くなっている。（第6図）

集計労働者の年齢別構成をみると，男性の場合は，中小企業，大企業ともに30歳代の割合が最も高く，中小企業では27.9%（2,145人），大企業では29.2%（816人）となっている。女性の場合は，中小企業では30歳代の割合が最も高く，26.2%（819人），大企業では20歳代の割合が最も高く31.1%（475人）となっている。（第1図）

第1図 集計労働者の年齢別構成



(4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は12.1年（男性12.8年，女性10.5年）となっている。規模別にみると，大企業（13.3年）の方が中小企業（11.6年）よりも長くなっている。産業別にみると，複合サービス事業が16.1年と最も長く，一方，生活関連サービス・娯楽業が7.1年と最も短くなっている。（第4表）

第4表 集計労働者の平均勤続年数

単位：年

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前 年 産 業 計	12.0	12.9	10.1	11.7	12.3	10.1	12.9	14.5	10.0
産 業 計	12.1	12.8	10.5	11.6	12.0	10.6	13.3	15.0	10.3
建 設 業	12.7	12.8	11.9	12.2	12.2	11.6	17.8	18.4	14.3
製 造 業	13.6	13.4	14.0	13.4	13.2	13.9	16.0	15.8	16.7
情 報 サ ー ビ ス 業	10.3	11.3	7.4	7.9	8.5	5.1	12.9	15.2	8.6
運 輸 ・ 郵 便 業	10.9	10.8	11.5	9.8	9.6	11.7	14.1	14.5	10.9
卸 売 ・ 小 売 業	12.7	13.7	10.4	11.7	12.6	9.8	14.1	15.0	11.3
金 融 ・ 保 険 業	15.5	17.8	12.0	15.9	18.3	9.3	15.4	17.6	12.6
宿泊・飲食サービス業	11.1	13.7	6.5	9.7	11.9	6.9	12.1	14.8	6.1
生活関連サービス・娯楽業	7.1	7.8	5.7	6.7	7.9	4.2	7.4	7.7	6.8
医 療 ・ 福 祉	8.3	7.9	8.3	8.5	8.2	8.6	7.8	7.5	7.9
複合サービス事業	16.1	17.0	14.3	14.5	13.9	16.0	16.6	18.1	13.8
サ ー ビ ス 業	9.5	9.8	7.8	8.6	8.7	8.1	11.2	12.2	7.2

(5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は161事業所で、全体の17.1%を占めている。

障がい者雇用割合の高い産業は、複合サービス事業（27.8%）、製造業（24.2%）、医療・福祉、サービス業とつづいている。（第5表）

また、平成13年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、平成19年度から減少傾向となっていたが、平成21年度は前年度と比較して0.3ポイントの増加となっている。（第2図）

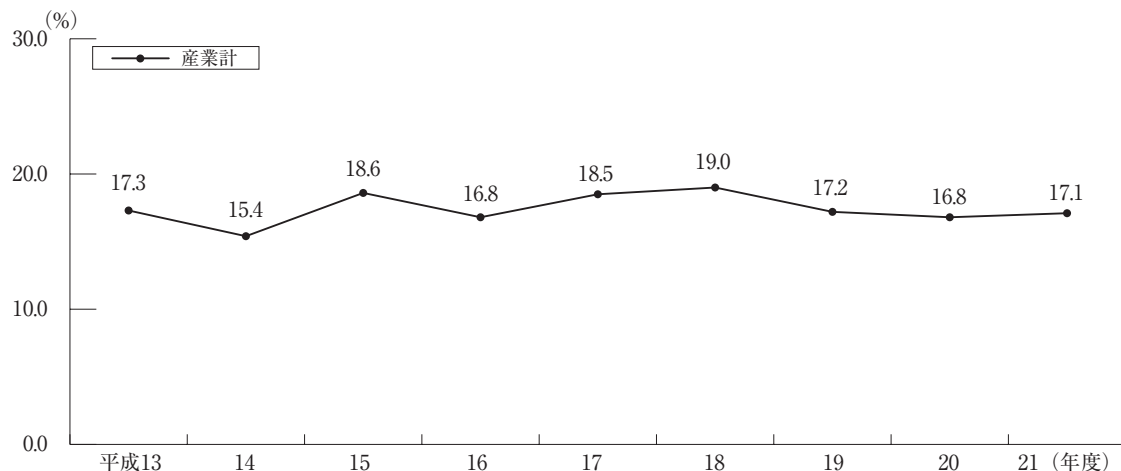
障がい者の雇用状況は、常用労働者43,461人のうち障がい者は324人（0.7%）となっている。（第6表）

また、平成13年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、平成17年度、19年度の増減はあるが、ほぼ横ばいで推移している。（第3図）

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合
前 年 産 業 計	1,152	194	16.8%	838	122	14.6%	314	72	22.9%
産 業 計	944	161	17.1%	690	108	15.7%	254	53	20.9%
建 設 業	176	13	7.4%	163	11	6.7%	13	2	15.4%
製 造 業	211	51	24.2%	201	45	22.4%	10	6	60.0%
情 報 サービス業	7	1	14.3%	4	—	—	3	1	33.3%
運 輸 ・ 郵 便 業	50	8	16.0%	39	6	15.4%	11	2	18.2%
卸 売 ・ 小 売 業	235	37	15.7%	142	16	11.3%	93	21	22.6%
金 融 ・ 保 険 業	65	7	10.8%	14	3	21.4%	51	4	7.8%
宿泊・飲食サービス業	19	2	10.5%	12	1	8.3%	7	1	14.3%
生活関連サービス・娯楽業	13	2	15.4%	6	1	16.7%	7	1	14.3%
医 療 ・ 福 祉	107	25	23.4%	74	17	23.0%	33	8	24.2%
複合サービス事業	18	5	27.8%	5	2	40.0%	13	3	23.1%
サ ー ビ ス 業	43	10	23.3%	30	6	20.0%	13	4	30.8%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

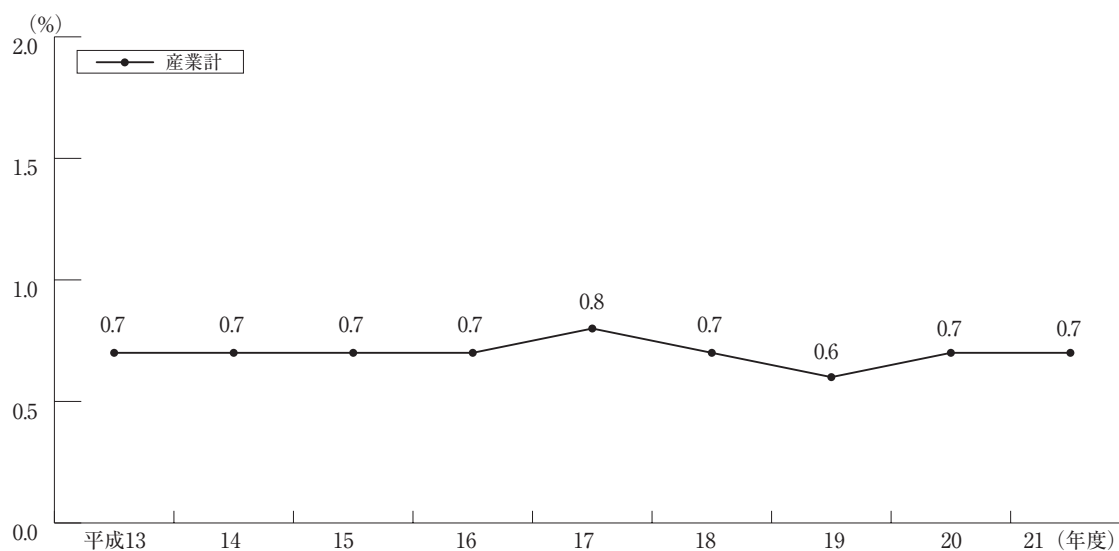
第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

単位：人

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数	う 障がい者数	ち 割合	常 用 労働者数	う 障がい者数	ち 割合	常 用 労働者数	う 障がい者数	ち 割合
前 年 産 業 計	55,392	384	0.7%	35,222	231	0.7%	20,170	153	0.8%
産 業 計	43,461	324	0.7%	25,925	189	0.7%	17,536	135	0.8%
建 設 業	5,236	15	0.3%	4,339	12	0.3%	897	3	0.3%
製 造 業	10,441	119	1.1%	8,625	92	1.1%	1,816	27	1.5%
情 報 サービス業	521	2	0.4%	182	—	—	339	2	0.6%
運 輸 ・ 郵 便 業	3,272	20	0.6%	1,925	8	0.4%	1,347	12	0.9%
卸 売 ・ 小 売 業	8,935	67	0.7%	3,759	21	0.6%	5,176	46	0.9%
金 融 ・ 保 険 業	1,638	11	0.7%	407	3	0.7%	1,231	8	0.6%
宿泊・飲食サービス業	1,019	2	0.2%	443	1	0.2%	576	1	0.2%
生活関連サービス・娯楽業	409	4	1.0%	212	3	1.4%	197	1	0.5%
医 療 ・ 福 祉	7,274	50	0.7%	3,789	33	0.9%	3,485	17	0.5%
複合サービス事業	649	6	0.9%	156	3	1.9%	493	3	0.6%
サ ー ビ ス 業	4,067	28	0.7%	2,088	13	0.6%	1,979	15	0.8%

- (注) 1 上表の数値は、調査事業所に雇用されている全ての常用労働者数を計上しているため、本調査の集計対象となった調査労働者数（18,294人）以外も含む。
2 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



- (注) 1 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。
2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

3 労働組合

回答のあった944事業所のうち、労働組合「有」が259事業所（27.4%）となっている。

これを産業別にみると、金融・保険業で81.5%、複合サービス事業で72.2%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が67.3%と中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。（第7表）

第7表 労働組合組織状況

単位：事業所

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合
前 年 産 業 計	1,152	316	27.4%	838	121	14.4%	314	195	62.1%
産 業 計	944	259	27.4%	690	88	12.8%	254	171	67.3%
建 設 業	176	16	9.1%	163	7	4.3%	13	9	69.2%
製 造 業	211	38	18.0%	201	31	15.4%	10	7	70.0%
情 報 サ ー ビ ス 業	7	1	14.3%	4	—	—	3	1	33.3%
運 輸 ・ 郵 便 業	50	28	56.0%	39	17	43.6%	11	11	100.0%
卸 売 ・ 小 売 業	235	66	28.1%	142	8	5.6%	93	58	62.4%
金 融 ・ 保 険 業	65	53	81.5%	14	4	28.6%	51	49	96.1%
宿泊・飲食サービス業	19	2	10.5%	12	1	8.3%	7	1	14.3%
生活関連サービス・娯楽業	13	3	23.1%	6	1	16.7%	7	2	28.6%
医 療 ・ 福 祉	107	24	22.4%	74	11	14.9%	33	13	39.4%
複合サービス事業	18	13	72.2%	5	2	40.0%	13	11	84.6%
サ ー ビ ス 業	43	15	34.9%	30	6	20.0%	13	9	69.2%

第2 新規学卒者

1 新規学卒者の採用状況

回答のあった944事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、280事業所（29.7％）で、採用者数は819人となっている。（第8表）

第8表 産業別新規学卒者採用数

区 分	採 用 事業所数	採 用 者 数					
		計	中学卒	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒
前 年 産 業 計	343	983 ^人	3 ^人	225 ^人	238 ^人	132 ^人	385 ^人
産 業 計	280	819	6	229	176	108	300
建 設 業	40	80	—	31	17	4	28
製 造 業	53	166	—	101	11	12	42
情 報 サービス業	5	31	—	7	4	1	19
運 輸 ・ 郵 便 業	7	22	—	10	—	—	12
卸 売 ・ 小 売 業	58	118	—	21	27	20	50
金 融 ・ 保 険 業	37	57	—	1	—	6	50
宿泊・飲食サービス業	7	30	—	8	15	4	3
生活関連サービス・娯楽業	3	14	—	12	2	—	—
医 療 ・ 福 祉	55	211	—	17	91	53	50
複 合 サービス 事業	6	10	—	1	1	2	6
サ ー ビ ス 業	9	80	6	20	8	6	40

2 初 任 給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術156,813円、生産156,073円、専門学校卒事務・技術173,506円、生産157,145円、短大・高専卒事務・技術169,033円、生産167,344円、大学卒事務・技術184,607円、生産173,256円となっている。（第9表）

第9表 産業別・学歴別初任給

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専門学校卒		短大・高専卒		大 学 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	χ	χ	152,075	154,986	170,088	167,044	163,394	164,063	185,990	191,371
産 業 計	148,500	—	156,813	156,073	173,506	157,145	169,033	167,344	184,607	173,256
建 設 業	—	—	161,160	169,512	187,263	169,919	χ	—	201,417	χ
製 造 業	—	—	156,297	153,746	χ	161,805	χ	173,185	193,182	199,744
情 報 サービス業	—	—	132,571	—	χ	—	χ	—	198,093	—
運 輸 ・ 郵 便 業	—	—	133,291	χ	—	—	—	—	168,783	—
卸 売 ・ 小 売 業	—	—	149,800	158,767	163,350	χ	162,998	168,529	186,667	182,571
金 融 ・ 保 険 業	—	—	χ	—	—	—	148,867	—	176,710	—
宿泊・飲食サービス業	—	—	χ	147,429	153,500	χ	χ	—	χ	—
生活関連サービス・娯楽業	—	—	193,000	—	—	χ	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	147,738	150,000	179,719	145,973	175,382	169,500	185,307	χ
複 合 サービス 事業	—	—	χ	—	χ	—	χ	—	167,333	—
サ ー ビ ス 業	148,500	—	162,694	χ	χ	163,000	χ	χ	163,679	162,346

第3 賃 金

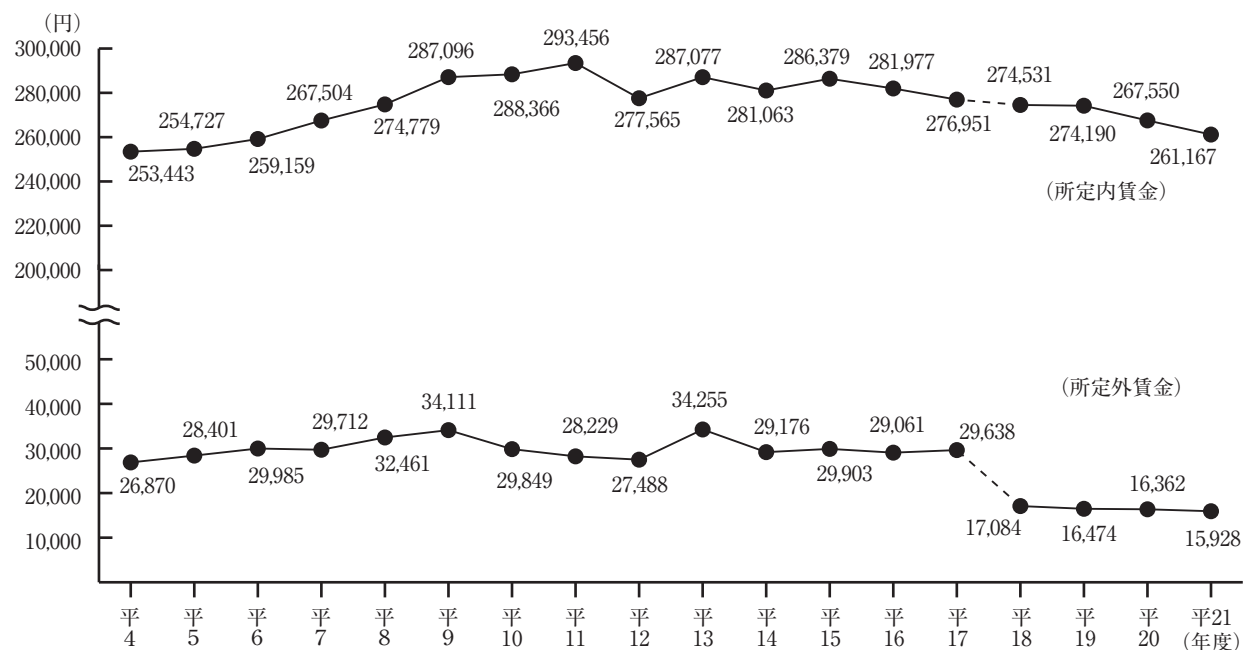
1 賃 金

平成4年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、平成11年度の293,456円をピークにその後は減少傾向となっている。

また、所定外賃金は、平成13年度の34,255円をピークにその後は29,000円台で推移してきた。

なお、平成18年度からは所定内賃金、所定外賃金の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第4図）

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	38.4	37.7	38.1	38.2	38.7	39.6	39.5	39.6	39.9	40.2	40.4	40.7	40.7	41.5	40.9	40.8	41.0	41.2
平均勤続年数(年)	11.5	11.2	11.6	11.9	12.5	13.3	13.1	13.0	13.1	14.2	13.2	13.3	13.0	13.5	12.5	12.2	12.0	12.1

- (注) 1 平成17年度以前は常用労働者数をウェイトとした加重算術平均で集計，平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 所定内賃金の概況

平成21年7月の集計労働者平均所定内賃金は、261,167円（平均年齢41.2歳，平均勤続年数12.1年）となっている。

男女別では，男性で283,010円（平均年齢41.9歳，平均勤続年数12.8年），女性で211,869円（平均年齢39.5歳，平均勤続年数10.5年）となっている。

平均年齢は複合サービス事業の44.9歳が最も高く，生活関連サービス・娯楽業の35.2歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では，複合サービス事業の16.1年，金融・保険業の15.5年が長くなっており，逆に生活関連サービス・娯楽業の7.1年が最も短くなっている。（第5図）

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区 分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	20	25	30	35	40	45万円
前年産業計	計	41.0	12.0	267,550					
	男性	42.0	12.8	291,702					
	女性	39.2	10.1	212,936					
産 業 計	計	41.2	12.1	261,167					
	男性	41.9	12.8	283,010					
	女性	39.5	10.5	211,869					
建 設 業	計	42.6	12.7	283,205					
	男性	42.7	12.8	294,543					
	女性	41.5	11.9	207,565					
製 造 業	計	42.2	13.6	246,183					
	男性	41.6	13.4	267,698					
	女性	43.9	14.0	184,834					
情報サービス業	計	37.1	10.3	292,830					
	男性	39.0	11.3	317,664					
	女性	31.5	7.4	218,328					
運輸・郵便業	計	44.0	10.9	235,929					
	男性	44.2	10.8	242,403					
	女性	41.9	11.5	183,456					
卸売・小売業	計	40.2	12.7	264,224					
	男性	40.9	13.7	291,201					
	女性	38.7	10.4	199,143					
金融・保険業	計	39.5	15.5	322,104					
	男性	42.4	17.8	369,722					
	女性	35.0	12.0	247,028					
宿泊・飲食サービス業	計	38.6	11.1	254,913					
	男性	40.9	13.7	298,273					
	女性	34.7	6.5	179,032					
生活関連サービス・娯楽業	計	35.2	7.1	267,502					
	男性	36.7	7.8	295,975					
	女性	32.4	5.7	212,055					
医療・福祉	計	38.0	8.3	238,345					
	男性	37.7	7.9	258,105					
	女性	38.1	8.3	232,895					
複合サービス事業	計	44.9	16.1	274,020					
	男性	45.2	17.0	298,492					
	女性	44.3	14.3	226,056					
サービス業	計	42.8	9.5	240,457					
	男性	43.0	9.8	252,894					
	女性	41.8	7.8	178,432					

3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が250,775円、大企業が287,218円で、規模間格差は87.3となっている。(第6図)

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区 分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15	20	25	30	35万円
前年産業計	計	41.0	12.0	267,550				
	男性	42.0	12.8	291,702				
	女性	39.2	10.1	212,936				
規 模 計	計	41.2	12.1	261,167				
	男性	41.9	12.8	283,010				
	女性	39.5	10.5	211,869				
中 小 企 業	計	41.8	11.6	250,775				
	男性	42.2	12.0	269,851				
	女性	40.7	10.6	203,737				
大 企 業	計	39.7	13.3	287,218				
	男性	41.1	15.0	319,305				
	女性	37.1	10.3	228,511				

4 産業別所定内賃金

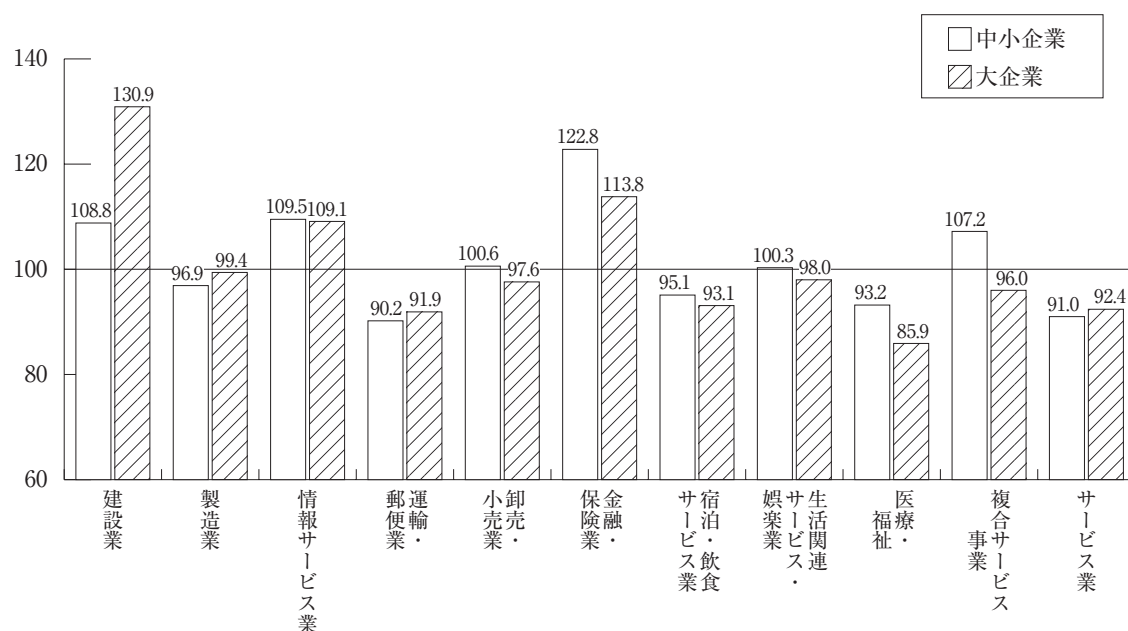
産業別で所定内賃金をみると、金融・保険業(322,104円、39.5歳、15.5年)が最も高く、以下、情報サービス業、建設業、複合サービス事業が続き、最も低いのは運輸・郵便業となっている。(第10表、第5図)

第10表 産業別・規模別所定内賃金

単位：円

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	267,550	258,824	290,934
産 業 計	261,167	250,775	287,218
建 設 業	283,205	272,942	376,044
製 造 業	246,183	242,890	285,371
情 報 サービス業	292,830	274,639	313,446
運 輸 ・ 郵 便 業	235,929	226,297	263,881
卸 売 ・ 小 売 業	264,224	252,322	280,326
金 融 ・ 保 険 業	322,104	308,006	326,716
宿泊・飲食サービス業	254,913	238,475	267,452
生活関連サービス・娯楽業	267,502	251,444	281,418
医 療 ・ 福 祉	238,345	233,832	246,707
複合サービス事業	274,020	268,786	275,641
サ ー ビ ス 業	240,457	228,127	265,390

第7図 産業間格差の状況（産業計＝100）



5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で74.9（男性283,010円，女性211,869円）となっている。規模別にみると，中小企業が75.5，大企業が71.6と大企業の方が男女格差は大きくなっている。また，産業別にみると，格差が最も小さいのは，中小企業，大企業とも医療・福祉で，逆に最も格差が大きいのは，中小企業では複合サービス事業，大企業では宿泊・飲食サービス業となっている。（第11表，第6図）

第11表 男女別所定内賃金

区 分	中 小 企 業							大 企 業						
	男 性			女 性			格差	男 性			女 性			格差
	年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金		年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金	
前年産業計	歳	年	円	歳	年	円		歳	年	円	歳	年	円	
産業計	42.4	12.3	280,651	40.2	10.1	203,358	72.5	40.6	14.5	325,521	37.2	10.0	232,443	71.4
	42.2	12.0	269,851	40.7	10.6	203,737	75.5	41.1	15.0	319,305	37.1	10.3	228,511	71.6
建設業	42.6	12.2	283,009	41.8	11.6	205,352	72.6	44.1	18.4	399,741	38.5	14.3	226,529	56.7
製造業	41.6	13.2	264,286	43.8	13.9	183,011	69.2	41.2	15.8	305,896	44.6	16.7	211,192	69.0
情報サービス業	38.9	8.5	282,250	30.6	5.1	236,037	83.6	39.2	15.2	368,977	32.0	8.6	208,793	56.6
運輸・郵便業	45.0	9.6	231,030	41.8	11.7	187,322	81.1	42.0	14.5	275,631	42.1	10.9	172,822	62.7
卸売・小売業	41.5	12.6	279,398	40.5	9.8	193,949	69.4	40.0	15.0	305,957	35.8	11.3	207,680	67.9
金融・保険業	44.9	18.3	336,810	34.0	9.3	227,354	67.5	41.3	17.6	383,615	35.3	12.6	250,976	65.4
宿泊・飲食サービス業	40.8	11.9	279,027	35.1	6.9	186,225	66.7	40.9	14.8	310,213	34.2	6.1	171,240	55.2
生活関連サービス・娯楽業	37.6	7.9	275,515	35.0	4.2	200,414	72.7	35.8	7.7	314,670	30.3	6.8	221,150	70.3
医療・福祉	38.7	8.2	261,474	38.4	8.6	227,116	86.9	36.3	7.5	253,310	37.6	7.9	244,453	96.5
複合サービス事業	48.1	13.9	301,974	50.9	16.0	196,376	65.0	44.3	18.1	297,363	42.4	13.8	234,427	78.8
サービス業	42.6	8.7	237,488	43.2	8.1	175,627	74.0	43.8	12.2	285,887	39.8	7.2	182,750	63.9

6 年齢別所定内賃金

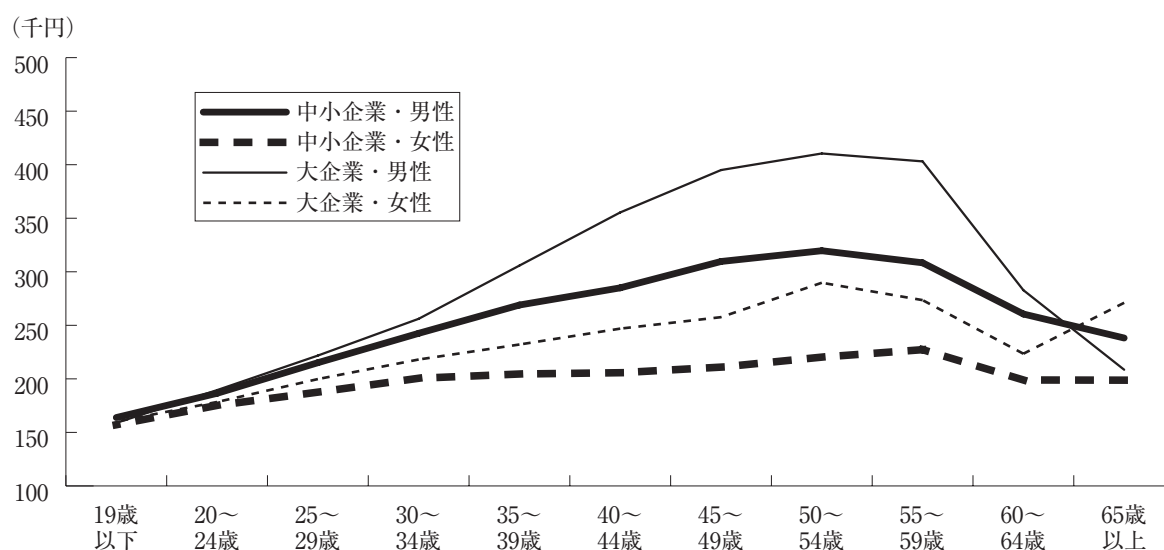
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、男性は中小企業、大企業とも「50～54歳」のピークまで一貫して上昇し、その後、下降に転じている。女性は、中小企業ではほぼ横ばいで推移し、大企業では「50～54歳」まで上昇し、その後、下降に転じるが、「65歳以上」で再上昇が見られるなど、男性に比べると年齢段階別格差は小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。（第12表、第8図）

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
	円		円		円		円	
19歳以下	163,867	87.9	157,147	89.7	158,866	83.8	160,117	89.8
20～24歳	186,511	100.0	175,199	100.0	189,487	100.0	178,402	100.0
25～29歳	215,085	115.3	187,594	107.1	221,756	117.0	199,797	112.0
30～34歳	242,523	130.0	200,555	114.5	256,079	135.1	218,074	122.2
35～39歳	268,954	144.2	204,528	116.7	305,804	161.4	232,080	130.1
40～44歳	284,991	152.8	205,740	117.4	355,431	187.6	246,904	138.4
45～49歳	309,613	166.0	210,961	120.4	394,998	208.5	257,620	144.4
50～54歳	319,656	171.4	220,298	125.7	410,487	216.6	289,748	162.4
55～59歳	308,388	165.3	227,253	129.7	403,088	212.7	273,525	153.3
60～64歳	260,553	139.7	198,951	113.6	282,817	149.3	223,481	125.3
65歳以上	238,137	127.7	198,773	113.5	208,525	110.0	271,049	151.9

第8図 所定内賃金の年齢別推移



7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第13表)

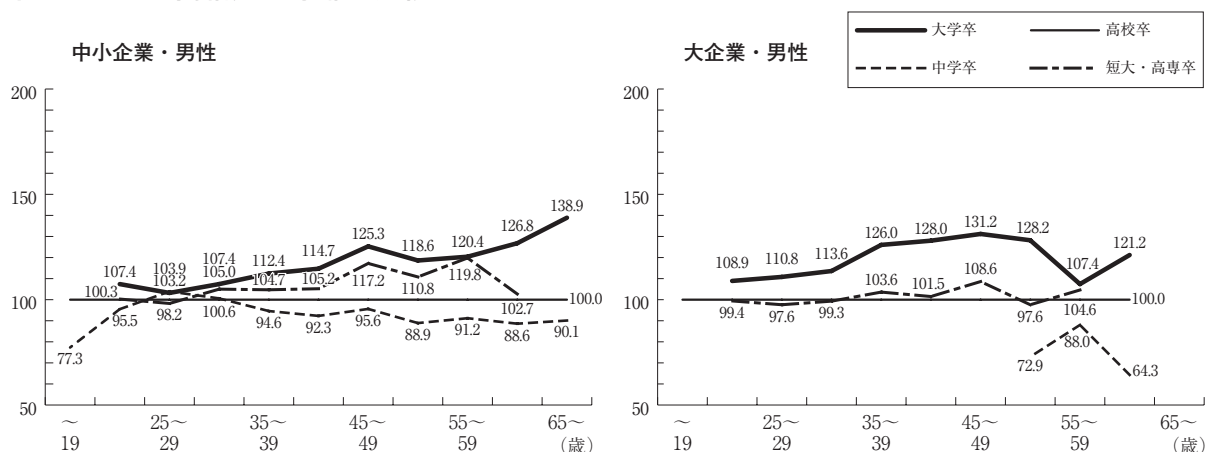
男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも大学卒との格差が大きい。また、女性について学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学卒、短大・高専卒との格差が大きい。(第9図)

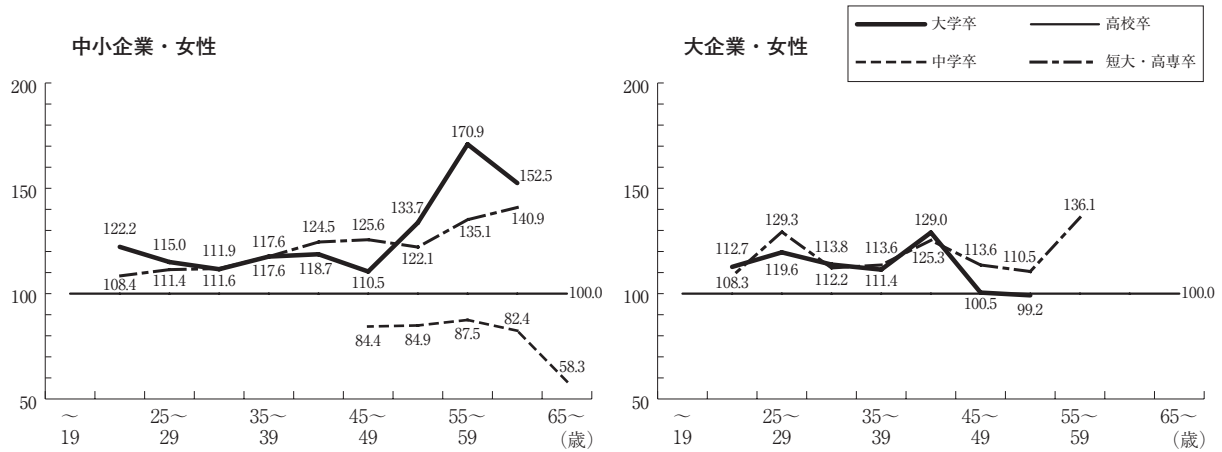
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		短大・高専卒		大 学 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	264,386	169,039	283,549	207,784	267,703	222,484	333,766	224,416
規 模 計	252,940	176,731	274,865	203,315	261,879	225,575	324,818	219,178
中 小 企 業	252,520	174,630	265,565	195,471	260,872	218,382	302,422	217,276
19歳以下	130,574	χ	168,934	157,114	—	—	—	—
20～24歳	176,474	—	184,703	161,502	185,343	175,139	198,296	197,295
25～29歳	222,188	χ	213,939	172,915	210,194	192,573	220,724	198,930
30～34歳	238,249	χ	236,874	187,531	248,680	209,900	254,381	209,202
35～39歳	248,101	χ	262,157	188,674	274,475	221,830	294,537	221,937
40～44歳	257,737	χ	279,119	192,033	293,543	239,176	320,069	227,901
45～49歳	278,975	167,890	291,724	198,893	341,975	249,798	365,464	219,841
50～54歳	275,724	178,019	310,130	209,736	343,767	256,032	367,846	280,370
55～59歳	277,156	190,740	303,964	218,035	364,199	294,553	366,082	372,709
60～64歳	232,387	162,937	262,315	197,647	269,527	278,572	332,578	301,375
65歳以上	215,000	139,490	238,529	239,173	χ	χ	331,391	—
大 企 業	258,896	197,857	316,328	223,484	263,693	237,936	349,532	221,058
19歳以下	—	—	158,866	160,117	—	—	—	—
20～24歳	χ	—	182,935	165,003	181,917	178,723	199,292	185,946
25～29歳	χ	—	210,886	168,051	205,892	217,233	233,677	201,064
30～34歳	χ	χ	242,227	200,018	240,534	224,350	275,134	227,633
35～39歳	χ	—	271,897	215,880	281,779	245,215	342,549	240,464
40～44歳	χ	χ	314,877	219,802	319,491	275,420	402,944	283,598
45～49歳	—	—	349,990	247,991	380,248	281,833	459,122	249,278
50～54歳	269,609	χ	369,845	285,140	360,946	315,074	474,046	282,969
55～59歳	349,341	198,744	396,773	248,776	414,999	338,681	426,150	χ
60～64歳	175,531	χ	273,037	197,581	χ	χ	331,047	χ
65歳以上	χ	χ	χ	174,485	—	—	χ	χ

第9図 学歴間格差の年齢別推移





8 職種別所定内賃金

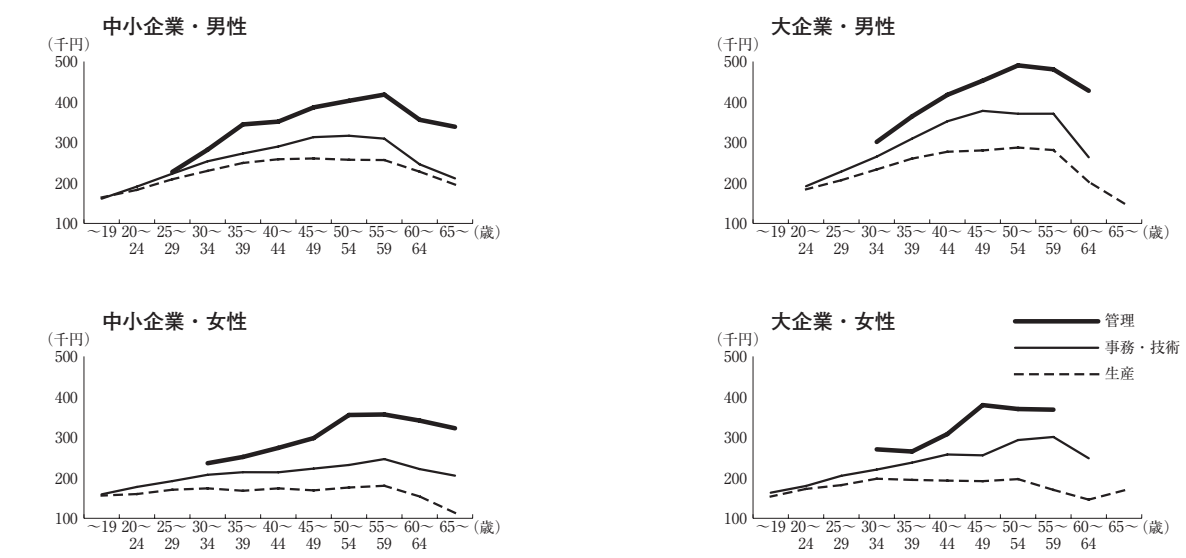
職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで「事務・技術」、 「生産」の順になっている。（第14表、第10図）

第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区 分	管 理		事務・技術		生 産	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	409,757	324,135	285,854	219,995	247,491	174,465
規模計	398,956	316,308	277,596	219,248	238,771	173,833
中 小 企 業	373,882	310,225	268,510	210,871	237,546	170,537
19歳以下	—	—	161,154	159,185	164,214	156,128
20～24歳	χ	χ	191,023	177,546	182,908	159,956
25～29歳	227,205	χ	222,838	191,906	209,068	170,542
30～34歳	282,090	236,101	253,521	207,501	229,875	173,963
35～39歳	344,593	251,588	272,788	213,887	249,363	168,010
40～44歳	351,480	273,957	290,005	213,667	258,533	173,945
45～49歳	386,656	298,106	313,150	222,803	260,505	169,026
50～54歳	402,933	355,241	316,606	231,718	257,279	176,084
55～59歳	418,215	356,470	309,438	246,300	256,530	180,332
60～64歳	356,000	341,366	246,014	221,596	227,813	153,943
65歳以上	338,792	322,413	211,252	205,326	196,010	113,449
大 企 業	442,765	329,572	295,078	234,290	245,131	183,836
19歳以下	—	—	χ	163,276	χ	153,798
20～24歳	—	—	191,866	179,925	184,208	172,613
25～29歳	χ	χ	228,115	205,054	206,818	182,013
30～34歳	301,344	270,335	264,977	220,389	233,339	197,722
35～39歳	364,287	264,986	309,378	237,522	260,121	194,907
40～44歳	417,634	308,191	352,310	257,633	277,030	193,026
45～49歳	452,650	379,653	378,045	255,545	280,363	191,787
50～54歳	490,434	369,967	370,923	293,346	287,401	196,783
55～59歳	480,606	368,342	370,998	300,937	281,223	170,225
60～64歳	427,759	χ	263,399	248,216	202,672	146,137
65歳以上	χ	—	χ	χ	149,509	168,976

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



9 勤続年数別所定内賃金

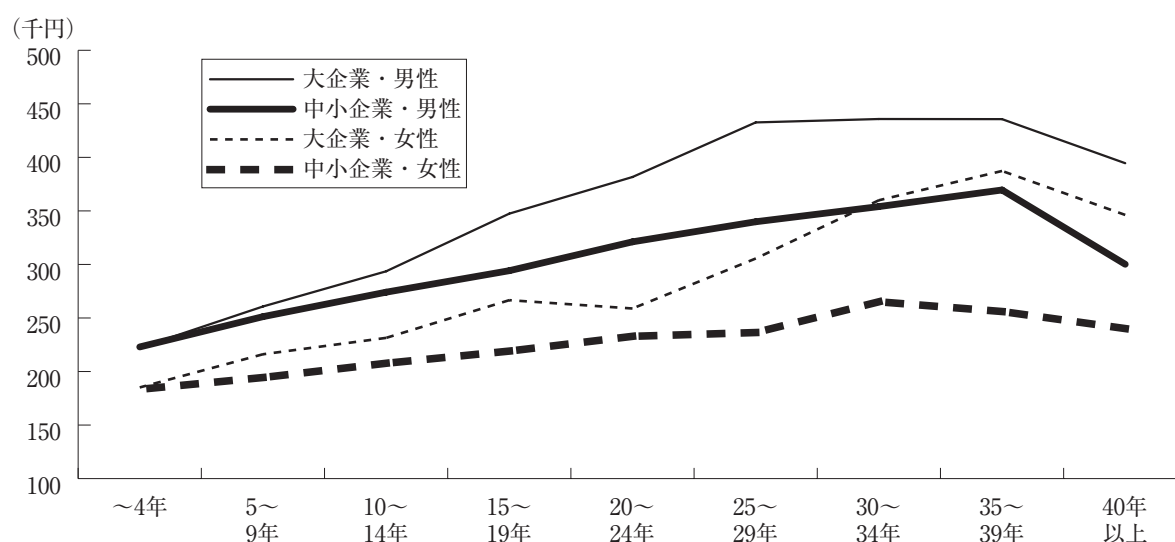
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、男性は中小企業で「35～39年」、大企業では「30～34年」がピークで、その後、下降に転じている。女性は、中小企業で「30～34年」、大企業では「35～39年」がピークで、その後、下降に転じている。女性は男性に比べると一部を除き概ね勤続年数別格差は小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。（第15表、第11図）

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
	円		円		円		円	
0 年	209,580	100.0	164,863	100.0	201,487	100.0	178,612	100.0
1 年	217,744	103.9	183,876	111.5	206,164	102.3	171,976	96.3
2 年	224,934	107.3	183,676	111.4	231,187	114.7	190,841	106.8
3～4年	232,022	110.7	194,279	117.8	239,643	118.9	193,728	108.5
5～9年	251,217	119.9	194,387	117.9	260,727	129.4	216,109	121.0
10～14年	274,092	130.8	207,698	126.0	293,594	145.7	231,420	129.6
15～19年	294,169	140.4	219,075	132.9	347,449	172.4	266,631	149.3
20～24年	321,121	153.2	232,861	141.2	381,657	189.4	258,857	144.9
25～29年	339,856	162.2	236,405	143.4	432,629	214.7	305,526	171.1
30～34年	354,019	168.9	265,115	160.8	435,813	216.3	359,936	201.5
35～39年	369,537	176.3	256,033	155.3	435,697	216.2	387,297	216.8
40年以上	300,166	143.2	240,112	145.6	394,539	195.8	346,236	193.8

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者（学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者）について、勤続年数「3～4年」かつ、年齢「20～24歳」の者の所定内賃金を100として、各条件別に所定内賃金をみると、男女ともに大企業、中小企業とも「事務・技術」が「生産」より概ね勤続年数、年齢により格差が大きくなっている。（第16表）

第16表 標準労働者の所定内賃金
【男 性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
		所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
		円		円		円		円	
0 年	17歳以下	—	—	χ	χ	—	—	—	—
0 年	18～19歳	χ	χ	161,340	89.6	χ	χ	χ	χ
1～2年	18～19歳	χ	χ	180,652	100.3	—	—	χ	χ
3～4年	20～24歳	193,017	100.0	180,102	100.0	187,979	100.0	177,677	100.0
5～9年	25～29歳	233,117	120.8	215,949	119.9	236,548	125.8	213,878	120.4
10～14年	30～34歳	262,552	136.0	243,377	135.1	270,114	143.7	250,928	141.2
15～19年	35～39歳	288,339	149.4	267,008	148.3	330,166	175.6	275,649	155.1
20～24年	40～44歳	322,454	167.1	283,293	157.3	372,905	198.4	289,858	163.1
25～29年	45～49歳	320,786	166.2	281,242	156.2	393,685	209.4	312,385	175.8
30～34年	50～54歳	349,764	181.2	286,712	159.2	407,403	216.7	352,141	198.2
35～39年	55～59歳	379,487	196.6	319,017	177.1	413,649	220.1	345,518	194.5
40年以上	60歳以上	267,802	138.7	259,879	144.3	325,576	173.2	χ	χ

【女 性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
		所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差
		円		円		円		円	
0 年	17歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－
0 年	18～19歳	159,185	91.2	152,960	97.0	163,276	93.4	χ	χ
1～2年	18～19歳	－	－	162,464	103.0	－	－	χ	χ
3～4年	20～24歳	174,503	100.0	157,761	100.0	174,837	100.0	167,983	100.0
5～9年	25～29歳	190,955	109.4	184,082	116.7	214,280	122.6	203,192	121.0
10～14年	30～34歳	221,414	126.9	183,710	116.4	238,011	136.1	196,978	117.3
15～19年	35～39歳	234,083	134.1	181,642	115.1	268,985	153.8	213,163	126.9
20～24年	40～44歳	249,406	142.9	200,534	127.1	274,381	156.9	χ	χ
25～29年	45～49歳	252,706	144.8	211,795	134.3	318,599	182.2	χ	χ
30～34年	50～54歳	288,443	165.3	186,446	118.2	351,577	201.1	χ	χ
35～39年	55～59歳	264,479	151.6	253,441	160.6	375,214	214.6	χ	χ
40年以上	60歳以上	252,315	144.6	χ	χ	χ	χ	－	－

11 所定外賃金

平成21年7月の集計労働者平均所定外賃金は、15,928円となっている。

男女別では、男性で19,119円、女性で8,724円となっている。

規模別にみると、中小企業が13,622円、大企業が21,707円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、運輸・郵便業が36,686円で最も高く、情報サービス業、金融・保険業、サービス業が続き、医療・福祉が最も低くなっている。（第17表）

第17表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前 年 産 業 計	16,362	19,567	9,117	14,895	17,857	7,369	20,295	24,798	12,677
産 業 計	15,928	19,119	8,724	13,622	16,651	6,154	21,707	25,929	13,984
建 設 業	18,225	19,779	7,854	15,517	16,822	6,752	42,719	46,748	17,298
製 造 業	13,581	16,260	5,942	12,738	15,354	5,416	23,616	26,403	13,544
情 報 サービス業	27,663	27,365	28,556	25,508	25,785	24,101	30,105	29,655	30,955
運 輸 ・ 郵 便 業	36,686	38,868	19,004	33,195	34,891	19,231	46,817	50,486	18,379
卸 売 ・ 小 売 業	11,358	12,705	8,109	8,592	9,872	5,831	15,100	16,246	11,854
金 融 ・ 保 険 業	26,911	29,714	22,492	10,812	11,439	9,055	32,178	37,428	25,189
宿泊・飲食サービス業	14,141	15,880	11,099	14,119	16,124	11,536	14,158	15,728	10,625
生活関連サービス・娯楽業	18,989	20,507	16,034	10,636	10,215	11,528	26,229	29,912	19,554
医 療 ・ 福 祉	6,673	8,723	6,108	5,449	8,076	4,811	8,941	9,644	8,701
複 合 サービス事業	7,150	6,548	8,329	7,055	6,397	8,491	7,179	6,597	8,284
サ ー ビ ス 業	19,729	21,845	9,176	18,350	20,350	7,131	22,518	25,046	12,325

第4 労働日数、労働時間

1 実労働日数、実労働時間数

(1) 実労働日数

平成21年7月の実労働日数は、22.1日（中小企業22.2日、大企業21.9日）となっている。産業別にみると、運輸・郵便業が23.0日（中小企業23.3日、大企業22.1日）で最も多く、建設業、複合サービス事業、宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス・娯楽業、情報サービス業が続いている。（第18表）

(2) 実労働時間数

平成21年7月の実労働時間数をみると、総実労働時間数は177.0時間（中小企業176.4時間、大企業178.4時間）であり、その内訳は所定内167.8時間、所定外9.2時間となっている。産業別の月所定内労働時間数は金融・保険業が162.5時間で最も短く、他の産業との差は1.0～10.9時間であり、産業差が縮まっている。産業別の月所定外労働時間数は運輸・郵便業が26.6時間で最も長く、以下、情報サービス業、サービス業が続いている。規模別では大きな差は見られない。（第18表）

第18表 月間実労働日数、実労働時間数

区 分		月間実労働日数	月間実労働時間数		
			総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前年産業計	規模計	22.1 日	179.0 時間	169.1 時間	9.9 時間
	中小企業	22.3	180.2	170.6	9.6
	大企業	21.6	175.8	165.0	10.8
産業計	規模計	22.1	177.0	167.8	9.2
	中小企業	22.2	176.4	168.0	8.4
	大企業	21.9	178.4	167.1	11.3
建設業	規模計	22.6	182.3	172.2	10.1
	中小企業	22.6	180.5	171.5	9.0
	大企業	22.5	198.7	179.2	19.5
製造業	規模計	21.6	173.5	165.8	7.8
	中小企業	21.6	173.6	166.0	7.6
	大企業	21.3	173.2	163.5	9.7
情報サービス業	規模計	22.0	187.6	172.0	15.6
	中小企業	21.7	188.5	173.4	15.1
	大企業	22.3	186.6	170.4	16.2
運輸・郵便業	規模計	23.0	200.0	173.4	26.6
	中小企業	23.3	195.8	172.8	23.0
	大企業	22.1	212.3	175.3	37.1
卸売・小売業	規模計	22.3	175.2	168.3	6.9
	中小企業	22.5	173.3	168.0	5.3
	大企業	22.0	177.7	168.8	8.9
金融・保険業	規模計	21.6	173.3	162.5	10.8
	中小企業	21.9	171.0	166.2	4.8
	大企業	21.6	174.0	161.3	12.7
宿泊・飲食サービス業	規模計	22.3	178.3	169.5	8.8
	中小企業	22.6	181.5	171.6	9.9
	大企業	22.1	175.9	168.0	8.0
生活関連サービス・娯楽業	規模計	22.0	172.4	163.5	8.9
	中小企業	22.4	172.0	165.3	6.8
	大企業	21.7	172.8	162.0	10.8
医療・福祉	規模計	21.5	167.3	163.6	3.7
	中小企業	21.5	166.5	163.2	3.3
	大企業	21.5	168.7	164.2	4.6
複合サービス事業	規模計	22.5	168.6	164.6	4.0
	中小企業	23.4	170.0	166.3	3.8
	大企業	22.2	168.1	164.1	4.0
サービス業	規模計	21.9	180.3	167.9	12.5
	中小企業	22.0	180.6	168.0	12.6
	大企業	21.7	179.8	167.6	12.2

2 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）

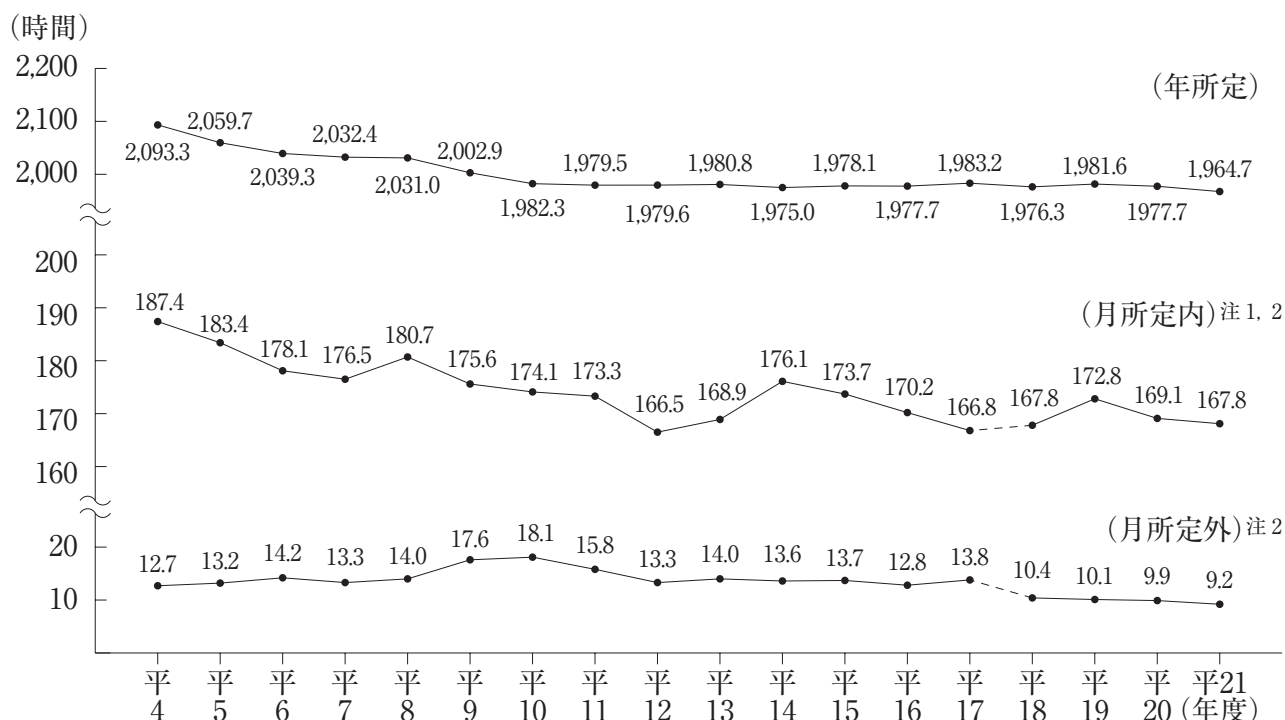
平成4年度からの労働時間の推移をみると、年所定労働時間は、年々減少傾向がみられ、平成10年度に2,000時間を切っている。

月所定内労働時間は、平成12年度までは減少傾向となっていたが、平成13年度から平成14年度まで増加に転じ、その後は再び減少傾向となっており、総じて減少傾向にあるといえる。

月所定外労働時間は、平成5年度から平成10年度までは増加傾向、平成11年度からは減少傾向となっているが、総じて横ばいにあるといえる。

なお、平成18年度からは月所定内労働時間、月所定外労働時間の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第12図）

第12図 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）



- (注) 1 平成17年度以前は「所定労働時間」として事業所を1単位とした単純算術平均で集計，平成18年度以降は「所定内労働時間」として常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
- 2 平成17年度以前は常用労働者数をウェイトとした加重算術平均で集計，18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
- 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
- 4 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

3 所定労働時間

(1) 日所定・週所定・年所定労働時間

年所定労働時間は、1,964時間39分となっている。規模別にみると、中小企業は1,979時間36分、大企業は1,924時間21分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業、大企業ともに運輸・郵便業が最も長くなっている。(第19表)

第19表 日所定・週所定・年所定労働時間

区 分		日 所 定	週 所 定	年 所 定
		時間：分	時間：分	時間：分
前 年 産 業 計	規 模 計	7：39	38：36	1,977：42
	中小企業	7：37	38：42	1,993：35
	大 企 業	7：42	38：19	1,935：27
産 業 計	規 模 計	7：37	38：34	1,964：39
	中小企業	7：36	38：43	1,979：36
	大 企 業	7：39	38：11	1,924：21
建 設 業	規 模 計	7：41	39：18	2,005：53
	中小企業	7：40	39：18	2,013：58
	大 企 業	7：53	39：25	1,904：36
製 造 業	規 模 計	7：42	38：53	1,991：57
	中小企業	7：42	38：54	1,994：14
	大 企 業	7：47	38：28	1,945：53
情報サービス業	規 模 計	7：56	39：39	1,936：05
	中小企業	7：56	39：41	1,943：12
	大 企 業	7：55	39：35	1,926：35
運輸・郵便業	規 模 計	7：49	39：38	2,044：47
	中小企業	7：47	39：34	2,047：03
	大 企 業	7：57	39：53	2,036：42
卸売・小売業	規 模 計	7：24	37：38	1,929：10
	中小企業	7：16	37：24	1,916：54
	大 企 業	7：36	37：59	1,947：15
金融・保険業	規 模 計	7：30	37：29	1,841：07
	中小企業	7：39	38：21	1,871：59
	大 企 業	7：27	37：14	1,832：38
宿泊・飲食サービス業	規 模 計	7：24	38：10	1,966：45
	中小企業	7：16	37：29	1,939：52
	大 企 業	7：37	39：19	2,012：50
生活関連サービス・娯楽業	規 模 計	7：37	38：43	1,983：30
	中小企業	7：33	39：01	2,017：17
	大 企 業	7：41	38：27	1,954：32
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	7：47	38：57	1,953：18
	中小企業	7：46	38：57	1,949：03
	大 企 業	7：50	38：56	1,962：50
複合サービス事業	規 模 計	7：30	37：21	1,878：15
	中小企業	7：24	37：12	1,919：54
	大 企 業	7：32	37：24	1,862：14
サ ー ビ ス 業	規 模 計	7：41	38：58	2,007：49
	中小企業	7：38	39：21	2,042：17
	大 企 業	7：46	38：07	1,928：17

(2) 1日の所定労働時間

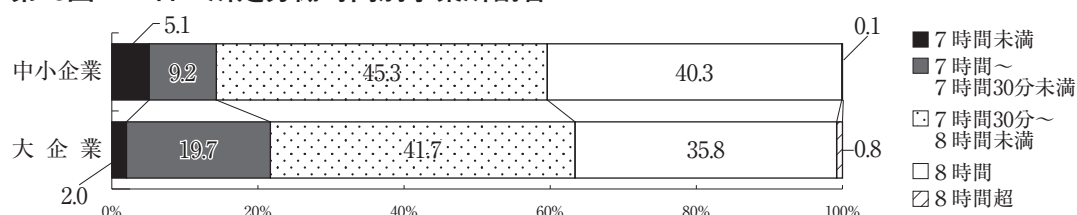
1日の所定労働時間は、7時間37分となっている。規模別にみると、中小企業は7時間36分、大企業は7時間39分ではほぼ同時間となっているが、1日の所定労働時間別事業所割合では8時間未満とする割合は大企業が高くなっている。産業別にみると、中小企業では情報サービス業、大企業では運輸・郵便業が最も長くなっている。（第20表、第13図）

第20表 1日の所定労働時間

単位：％

区 分		所定労働時間	1 日の所定労働時間別事業所割合					
			6:29 }	6:30 6:59 }	7:00 7:29 }	7:30 7:59 }	8:00	8:01 }
前 年 産 業 計	規 模 計	7時間39分	2.5	0.9	11.7	41.3	43.1	0.4
	中小企業	7時間37分	3.4	1.0	8.6	42.6	44.0	0.5
	大 企 業	7時間42分	0.3	0.6	20.1	37.9	40.8	0.3
	規 模 計	7時間37分	3.7	0.5	12.0	44.3	39.1	0.3
	中小企業	7時間36分	4.5	0.6	9.2	45.3	40.3	0.1
	大 企 業	7時間39分	1.6	0.4	19.7	41.7	35.8	0.8
建 設 業	規 模 計	7時間41分	—	—	9.7	52.3	38.1	—
	中小企業	7時間40分	—	—	10.4	54.0	35.6	—
	大 企 業	7時間53分	—	—	—	30.8	69.2	—
製 造 業	規 模 計	7時間42分	2.4	—	8.5	52.1	37.0	—
	中小企業	7時間42分	2.5	—	8.5	52.7	36.3	—
	大 企 業	7時間47分	—	—	10.0	40.0	50.0	—
情報サービス業	規 模 計	7時間56分	—	—	—	28.6	71.4	—
	中小企業	7時間56分	—	—	—	25.0	75.0	—
	大 企 業	7時間55分	—	—	—	33.3	66.7	—
運輸・郵便業	規 模 計	7時間49分	—	—	4.0	46.0	50.0	—
	中小企業	7時間47分	—	—	5.1	51.3	43.6	—
	大 企 業	7時間57分	—	—	—	27.3	72.7	—
卸売・小売業	規 模 計	7時間24分	10.8	0.9	10.3	36.6	40.1	1.3
	中小企業	7時間16分	15.1	1.4	7.2	33.8	41.7	0.7
	大 企 業	7時間36分	4.3	—	15.1	40.9	37.6	2.2
金融・保険業	規 模 計	7時間30分	—	—	52.3	38.5	9.2	—
	中小企業	7時間39分	—	—	21.4	50.0	28.6	—
	大 企 業	7時間27分	—	—	60.8	35.3	3.9	—
宿泊・飲食サービス業	規 模 計	7時間24分	10.5	10.5	5.3	42.1	31.6	—
	中小企業	7時間16分	16.7	8.3	8.3	33.3	33.3	—
	大 企 業	7時間37分	—	14.3	—	57.1	28.6	—
生活関連サービス・娯楽業	規 模 計	7時間37分	—	7.7	23.1	15.4	53.8	—
	中小企業	7時間33分	—	16.7	16.7	16.7	50.0	—
	大 企 業	7時間41分	—	—	28.6	14.3	57.1	—
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	7時間47分	0.9	—	7.5	34.6	57.0	—
	中小企業	7時間46分	1.4	—	9.5	31.1	58.1	—
	大 企 業	7時間50分	—	—	3.0	42.4	54.5	—
複合サービス事業	規 模 計	7時間30分	5.6	—	—	77.8	16.7	—
	中小企業	7時間24分	20.0	—	—	40.0	40.0	—
	大 企 業	7時間32分	—	—	—	92.3	7.7	—
サ ー ビ ス 業	規 模 計	7時間41分	2.3	—	14.0	44.2	39.5	—
	中小企業	7時間38分	3.3	—	16.7	40.0	40.0	—
	大 企 業	7時間46分	—	—	7.7	53.8	38.5	—

第13図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

平成21年7月の週所定労働時間は、38時間34分となっている。規模別にみると、中小企業は38時間43分、大企業は38時間11分で中小企業の方が長くなっている。産業別では、情報サービス業が39時間39分と最も長く、一方、最も短いのは複合サービス事業の37時間21分であり、その差は2時間18分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40時間以下の事業所が95.7%、40時間を超え44時間以下の事業所が3.2%、44時間を超える事業所が1.2%となっている。これを産業別にみると、週40時間以下は情報サービス業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業及び複合サービス事業で100.0%となっており、他の産業との差は2.0%～9.3%となっている。なお、40時間を超え44時間以下は生活関連サービス・娯楽業が7.7%と最も多い。週44時間を超える労働時間は卸売・小売業で2.6%と最も多い。

規模別では、大企業の方が週40時間以下の割合が大きい。(第21表、第14図)

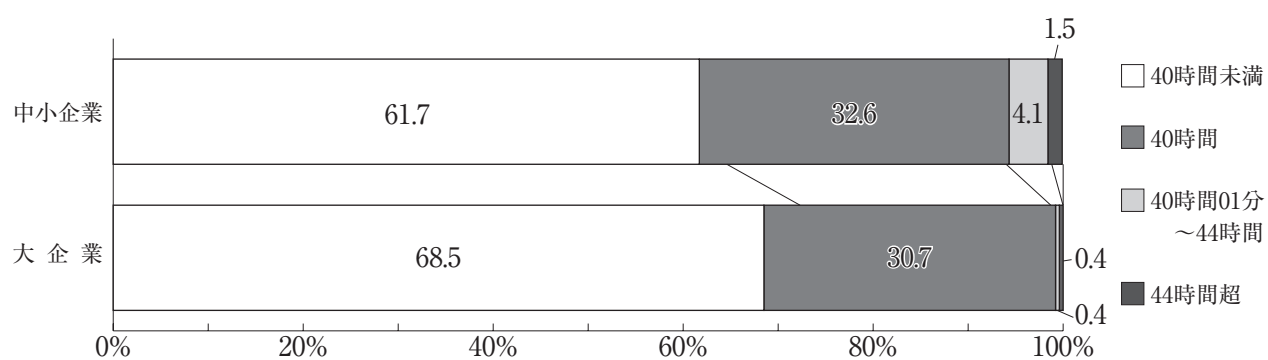
労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業とも労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第22表)

第21表 週所定労働時間

単位：%

区 分	所定労働時間	週所定労働時間別事業所割合							
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01	
前年産業計	規模計	38時間36分	27.7	39.0	28.6	2.7	1.1	0.3	0.6
産 業 計	中小企業	38時間42分	21.9	42.7	29.4	3.2	1.6	0.4	0.8
	大企業	38時間19分	43.3	29.0	26.4	1.3	—	—	—
	規模計	38時間34分	27.1	36.5	32.1	1.5	1.4	0.3	1.2
	中小企業	38時間43分	19.5	42.2	32.6	2.0	1.7	0.4	1.5
	大企業	38時間11分	47.6	20.9	30.7	—	0.4	—	0.4
	規模計	39時間18分	16.5	52.8	25.6	1.7	1.1	—	2.3
建 設 業	中小企業	39時間18分	16.6	55.8	22.1	1.8	1.2	—	2.5
製 造 業	大企業	39時間25分	15.4	15.4	69.2	—	—	—	—
	規模計	38時間53分	17.1	47.9	31.3	1.4	1.9	0.5	—
	中小企業	38時間54分	15.9	49.8	30.3	1.5	2.0	0.5	—
	大企業	38時間28分	40.0	10.0	50.0	—	—	—	—
情報サービス業	規模計	39時間39分	—	28.6	71.4	—	—	—	—
	中小企業	39時間41分	—	25.0	75.0	—	—	—	—
	大企業	39時間35分	—	33.3	66.7	—	—	—	—
運輸・郵便業	規模計	39時間38分	4.0	44.0	50.0	2.0	—	—	—
	中小企業	39時間34分	5.1	48.7	43.6	2.6	—	—	—
	大企業	39時間53分	—	27.3	72.7	—	—	—	—
卸売・小売業	規模計	37時間38分	32.3	30.2	31.9	0.9	1.3	0.9	2.6
	中小企業	37時間24分	27.3	31.7	32.4	1.4	2.2	1.4	3.6
	大企業	37時間59分	39.8	28.0	31.2	—	—	—	1.1
金融・保険業	規模計	37時間29分	81.5	9.2	9.2	—	—	—	—
	中小企業	38時間21分	42.9	28.6	28.6	—	—	—	—
	大企業	37時間14分	92.2	3.9	3.9	—	—	—	—
宿泊・飲食サービス業	規模計	38時間10分	21.1	36.8	42.1	—	—	—	—
	中小企業	37時間29分	25.0	16.7	58.3	—	—	—	—
	大企業	39時間19分	14.3	71.4	14.3	—	—	—	—
生活関連サービス・娯楽業	規模計	38時間43分	23.1	38.5	30.8	—	7.7	—	—
	中小企業	39時間01分	16.7	50.0	16.7	—	16.7	—	—
	大企業	38時間27分	28.6	28.6	42.9	—	—	—	—
医療・福祉	規模計	38時間57分	26.2	16.8	52.3	1.9	2.8	—	—
	中小企業	38時間57分	24.3	13.5	56.8	2.7	2.7	—	—
	大企業	38時間56分	30.3	24.2	42.4	—	3.0	—	—
複合サービス事業	規模計	37時間21分	72.2	22.2	5.6	—	—	—	—
	中小企業	37時間12分	20.0	80.0	—	—	—	—	—
	大企業	37時間24分	92.3	—	7.7	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	規模計	38時間58分	27.9	34.9	27.9	7.0	—	—	2.3
	中小企業	39時間21分	20.0	40.0	26.7	10.0	—	—	3.3
	大企業	38時間07分	46.2	23.1	30.8	—	—	—	—

第14図 週所定労働時間別事業所割合



第22表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前年産業計	38時間32分	38時間44分	37時間52分	39時間03分
産業計	38時間30分	38時間44分	37時間44分	39時間07分

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、64.9%となっている。形態別では、「1か月単位」が20.2%、「1年単位」が43.2%、「フレックスタイム制」が3.4%、「1週間単位」が1.2%となり、「1年単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。

規模別では、中小企業で66.0%、大企業で61.8%となっている。

産業別では、運輸・郵便業の85.7%が最も高く、つづいて情報サービス業の71.4%、製造業の70.1%が採用の割合が高く7割を超えている。(第23表、第15図)

また、平成13年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、平成15年度から増加傾向となっている。(第16図)

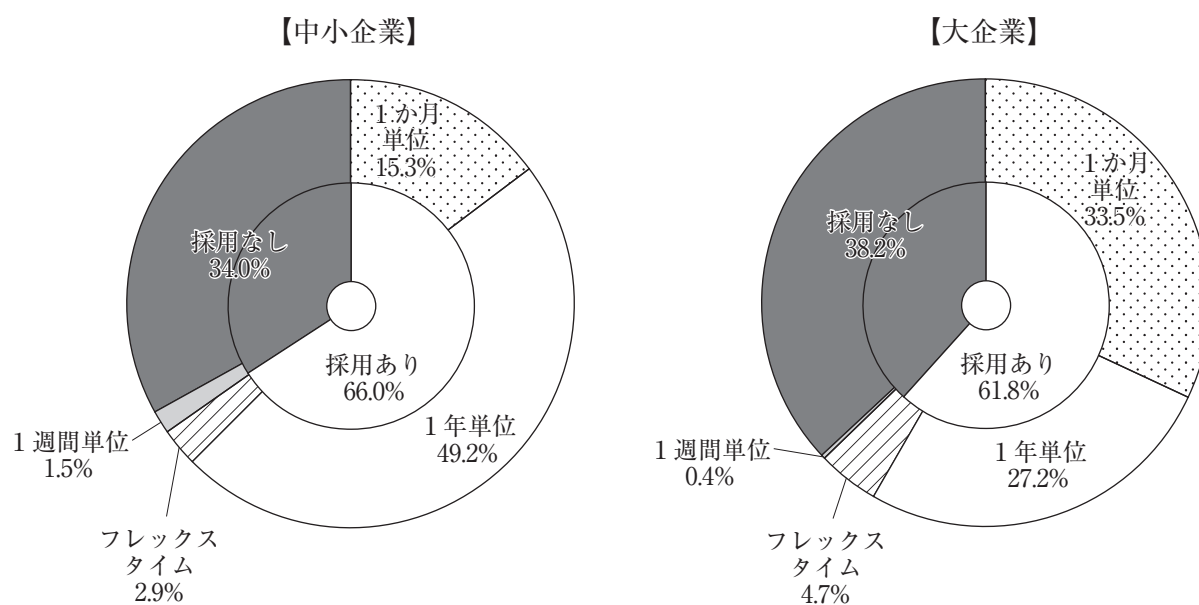
第23表 変形労働時間制の形態別事業所

単位：％

区 分		事 業 所	変 形 労 働 時 間 制 あ り					変形労働 時間制 なし
			計	1か月単位	1年単位	フレックス タイム	1週間単位	
前 年 産 業 計	規 模 計	100.0	63.4	19.0	42.6	3.7	0.7	36.6
	中小企業	100.0	64.4	14.1	48.4	2.6	0.8	35.6
	大 企 業	100.0	60.7	32.3	27.2	6.4	0.3	39.3
	規 模 計	100.0	64.9	20.2	43.2	3.4	1.2	35.1
	中小企業	100.0	66.0	15.3	49.2	2.9	1.5	34.0
	大 企 業	100.0	61.8	33.5	27.2	4.7	0.4	38.2
建 設 業	規 模 計	100.0	62.3	4.0	58.3	1.7	—	37.7
	中小企業	100.0	65.4	3.7	62.3	0.6	—	34.6
	大 企 業	100.0	23.1	7.7	7.7	15.4	—	76.9
製 造 業	規 模 計	100.0	70.1	9.5	60.2	3.3	—	29.9
	中小企業	100.0	71.6	9.5	61.7	3.0	—	28.4
	大 企 業	100.0	40.0	10.0	30.0	10.0	—	60.0
情報サービス業	規 模 計	100.0	71.4	14.3	14.3	57.1	—	28.6
	中小企業	100.0	100.0	25.0	25.0	75.0	—	—
	大 企 業	100.0	33.3	—	—	33.3	—	66.7
運輸・郵便業	規 模 計	100.0	85.7	24.5	65.3	4.1	—	14.3
	中小企業	100.0	84.2	21.1	63.2	5.3	—	15.8
	大 企 業	100.0	90.9	36.4	72.7	—	—	9.1
卸売・小売業	規 模 計	100.0	69.0	29.7	32.8	3.4	4.7	31.0
	中小企業	100.0	57.6	19.4	30.2	2.2	7.2	42.4
	大 企 業	100.0	86.0	45.2	36.6	5.4	1.1	14.0
金融・保険業	規 模 計	100.0	26.2	18.5	3.1	4.6	—	73.8
	中小企業	100.0	21.4	—	—	21.4	—	78.6
	大 企 業	100.0	27.5	23.5	3.9	—	—	72.5
宿泊・飲食サービス業	規 模 計	100.0	57.9	21.1	42.1	—	—	42.1
	中小企業	100.0	58.3	16.7	41.7	—	—	41.7
	大 企 業	100.0	57.1	28.6	42.9	—	—	42.9
生活関連サービス・娯楽業	規 模 計	100.0	61.5	23.1	38.5	—	—	38.5
	中小企業	100.0	66.7	16.7	50.0	—	—	33.3
	大 企 業	100.0	57.1	28.6	28.6	—	—	42.9
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	100.0	67.3	43.0	27.1	2.8	—	32.7
	中小企業	100.0	67.6	44.6	27.0	2.7	—	32.4
	大 企 業	100.0	66.7	39.4	27.3	3.0	—	33.3
複合サービス事業	規 模 計	100.0	50.0	—	50.0	—	—	50.0
	中小企業	100.0	60.0	—	60.0	—	—	40.0
	大 企 業	100.0	46.2	—	46.2	—	—	53.8
サ ー ビ ス 業	規 模 計	100.0	65.1	37.2	34.9	4.7	—	34.9
	中小企業	100.0	63.3	26.7	46.7	—	—	36.7
	大 企 業	100.0	69.2	61.5	7.7	15.4	—	30.8

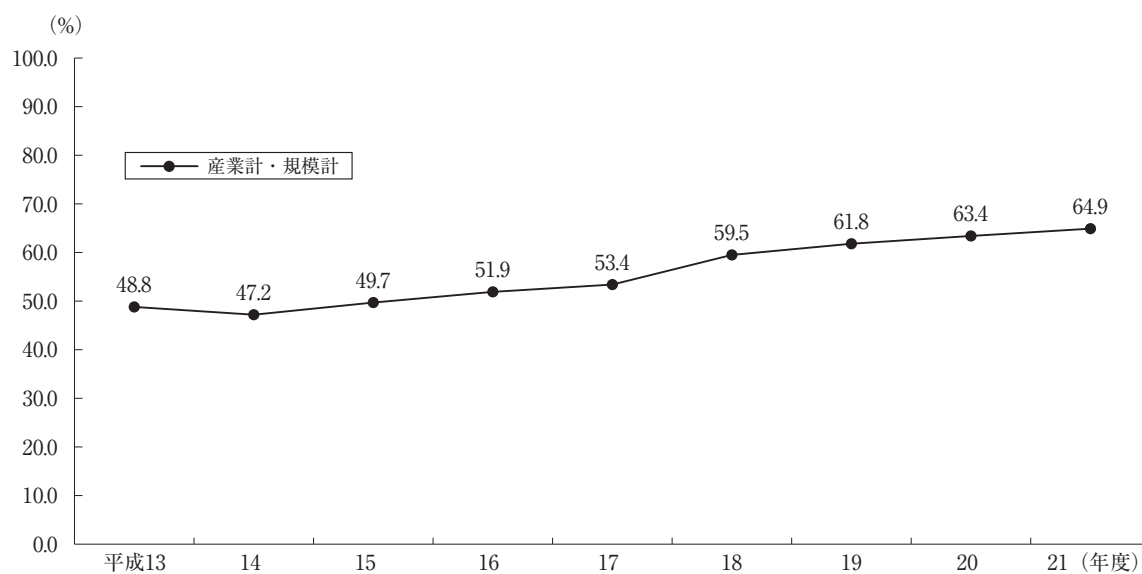
(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形性を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第15図 変形労働時間制の採用状況



(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形制を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第16図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

第5 休日・休暇

1 休日数

(1) 年間休日

年間休日数は、平均106.2日となっている。規模別では、中小企業が103.3日、大企業が114.0日と大企業の方が10.7日多くなっている。産業別では、金融・保険業の120.8日、情報サービス業の120.0日、医療・福祉の111.9日が多く、他の産業では、99.4～110.1日となっている。（第24表）

また、平成13年度からの年間休日数の推移をみると、107日前後で概ね横ばいの推移となっている。（第17図）

(2) 連続休暇（それぞれの期間で連続して休日とした日数、ここでは週休日、日曜、祝日等も含む。）

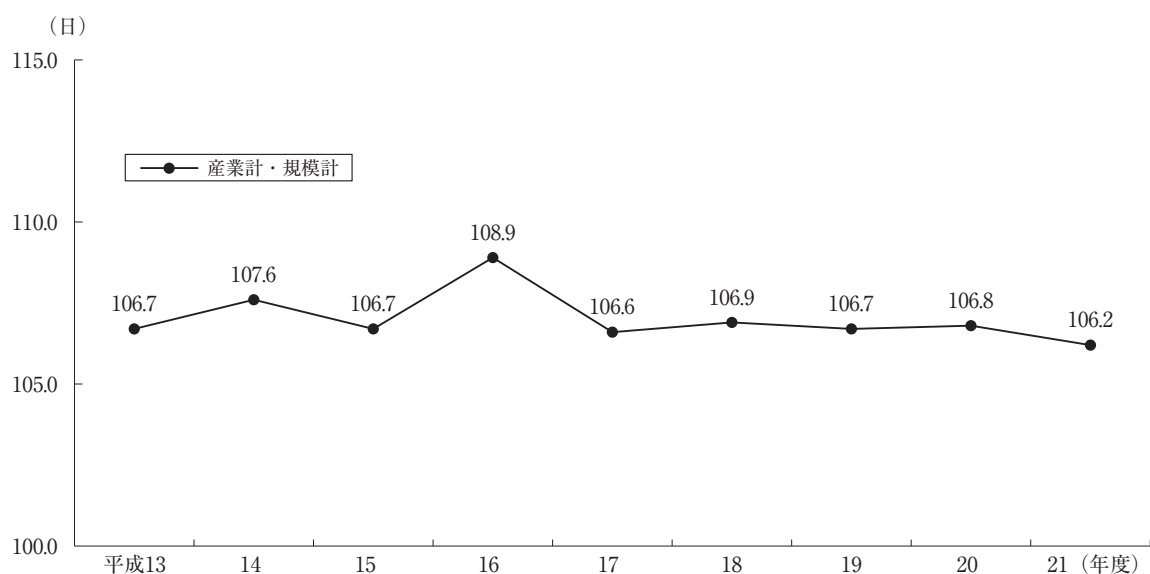
「年末年始」は平均5.6日、「ゴールデンウィーク」は平均4.6日、「夏季休暇」は平均4.3日となっている。（第24表）

第24表 年間休日状況

単位：日、（ ）内は実施事業所％

区 分		年間休日数	連続休暇（3日以上）の状況		
			年末年始	ゴールデンウィーク	夏季休暇 （お盆休みを含む）
前 年 産 業 計	規 模 計	106.8	6.1(81.9%)	4.2(72.9%)	4.8(65.4%)
	中 小 企 業	104.2	6.1	4.1	4.7
	大 企 業	113.8	6.0	4.2	5.1
産 業 計	規 模 計	106.2	5.6(82.1%)	4.6(75.5%)	4.3(62.4%)
	中 小 企 業	103.3	5.7	4.5	4.2
	大 企 業	114.0	5.3	4.9	5.1
建 設 業	規 模 計	102.9	6.1(99.4%)	4.6(98.3%)	4.4(91.5%)
	中 小 企 業	101.3	6.1	4.6	4.3
	大 企 業	122.8	6.1	5.6	5.8
製 造 業	規 模 計	105.4	6.1(95.3%)	4.7(91.9%)	4.4(87.2%)
	中 小 企 業	104.9	6.1	4.7	4.4
	大 企 業	115.5	6.3	5.3	6.2
情報サービス業	規 模 計	120.0	5.3(100.0%)	5.0(85.7%)	5.3(57.1%)
	中 小 企 業	118.8	5.0	5.0	6.0
	大 企 業	121.7	5.7	5.0	3.0
運輸・郵便業	規 模 計	99.4	5.3(68.0%)	4.5(62.0%)	3.8(60.0%)
	中 小 企 業	95.9	5.1	4.5	3.8
	大 企 業	111.2	6.0	4.7	3.7
卸売・小売業	規 模 計	104.9	5.5(63.7%)	4.4(53.8%)	4.5(55.6%)
	中 小 企 業	101.7	5.0	4.3	4.0
	大 企 業	109.4	6.3	4.6	5.5
金融・保険業	規 模 計	120.8	4.3(100.0%)	4.9(98.4%)	5.3(15.6%)
	中 小 企 業	120.1	4.6	4.5	4.0
	大 企 業	121.0	4.2	5.0	6.6
宿泊・飲食サービス業	規 模 計	99.6	5.3(31.6%)	4.5(21.1%)	4.0(15.8%)
	中 小 企 業	99.7	5.3	4.0	4.5
	大 企 業	99.6	5.5	5.0	3.0
生活関連サービス・娯楽業	規 模 計	101.4	4.4(53.8%)	3.7(23.1%)	3.3(30.8%)
	中 小 企 業	90.5	4.3	3.5	3.3
	大 企 業	110.7	4.5	4.0	3.0
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	111.9	5.2(69.2%)	4.4(59.4%)	3.7(28.3%)
	中 小 企 業	110.8	5.2	4.4	3.8
	大 企 業	114.5	4.8	4.6	3.3
複合サービス事業	規 模 計	110.1	4.6(100.0%)	4.5(94.1%)	3.8(29.4%)
	中 小 企 業	101.0	5.8	4.3	4.3
	大 企 業	113.6	4.2	4.6	3.0
サ ー ビ ス 業	規 模 計	103.3	5.3(88.4%)	4.6(72.1%)	3.9(60.5%)
	中 小 企 業	96.9	5.2	4.3	3.8
	大 企 業	118.0	5.5	5.1	4.0

第17図 年間休日数の推移



- (注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 週休2日制

「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の59.6%（563事業所）となっている。規模別では、中小企業が50.6%，大企業が83.8%で実施している。産業別では、情報サービス業、金融・保険業がともに100%と「完全週休2日制」の実施が高く、他の産業に対し大きな割合となっている。（第25表）

また、平成13年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、平成16年度までは概ね増加傾向となっていたが、平成17年度に減少に転じている。なお、平成18年度からは「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の区分をしたことから、大幅な増加となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の99.5%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の69.6%となっている。（第26表）

労働組合の有無別にみると、何らかの形での週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で96.6%，ない事業所で98.3%となっている。また、大企業では労働組合の有無にかかわらず100%となっている。

「完全週休2日制」については、中小企業、大企業ともに労働組合のある事業所の方が採用率が高くなっている。（第27表）

第25表 週休制の形態別採用状況（産業別事業所割合）

単位：％

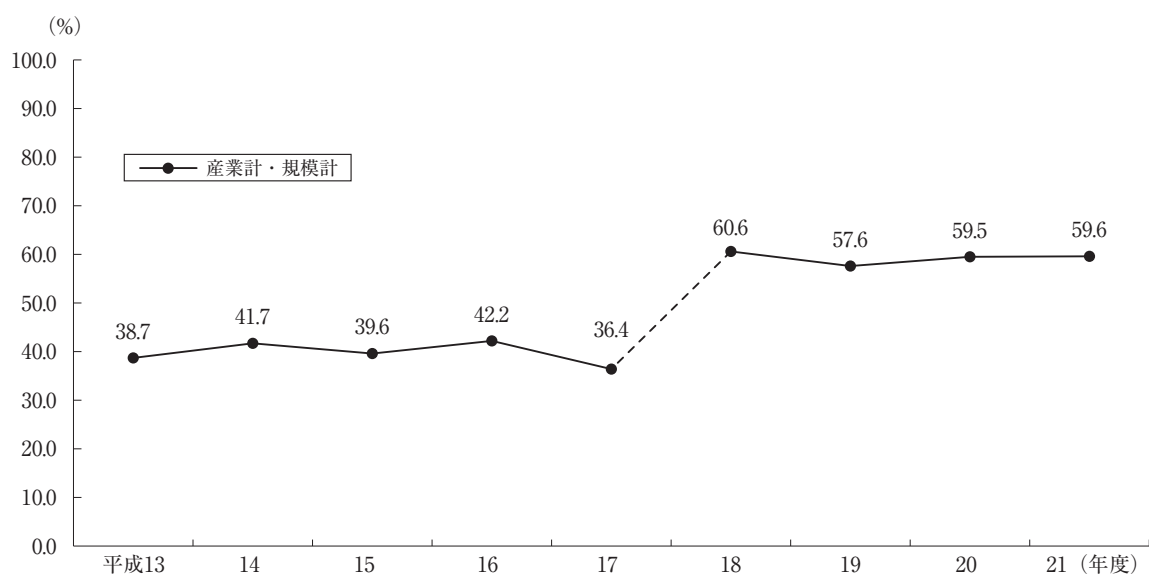
区 分		事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
前年産業計	規模計	100.0	95.9	59.5	27.5	5.6	2.1	1.3	4.1
	中小企業	100.0	94.9	51.2	32.2	7.2	2.7	1.6	5.1
	大企業	100.0	98.7	81.5	15.0	1.3	0.3	0.6	1.3
	規模計	100.0	98.6	59.6	32.3	4.7	0.2	1.8	1.4
	中小企業	100.0	98.1	50.6	38.6	6.3	0.3	2.3	1.9
	大企業	100.0	100.0	83.8	15.4	0.4	－	0.4	－
建設業	規模計	100.0	100.0	46.0	44.3	9.8	－	－	－
	中小企業	100.0	100.0	41.6	47.8	10.6	－	－	－
	大企業	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
製造業	規模計	100.0	100.0	56.9	39.3	3.8	－	－	－
	中小企業	100.0	100.0	54.7	41.3	4.0	－	－	－
	大企業	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
情報サービス業	規模計	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
	中小企業	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
	大企業	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
運輸・郵便業	規模計	100.0	93.9	44.9	44.9	2.0	－	2.0	6.1
	中小企業	100.0	92.1	34.2	52.6	2.6	－	2.6	7.9
	大企業	100.0	100.0	81.8	18.2	－	－	－	－
卸売・小売業	規模計	100.0	96.1	57.6	31.2	3.5	0.4	3.5	3.9
	中小企業	100.0	93.5	49.3	31.9	5.8	0.7	5.8	6.5
	大企業	100.0	100.0	69.9	30.1	－	－	－	－
金融・保険業	規模計	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
	中小企業	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
	大企業	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
宿泊・飲食サービス業	規模計	100.0	100.0	36.8	31.6	15.8	－	15.8	－
	中小企業	100.0	100.0	33.3	25.0	25.0	－	16.7	－
	大企業	100.0	100.0	42.9	42.9	－	－	14.3	－
生活関連サービス・娯楽業	規模計	100.0	100.0	53.8	23.1	15.4	－	7.7	－
	中小企業	100.0	100.0	16.7	50.0	16.7	－	16.7	－
	大企業	100.0	100.0	85.7	－	14.3	－	－	－
医療・福祉	規模計	100.0	100.0	77.1	19.0	1.0	－	2.9	－
	中小企業	100.0	100.0	69.9	24.7	1.4	－	4.1	－
	大企業	100.0	100.0	93.8	6.3	－	－	－	－
複合サービス事業	規模計	100.0	100.0	72.2	27.8	－	－	－	－
	中小企業	100.0	100.0	40.0	60.0	－	－	－	－
	大企業	100.0	100.0	84.6	15.4	－	－	－	－
サービス業	規模計	100.0	97.7	51.2	32.6	9.3	2.3	2.3	2.3
	中小企業	100.0	96.7	36.7	40.0	13.3	3.3	3.3	3.3
	大企業	100.0	100.0	84.6	15.4	－	－	－	－

(注) 1 「その他」とは週休1日制、週休1日半制など、何らかの形での週休2日制でないものをいう。

2 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。

(例：「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



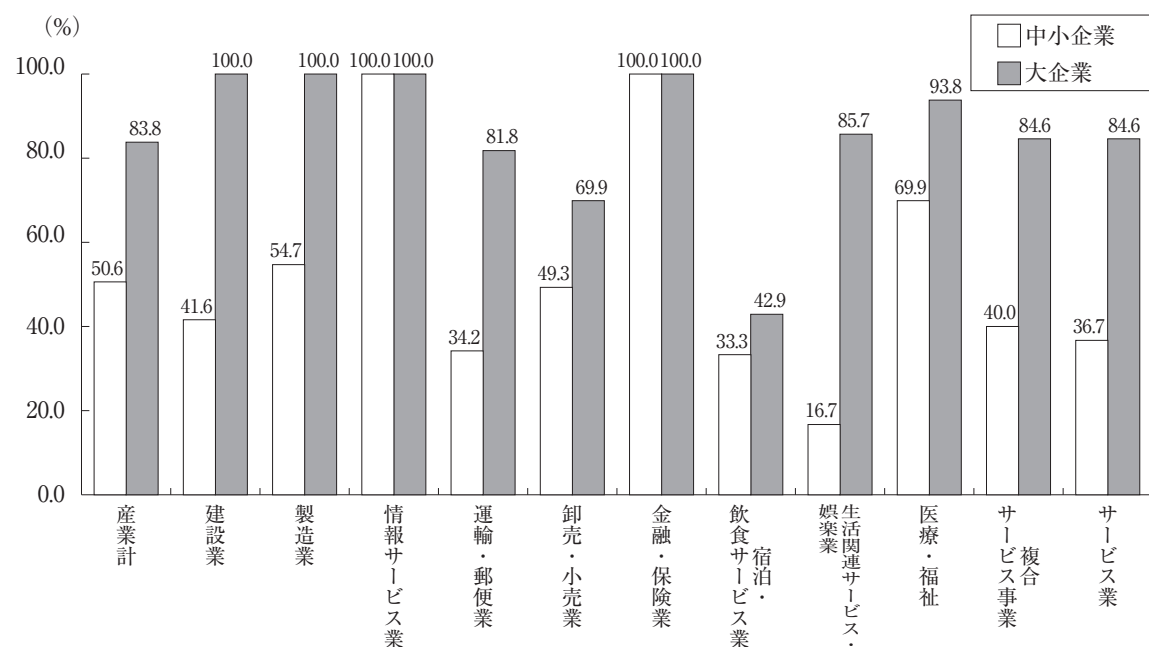
- (注) 1 平成18年度以降は「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。
 (例：「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

第26表 週休制の形態別採用状況（適用労働者割合）

単位：％

区 分		合 計	何らかの形での週休2日制						その他
			計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
適用労働者	前年規模計	100.0	96.9	66.2	25.8	2.8	1.4	0.7	3.1
	規模計	100.0	99.5	69.6	26.8	2.5	0.1	0.6	0.5
	中小企業	100.0	99.2	59.7	34.5	4.0	0.1	0.9	0.8
	大企業	100.0	100.0	85.7	14.1	0.2	—	0.0	—

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況（産業別事業所割合）



第27表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況（事業所割合）

単位：％

区 分			合 計	何らかの形での週休2日制						その他
				計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
中小企業	労 組 有		100.0	96.6	61.4	33.0	－	－	2.3	3.4
	労 組 無		100.0	98.3	49.0	39.4	7.2	0.3	2.4	1.7
大 企 業	労 組 有		100.0	100.0	85.4	14.6	－	－	－	－
	労 組 無		100.0	100.0	80.5	17.1	1.2	－	1.2	－

3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は、全体で16.2日となっている。産業別では、金融・保険業が18.6日と最も多く、複合サービス事業の17.4日が続いている。規模別では、大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で5.9日、取得率は36.4%となっている。取得率を産業別にみると医療・福祉の46.1%が最も高く、情報サービス業の44.4%が続き、宿泊・飲食サービス業の23.6%が最も低くなっている。（第28表）

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業で17.3日、大企業で17.2日、取得率は中小企業で42.3%、大企業で39.3%となっており、いずれも労働組合のない事業所に比べ高くなっている。（第29表）

第28表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	％	日	日	％	日	日	％
前 年 産 業 計	16.3	5.7	35.2	16.3	5.7	35.3	16.5	5.7	34.8
産 業 計	16.2	5.9	36.4	16.0	5.8	36.5	16.6	6.0	36.1
建 設 業	16.7	5.4	32.1	16.4	5.4	32.8	19.1	5.1	26.6
製 造 業	16.5	6.7	40.8	16.5	6.4	38.9	16.1	10.6	65.6
情 報 サービス業	16.5	7.3	44.4	17.0	6.4	38.0	16.1	8.1	50.3
運 輸 ・ 郵 便 業	16.4	6.3	38.2	15.9	7.1	44.7	17.7	3.9	21.8
卸 売 ・ 小 売 業	15.9	4.3	27.0	15.6	4.2	26.9	16.1	4.4	27.0
金 融 ・ 保 険 業	18.6	8.2	43.9	17.8	7.2	40.3	18.9	8.5	45.0
宿泊・飲食サービス業	14.4	3.4	23.6	12.2	2.2	17.9	16.6	4.7	28.0
生活関連サービス・娯楽業	12.8	3.3	25.6	12.3	2.4	19.1	13.1	4.1	31.5
医 療 ・ 福 祉	15.2	7.0	46.1	15.3	7.3	47.5	15.2	6.6	43.6
複合サービス事業	17.4	5.9	34.0	17.6	6.9	39.0	17.4	5.7	32.7
サ ー ビ ス 業	15.6	6.2	39.9	15.0	5.2	34.4	16.6	8.0	48.1

第29表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	中 小 企 業						大 企 業					
	付与日数		取得日数		取得率		付与日数		取得日数		取得率	
	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無
	日	日	日	日	%	%	日	日	日	日	%	%
前年産業計	16.9	16.1	7.2	5.4	42.3	33.4	17.3	15.3	6.3	4.8	36.6	31.6
産 業 計	17.3	15.7	7.3	5.5	42.3	35.2	17.2	15.5	6.8	4.5	39.3	29.1

4 特別休暇（前年調査結果）※隔年調査

第30表 特別休暇の採用状況

単位：％

区 分		リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	自己啓発の ための休暇	男性の育児参加 のための休暇
前年産業計	規 模 計	15.6	5.7	3.5	6.0
	中小企業	8.4	2.3	2.5	5.1
	大 企 業	35.0	15.0	6.1	8.3

- (注) 1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目（10年、20年等）に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。
2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。
3 自己啓発のための休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。

第6 育児休業制度

1 育児休業制度の規定状況

回答のあった944事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は86.1%となっている。規模別では、中小企業で81.0%、大企業で100%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、情報サービス業、金融・保険業、生活関連サービス・娯楽業が100%と最も高くなっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳に達するまで」が53.6%、「子が1歳6か月に達するまで」が35.1%であり、2つで9割弱となる。一方、「子が3歳に達するまで」が4.8%、「子の小学校就学まで」が2.2%と少ない。（第31表）

また、平成13年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、平成14年度からは年々増加してきたが、平成21年度は前年より0.2ポイント減少となった。（第21図）

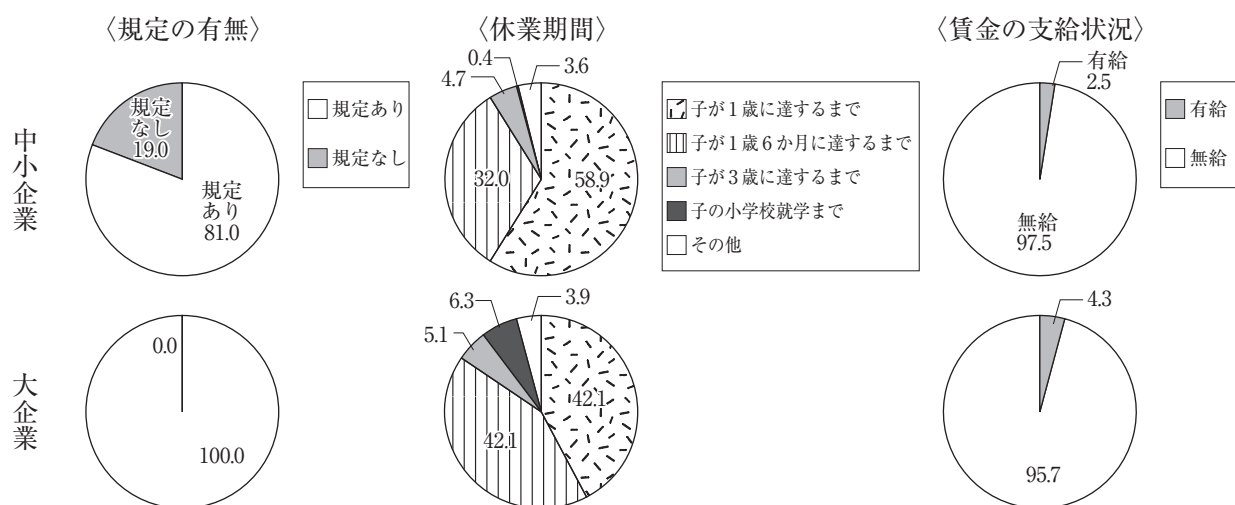
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：％

区 分		育児休業制度 を定めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
			子が1歳に 達するまで	子が1歳6か 月に達するまで	子が3歳に 達するまで	子の小学校 就学まで	その他	
前 年 産 業 計	規 模 計	86.3	54.3	37.3	5.1	0.3	3.0	3.1
	中小企業	81.5	59.4	32.8	4.8	0.1	2.8	3.7
	大 企 業	99.0	43.1	46.9	5.8	0.6	3.5	1.9
産 業 計	規 模 計	86.1	53.6	35.1	4.8	2.2	3.7	3.1
	中小企業	81.0	58.9	32.0	4.7	0.4	3.6	2.5
	大 企 業	100.0	42.1	42.1	5.1	6.3	3.9	4.3
建 設 業	規 模 計	77.3	57.4	30.9	4.4	0.7	6.6	2.2
	中小企業	75.5	60.2	29.3	4.1	0.8	5.7	1.6
	大 企 業	100.0	30.8	46.2	7.7	—	15.4	7.7
製 造 業	規 模 計	83.9	58.2	33.9	3.4	0.6	3.4	3.4
	中小企業	83.1	58.7	32.9	3.6	0.6	3.6	3.0
	大 企 業	100.0	50.0	50.0	—	—	—	10.0
情報サービス業	規 模 計	100.0	57.1	28.6	14.3	—	—	—
	中小企業	100.0	75.0	25.0	—	—	—	—
	大 企 業	100.0	33.3	33.3	33.3	—	—	—
運 輸 ・ 郵 便 業	規 模 計	91.8	55.6	28.9	8.9	—	4.4	4.4
	中小企業	89.5	55.9	26.5	11.8	—	2.9	5.9
	大 企 業	100.0	54.5	36.4	—	—	9.1	—
卸 売 ・ 小 売 業	規 模 計	82.5	55.4	35.8	4.1	—	3.6	2.6
	中小企業	70.9	61.0	33.0	3.0	—	2.0	3.0
	大 企 業	100.0	49.5	38.7	5.4	—	5.4	2.2
金 融 ・ 保 険 業	規 模 計	100.0	29.2	36.9	6.2	24.6	3.1	3.1
	中小企業	100.0	35.7	50.0	7.1	—	7.1	—
	大 企 業	100.0	27.5	33.3	5.9	31.4	2.0	3.9
宿泊・飲食サービス業	規 模 計	78.9	40.0	53.3	6.7	—	—	6.7
	中小企業	66.7	50.0	37.5	12.5	—	—	—
	大 企 業	100.0	28.6	71.4	—	—	—	14.3
生活関連サービス・娯楽業	規 模 計	100.0	53.8	30.8	7.7	—	7.7	—
	中小企業	100.0	66.7	16.7	—	—	16.7	—
	大 企 業	100.0	42.9	42.9	14.3	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	97.2	57.7	33.7	7.7	—	1.0	3.8
	中小企業	95.9	60.6	29.6	8.5	—	1.4	2.8
	大 企 業	100.0	51.5	42.4	6.1	—	—	6.1
複合サービス事業	規 模 計	94.4	41.2	58.8	—	—	—	—
	中小企業	80.0	25.0	75.0	—	—	—	—
	大 企 業	100.0	46.2	53.8	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	規 模 計	90.7	48.7	46.2	—	—	5.1	5.1
	中小企業	86.7	61.5	34.6	—	—	3.8	—
	大 企 業	100.0	23.1	69.2	—	—	7.7	15.4

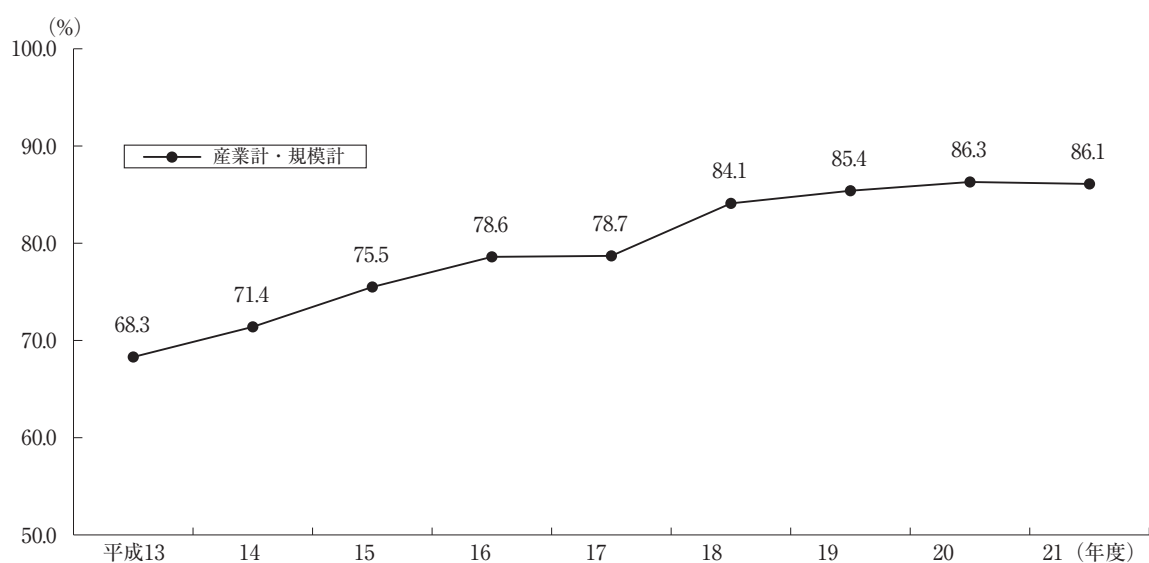
(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。
2 「休業期間」の区分については、平成19年度より「子が1歳に達するまで」「その他」を追加している。

第20図 育児休業制度



(注) 「休業期間」「金銭の支給状況」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第21図 育児休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 育児休業制度の利用状況

(1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成20年7月1日から平成21年6月30日までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）がいた事業所について、育児休業制度の利用者（予定含む）がいた事業所の割合は48.4%となっている。規模別では中小企業で45.8%，大企業で53.8%となっており，大企業での利用者割合が高くなっている。（第32表）

第32表 育児休業制度利用の事業所数

単位：事業所，（ ）内は%

区 分	出産者がいた（配偶者が出産した男性を含む）事業所計	育児休業制度の利用者がいた事業所（予定含む）	育児休業制度の利用者がいなかった事業所
前 年 規 模 計	380 (100.0)	192 (50.5)	188 (49.5)
規 模 計	316 (100.0)	153 (48.4)	163 (51.6)
中 小 企 業	212 (100.0)	97 (45.8)	115 (54.2)
大 企 業	104 (100.0)	56 (53.8)	48 (46.2)

(2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成20年7月1日から平成21年6月30日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は5人で，1.0%となっている。「出産した女性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は289人で，85.8%となっている。（第33表）

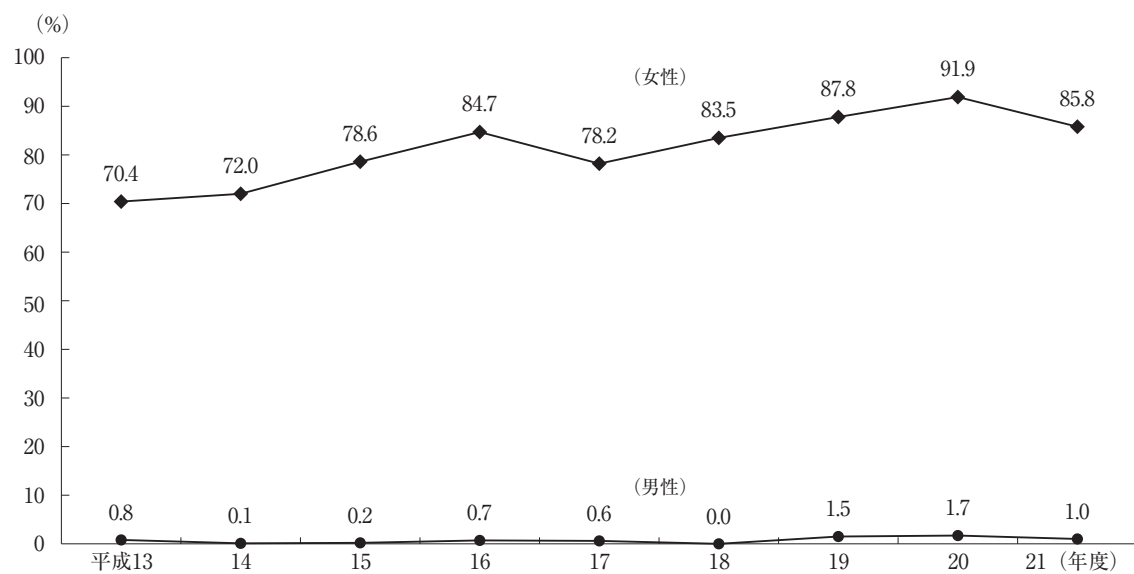
平成13年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると，「配偶者が出産した男性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については，利用状況が平成19年度は1.5%，平成20年度は1.7%とそれまでより増加したが，平成21年度は1.0%と前年より0.7ポイント減少となった。また，「出産した女性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については，平成17年度に減少した他は，増加傾向となっており平成20年度には9割を超えたが，平成21年度は85.8%と前年より6.1ポイントの減少となった。（第22図）

第33表 育児休業制度利用の労働者数

単位：人，（ ）内：％

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が 出産した男性 労働者計	育児休業制度を 利用した男性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した女性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
前 年 産 業 計 規 模 計	606 (100.0)	10 (1.7)	596 (98.3)	459 (100.0)	422 (91.9)	37 (8.1)
中 小 企 業	379 (100.0)	8 (2.1)	371 (97.9)	253 (100.0)	219 (86.6)	34 (13.4)
大 企 業	227 (100.0)	2 (0.9)	225 (99.1)	206 (100.0)	203 (98.5)	3 (1.5)
産 業 計 規 模 計	522 (100.0)	5 (1.0)	517 (99.0)	337 (100.0)	289 (85.8)	48 (14.2)
中 小 企 業	308 (100.0)	5 (1.6)	303 (98.4)	180 (100.0)	155 (86.1)	25 (13.9)
大 企 業	214 (100.0)	— (—)	214 (100.0)	157 (100.0)	134 (85.4)	23 (14.6)
建 設 業 規 模 計	105 (100.0)	— (—)	105 (100.0)	25 (100.0)	20 (80.0)	5 (20.0)
中 小 企 業	77 (100.0)	— (—)	77 (100.0)	23 (100.0)	18 (78.3)	5 (21.7)
大 企 業	28 (100.0)	— (—)	28 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
製 造 業 規 模 計	122 (100.0)	2 (1.6)	120 (98.4)	42 (100.0)	36 (85.7)	6 (14.3)
中 小 企 業	91 (100.0)	2 (2.2)	89 (97.8)	37 (100.0)	31 (83.8)	6 (16.2)
大 企 業	31 (100.0)	— (—)	31 (100.0)	5 (100.0)	5 (100.0)	— (—)
情報サービス業 規 模 計	18 (100.0)	1 (5.6)	17 (94.4)	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)
中 小 企 業	8 (100.0)	1 (12.5)	7 (87.5)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
大 企 業	10 (100.0)	— (—)	10 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
運 輸 ・ 郵 便 業 規 模 計	56 (100.0)	— (—)	56 (100.0)	7 (100.0)	5 (71.4)	2 (28.6)
中 小 企 業	27 (100.0)	— (—)	27 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
大 企 業	29 (100.0)	— (—)	29 (100.0)	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)
卸 売 ・ 小 売 業 規 模 計	89 (100.0)	1 (1.1)	88 (98.9)	55 (100.0)	44 (80.0)	11 (20.0)
中 小 企 業	46 (100.0)	1 (2.2)	45 (97.8)	21 (100.0)	16 (76.2)	5 (23.8)
大 企 業	43 (100.0)	— (—)	43 (100.0)	34 (100.0)	28 (82.4)	6 (17.6)
金 融 ・ 保 険 業 規 模 計	14 (100.0)	— (—)	14 (100.0)	17 (100.0)	16 (94.1)	1 (5.9)
中 小 企 業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	5 (100.0)	5 (100.0)	— (—)
大 企 業	10 (100.0)	— (—)	10 (100.0)	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)
宿泊・飲食サービス業 規 模 計	18 (100.0)	— (—)	18 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
中 小 企 業	7 (100.0)	— (—)	7 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
大 企 業	11 (100.0)	— (—)	11 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
生活関連サービス・娯楽業 規 模 計	12 (100.0)	— (—)	12 (100.0)	6 (100.0)	6 (100.0)	— (—)
中 小 企 業	— (—)	— (—)	— (—)	5 (100.0)	5 (100.0)	— (—)
大 企 業	12 (100.0)	— (—)	12 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
医 療 ・ 福 祉 規 模 計	60 (100.0)	1 (1.7)	59 (98.3)	170 (100.0)	150 (88.2)	20 (11.8)
中 小 企 業	29 (100.0)	1 (3.4)	28 (96.6)	82 (100.0)	73 (89.0)	9 (11.0)
大 企 業	31 (100.0)	— (—)	31 (100.0)	88 (100.0)	77 (87.5)	11 (12.5)
複合サービス事業 規 模 計	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
中 小 企 業	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
大 企 業	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
サ ー ビ ス 業 規 模 計	25 (100.0)	— (—)	25 (100.0)	7 (100.0)	5 (71.4)	2 (28.6)
中 小 企 業	18 (100.0)	— (—)	18 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
大 企 業	7 (100.0)	— (—)	7 (100.0)	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)

第22図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



- (注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
 3 平成16年度以前は育児休業制度の利用者数に利用予定者は含まれていない。

第7 介護休業制度

1 介護休業制度の規定状況

回答のあった944事業所のうち、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は80.6%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「連続した3か月」または「93日」である事業所は77.1%、「93日を超える」事業所は15.5%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では、金融・保険業が62.5%と最も高くなっている。

なお、休業中、中小企業では1.6%、大企業では2.8%が有給となっている。（第34表）

また、平成13年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加しており、平成20年度からは8割を超えている。（第24図）

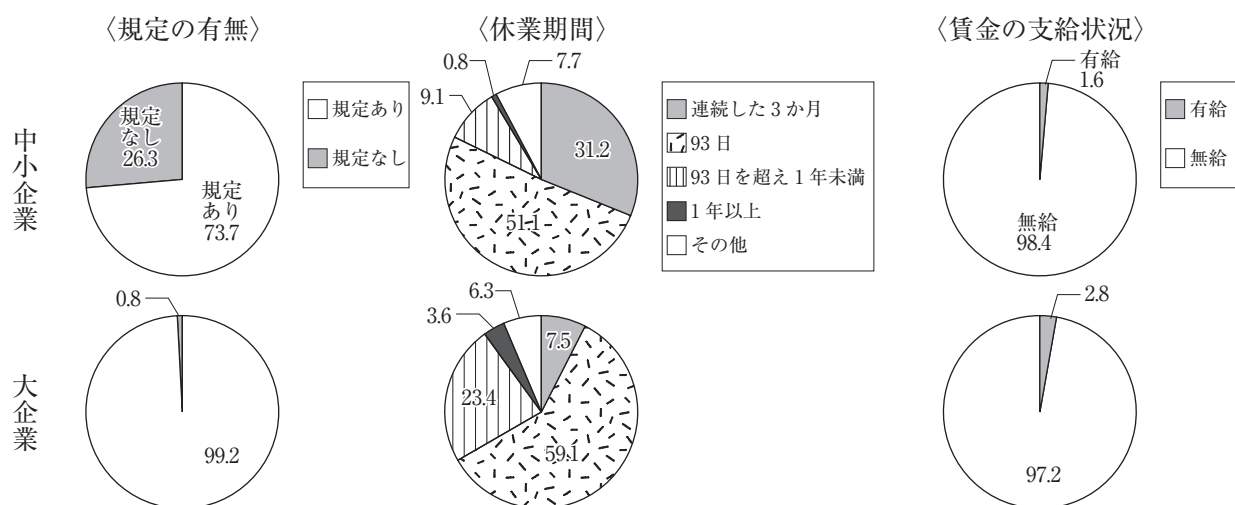
第34表 介護休業制度の規定状況

単位：％

区 分	介護休業制度 を定めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		連続した 3か月	93日	93日を超え 1年未満	1年以上	その他	
前年産業計規模計	80.5	25.8	56.0	9.6	2.2	6.3	2.7
中小企業	74.3	33.1	54.0	5.6	1.0	6.1	3.4
大企業	97.1	10.8	60.0	17.7	4.6	6.6	1.3
産業計規模計	80.6	23.3	53.8	13.8	1.7	7.2	2.0
中小企業	73.7	31.2	51.1	9.1	0.8	7.7	1.6
大企業	99.2	7.5	59.1	23.4	3.6	6.3	2.8
建設業規模計	68.8	24.0	56.2	5.8	0.8	13.2	0.8
中小企業	66.3	26.9	52.8	5.6	0.9	13.9	—
大企業	100.0	—	84.6	7.7	—	7.7	7.7
製造業規模計	77.3	32.5	55.2	7.4	1.2	3.7	3.7
中小企業	76.1	34.0	54.2	7.2	1.3	3.3	3.3
大企業	100.0	10.0	70.0	10.0	—	10.0	10.0
情報サービス業規模計	100.0	42.9	28.6	—	14.3	14.3	—
中小企業	100.0	75.0	25.0	—	—	—	—
大企業	100.0	—	33.3	—	33.3	33.3	—
運輸・郵便業規模計	89.8	20.5	52.3	20.5	2.3	4.5	2.3
中小企業	86.8	21.2	54.5	18.2	3.0	3.0	3.0
大企業	100.0	18.2	45.5	27.3	—	9.1	—
卸売・小売業規模計	79.9	23.0	57.8	11.2	2.1	5.3	1.1
中小企業	66.7	36.2	47.9	8.5	—	6.4	1.1
大企業	100.0	9.7	67.7	14.0	4.3	4.3	1.1
金融・保険業規模計	98.5	6.3	26.6	60.9	1.6	4.7	4.7
中小企業	100.0	21.4	50.0	21.4	—	7.1	—
大企業	98.0	2.0	20.0	72.0	2.0	4.0	6.0
宿泊・飲食サービス業規模計	73.7	14.3	64.3	14.3	7.1	—	7.1
中小企業	66.7	25.0	50.0	25.0	—	—	—
大企業	85.7	—	83.3	—	16.7	—	16.7
生活関連サービス・娯楽業規模計	100.0	38.5	46.2	—	—	15.4	—
中小企業	100.0	50.0	33.3	—	—	16.7	—
大企業	100.0	28.6	57.1	—	—	14.3	—
医療・福祉規模計	87.9	22.3	57.4	10.6	—	9.6	1.1
中小企業	82.4	29.5	47.5	11.5	—	11.5	1.6
大企業	100.0	9.1	75.8	9.1	—	6.1	—
複合サービス事業規模計	94.4	—	82.4	—	—	17.6	—
中小企業	80.0	—	75.0	—	—	25.0	—
大企業	100.0	—	84.6	—	—	15.4	—
サービス業規模計	81.4	22.9	48.6	14.3	5.7	8.6	—
中小企業	73.3	31.8	45.5	13.6	—	9.1	—
大企業	100.0	7.7	53.8	15.4	15.4	7.7	—

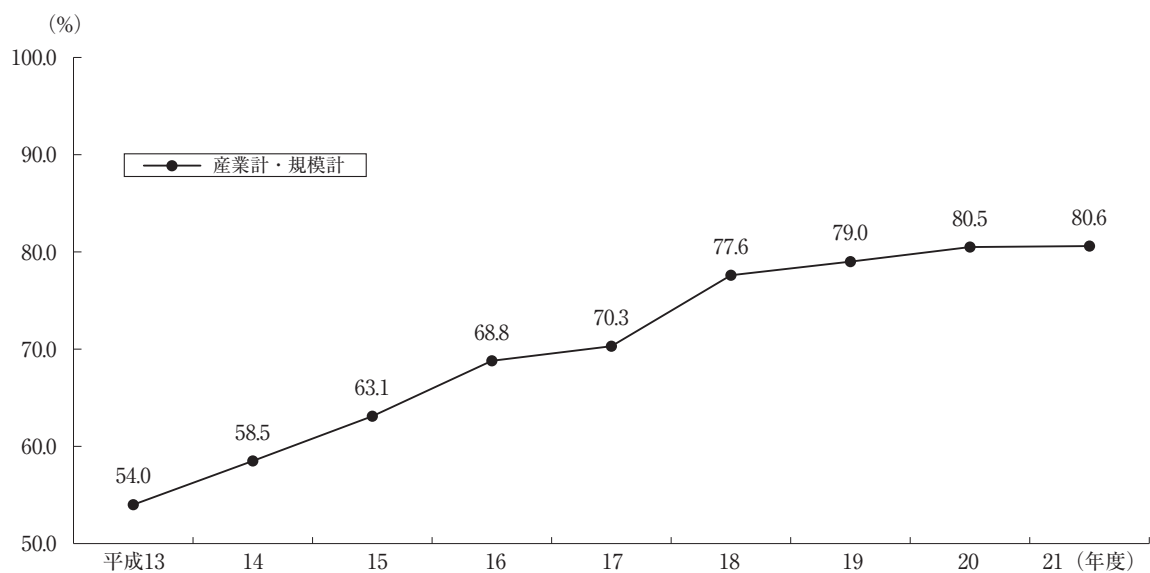
- （注） 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。
2 「休業期間」の区分については、平成19年度より「連続した3か月」「その他」を追加している。

第23図 介護休業制度



(注) 「休業期間」「金銭の支給状況」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第24図 介護休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成20年7月1日から平成21年6月30日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は2.4%となっている。規模別では中小企業で1.8%、大企業で3.6%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。（第35表）

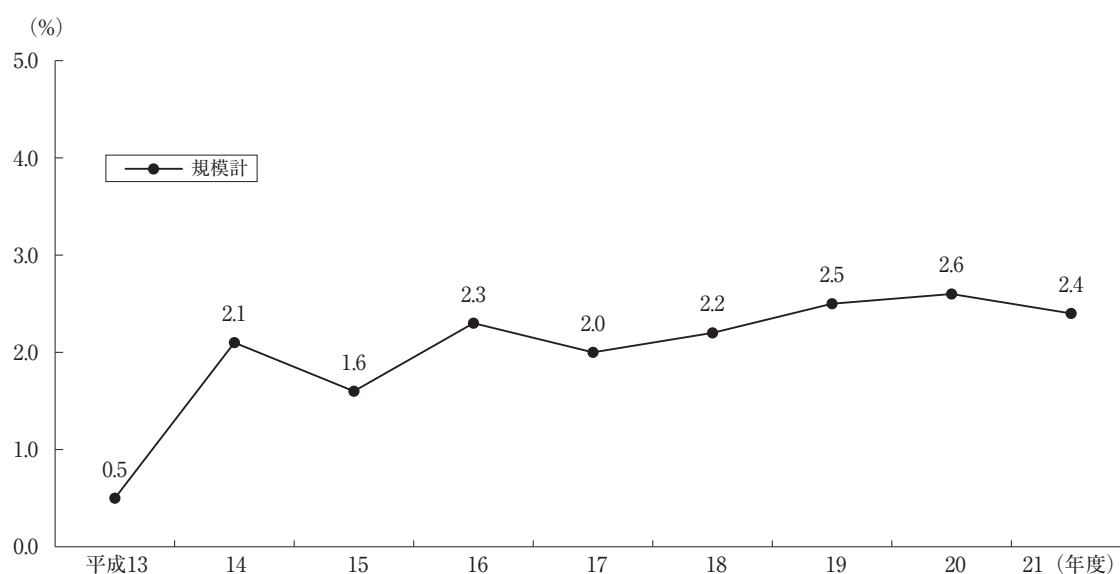
また、平成13年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、平成15年度に減少がみられるものの、概ね増加傾向となっている。（第25図）

第35表 介護休業制度利用の事業所数

単位：事業所, () 内は%

区 分	介護休業制度の 規定がある事業所計	介護休業制度の 利用者がいた事業所	介護休業制度の 利用者がいなかった事業所
前 年 規 模 計	927 (100.0)	24 (2.6)	903 (97.4)
規 模 計	759 (100.0)	18 (2.4)	741 (97.6)
中 小 企 業	507 (100.0)	9 (1.8)	498 (98.2)
大 企 業	252 (100.0)	9 (3.6)	243 (96.4)

第25図 介護休業制度の利用状況の推移



- (注) 1 平成17年度以前は介護休業制度を労働協約・就業規則等での定めの有無を問わず、介護休業制度について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児については67.1%となっており、規模別では中小企業で58.2%、大企業で91.3%となっている。産業別では、複合サービス事業が94.4%と最も多く、金融・保険業、生活関連サービス・娯楽業と続いている。育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「勤務時間短縮制度」で79.0%、続いて「所定外労働の免除」の58.3%、「子どもの看護のための休暇」の48.7%となっている。一方、「経費の援助措置」は2.2%、「事業所内託児所」は0.6%と少なくなっている。

また、介護については62.1%となっており、規模別では中小企業で52.5%、大企業で88.2%となっている。産業別では、情報サービス業が100%と最も多く、複合サービス事業が94.4%と続いている。介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「勤務時間短縮制度」で78.8%、続いて「所定外労働の免除」の52.4%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の39.6%となっている。一方、「フレックスタイム制」は8.2%、「経費の援助措置」は3.2%と少なくなっている。（第36表）

第36表 仕事と家庭の両立のための支援制度

【育児に関するもの】

単位：％

区 分		支援 制度 あり	うち採用している制度（複数回答）								
			勤務時間 短縮制度	フレックス タイム制	始業・終業時刻の 繰下げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置転換 の際の配慮	事業所内 託児所	子どもの看護 のための休暇
前 年 産 業 計	規模計	66.6	79.4	6.8	38.9	2.6	10.6	56.1	24.0	1.3	51.9
	中小企業	57.6	78.9	5.6	42.7	2.5	10.1	51.3	21.9	1.0	47.0
	大企業	90.4	80.3	8.8	32.4	2.8	11.3	64.1	27.5	1.8	60.2
	規模計	67.1	79.0	8.2	38.7	2.2	10.7	58.3	19.7	0.6	48.7
	中小企業	58.2	78.6	6.2	40.4	1.5	12.5	55.1	17.2	0.2	42.4
産 業 計	大企業	91.3	79.7	11.6	35.8	3.4	7.8	63.8	24.1	1.3	59.5
	規模計	54.5	78.1	5.2	31.3	—	9.4	54.2	12.5	—	44.8
	中小企業	53.4	78.2	4.6	32.2	—	9.2	52.9	12.6	—	43.7
	大企業	69.2	77.8	11.1	22.2	—	11.1	66.7	11.1	—	55.6
	規模計	61.6	82.3	5.4	39.2	0.8	11.5	56.2	12.3	0.8	43.8
製 造 業	中小企業	59.7	81.7	4.2	40.0	0.8	12.5	57.5	12.5	—	43.3
	大企業	100.0	90.0	20.0	30.0	—	—	40.0	10.0	10.0	50.0
	規模計	85.7	83.3	33.3	16.7	—	16.7	33.3	—	—	33.3
	中小企業	75.0	66.7	33.3	—	—	—	33.3	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	33.3	33.3	—	33.3	33.3	—	—	66.7
運 輸 ・ 郵 便 業	規模計	71.4	71.4	5.7	45.7	—	11.4	34.3	17.1	2.9	37.1
	中小企業	71.1	66.7	3.7	48.1	—	14.8	22.2	14.8	3.7	33.3
	大企業	72.7	87.5	12.5	37.5	—	—	75.0	25.0	—	50.0
	規模計	67.7	78.6	11.3	43.4	3.1	17.0	62.9	28.9	—	39.6
	中小企業	52.8	78.7	10.7	49.3	2.7	21.3	64.0	20.0	—	40.0
卸 売 ・ 小 売 業	大企業	90.3	78.6	11.9	38.1	3.6	13.1	61.9	36.9	—	39.3
	規模計	93.8	63.9	1.6	24.6	6.6	1.6	68.9	21.3	—	80.3
	中小企業	71.4	70.0	10.0	30.0	—	—	70.0	20.0	—	40.0
	大企業	100.0	62.7	—	23.5	7.8	2.0	68.6	21.6	—	88.2
	規模計	57.9	81.8	45.5	63.6	—	27.3	72.7	18.2	—	45.5
宿泊・飲食サービス業	中小企業	33.3	75.0	25.0	75.0	—	25.0	50.0	—	—	25.0
	大企業	100.0	85.7	57.1	57.1	—	28.6	85.7	28.6	—	57.1
	規模計	92.3	91.7	8.3	41.7	8.3	8.3	58.3	16.7	—	41.7
	中小企業	83.3	80.0	20.0	40.0	20.0	20.0	40.0	20.0	—	—
	大企業	100.0	100.0	—	42.9	—	—	71.4	14.3	—	71.4
医 療 ・ 福 祉	規模計	74.8	82.5	10.0	43.8	1.3	7.5	62.5	27.5	2.5	60.0
	中小企業	71.6	81.1	5.7	41.5	1.9	9.4	64.2	34.0	—	54.7
	大企業	81.8	85.2	18.5	48.1	—	3.7	59.3	14.8	7.4	70.4
	規模計	94.4	100.0	—	35.3	—	—	82.4	—	—	76.5
	中小企業	80.0	100.0	—	50.0	—	—	75.0	—	—	50.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	大企業	100.0	100.0	—	30.8	—	—	84.6	—	—	84.6
	規模計	60.5	80.8	11.5	38.5	7.7	3.8	34.6	23.1	—	38.5
	中小企業	43.3	69.2	—	30.8	7.7	—	23.1	23.1	—	38.5
	大企業	100.0	92.3	23.1	46.2	7.7	7.7	46.2	23.1	—	38.5

（注）「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度（複数回答）						
		勤務時間 短縮制度	フレックス タイム制	始業・終業時刻の 繰下げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置転換 の際の配慮
前 年 産 業 計 規 模 計	60.3	80.9	7.2	38.8	3.7	9.9	50.1	23.2
中 小 企 業	50.5	81.3	6.4	43.0	2.6	9.9	44.4	21.5
大 企 業	86.6	80.1	8.5	32.4	5.5	9.9	58.8	25.7
産 業 計 規 模 計	62.1	78.8	8.2	39.6	3.2	11.6	52.4	21.0
中 小 企 業	52.5	79.0	7.2	40.6	1.7	14.1	48.9	18.8
大 企 業	88.2	78.6	9.8	37.9	5.8	7.6	58.0	24.6
建 設 業 規 模 計	48.9	82.6	7.0	31.4	1.2	14.0	44.2	15.1
中 小 企 業	47.2	80.5	6.5	31.2	1.3	14.3	42.9	14.3
大 企 業	69.2	100.0	11.1	33.3	—	11.1	55.6	22.2
製 造 業 規 模 計	55.5	81.2	5.1	38.5	0.9	12.8	51.3	12.8
中 小 企 業	53.7	80.6	4.6	39.8	0.9	13.9	51.9	13.0
大 企 業	90.0	88.9	11.1	22.2	—	—	44.4	11.1
情報サービス業 規 模 計	100.0	71.4	28.6	14.3	—	—	42.9	—
中 小 企 業	100.0	75.0	25.0	—	—	—	50.0	—
大 企 業	100.0	66.7	33.3	33.3	—	—	33.3	—
運 輸 ・ 郵 便 業 規 模 計	73.5	63.9	5.6	47.2	—	16.7	33.3	16.7
中 小 企 業	71.1	63.0	3.7	51.9	—	14.8	25.9	14.8
大 企 業	81.8	66.7	11.1	33.3	—	22.2	55.6	22.2
卸 売 ・ 小 売 業 規 模 計	63.8	85.3	12.0	46.7	2.7	16.7	59.3	29.3
中 小 企 業	47.9	86.8	13.2	48.5	2.9	23.5	58.8	23.5
大 企 業	88.2	84.1	11.0	45.1	2.4	11.0	59.8	34.1
金 融 ・ 保 険 業 規 模 計	92.3	63.3	1.7	38.3	15.0	1.7	55.0	23.3
中 小 企 業	78.6	81.8	9.1	63.6	—	—	54.5	27.3
大 企 業	96.1	59.2	—	32.7	18.4	2.0	55.1	22.4
宿泊・飲食サービス業 規 模 計	57.9	72.7	45.5	54.5	—	27.3	63.6	18.2
中 小 企 業	33.3	50.0	25.0	50.0	—	25.0	50.0	—
大 企 業	100.0	85.7	57.1	57.1	—	28.6	71.4	28.6
生活関連サービス・娯楽業 規 模 計	69.2	77.8	11.1	33.3	22.2	11.1	44.4	22.2
中 小 企 業	83.3	60.0	20.0	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0
大 企 業	57.1	100.0	—	25.0	25.0	—	75.0	25.0
医 療 ・ 福 祉 規 模 計	66.4	76.1	7.0	38.0	—	5.6	59.2	29.6
中 小 企 業	60.8	77.8	4.4	35.6	—	6.7	55.6	33.3
大 企 業	78.8	73.1	11.5	42.3	—	3.8	65.4	23.1
複合サービス事業 規 模 計	94.4	100.0	—	23.5	—	—	64.7	—
中 小 企 業	80.0	100.0	—	50.0	—	—	75.0	—
大 企 業	100.0	100.0	—	15.4	—	—	61.5	—
サ ー ビ ス 業 規 模 計	51.2	72.7	9.1	40.9	9.1	4.5	36.4	27.3
中 小 企 業	30.0	55.6	—	44.4	11.1	—	22.2	44.4
大 企 業	100.0	84.6	15.4	38.5	7.7	7.7	46.2	15.4

（注）「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

第9 賃金の支払い形態

1 賃金制度（賃金の決定要素）※隔年調査

賃金を決定する際に最も重視する要素について、管理職では「職務遂行能力」が中小企業で40.9%、大企業で35.6%と最も多くなっている。次いで、中小企業では「職種、職務など仕事の内容」で23.4%、大企業では「成果、業績」で27.3%となっている。管理職以外でも同様に「職務遂行能力」が中小企業で46.5%、大企業で45.5%と最も多くなっている。次いで、中小企業、大企業ともに「年齢、勤続年数、学歴など」で、それぞれ22.4%、21.3%となっている。（第37表）

第37表 賃金の決定要素別事業所数割合

【管理職】

単位：％

区 分	有効回答 事業所割合	最も重視する賃金の決定要素				不明等
		年齢、勤続年数、 学歴など	職種、職務など 仕事の内容	職務遂行能力	成果、業績	
産 業 計 規 模 計	96.4	16.7	24.0	39.5	19.9	3.6
中小企業	95.2	18.6	23.4	40.9	17.0	4.8
大 企 業	99.6	11.9	25.3	35.6	27.3	0.4
建 設 業 規 模 計	97.7	11.6	26.7	45.3	16.3	2.3
中小企業	97.5	11.3	25.2	47.8	15.7	2.5
大 企 業	100.0	15.4	46.2	15.4	23.1	—
製 造 業 規 模 計	96.7	13.7	26.0	40.7	19.6	3.3
中小企業	96.5	14.4	25.8	40.2	19.6	3.5
大 企 業	100.0	—	30.0	50.0	20.0	—
情報サービス業 規 模 計	100.0	—	42.9	28.6	28.6	—
中小企業	100.0	—	50.0	50.0	—	—
大 企 業	100.0	—	33.3	—	66.7	—
運 輸 ・ 郵 便 業 規 模 計	96.0	14.6	31.3	41.7	12.5	4.0
中小企業	94.9	18.9	27.0	45.9	8.1	5.1
大 企 業	100.0	—	45.5	27.3	27.3	—
卸 売 ・ 小 売 業 規 模 計	94.0	10.9	15.4	40.3	33.5	6.0
中小企業	90.8	15.5	14.7	44.2	25.6	9.2
大 企 業	98.9	4.3	16.3	34.8	44.6	1.1
金 融 ・ 保 険 業 規 模 計	100.0	6.2	43.1	44.6	6.2	—
中小企業	100.0	21.4	28.6	50.0	—	—
大 企 業	100.0	2.0	47.1	43.1	7.8	—
宿泊・飲食サービス業 規 模 計	89.5	11.8	23.5	23.5	41.2	10.5
中小企業	83.3	10.0	40.0	20.0	30.0	16.7
大 企 業	100.0	14.3	—	28.6	57.1	—
生活関連サービス・娯楽業 規 模 計	100.0	30.8	15.4	23.1	30.8	—
中小企業	100.0	16.7	16.7	50.0	16.7	—
大 企 業	100.0	42.9	14.3	—	42.9	—
医 療 ・ 福 祉 規 模 計	96.3	47.6	19.4	25.2	7.8	3.7
中小企業	94.6	54.3	18.6	21.4	5.7	5.4
大 企 業	100.0	33.3	21.2	33.3	12.1	—
複合サービス事業 規 模 計	100.0	27.8	5.6	66.7	—	—
中小企業	100.0	40.0	20.0	40.0	—	—
大 企 業	100.0	23.1	—	76.9	—	—
サ ー ビ ス 業 規 模 計	97.7	21.4	28.6	31.0	19.0	2.3
中小企業	96.7	13.8	34.5	34.5	17.2	3.3
大 企 業	100.0	38.5	15.4	23.1	23.1	—

【管理職以外】

単位：％

区 分	有効回答 事業所割合	最も重視する賃金の決定要素				不明等
		年齢, 勤続年数, 学歴など	職種, 職務など 仕事の内容	職務遂行能力	成果, 業績	
産 業 計 規 模 計	98.8	22.1	21.0	46.2	10.7	1.2
中小企業	98.6	22.4	21.2	46.5	10.0	1.4
大 企 業	99.6	21.3	20.6	45.5	12.6	0.4
建 設 業 規 模 計	99.4	17.1	14.3	60.0	8.6	0.6
中小企業	99.4	16.0	14.8	61.1	8.0	0.6
大 企 業	100.0	30.8	7.7	46.2	15.4	—
製 造 業 規 模 計	98.6	21.6	23.1	46.2	9.1	1.4
中小企業	98.5	22.2	22.2	46.0	9.6	1.5
大 企 業	100.0	10.0	40.0	50.0	—	—
情報サービス業 規 模 計	100.0	—	28.6	57.1	14.3	—
中小企業	100.0	—	25.0	50.0	25.0	—
大 企 業	100.0	—	33.3	66.7	—	—
運 輸 ・ 郵 便 業 規 模 計	98.0	22.4	24.5	32.7	20.4	2.0
中小企業	97.4	18.4	23.7	39.5	18.4	2.6
大 企 業	100.0	36.4	27.3	9.1	27.3	—
卸 売 ・ 小 売 業 規 模 計	98.3	13.0	17.7	48.5	20.8	1.7
中小企業	97.9	12.2	23.0	46.8	18.0	2.1
大 企 業	98.9	14.1	9.8	51.1	25.0	1.1
金 融 ・ 保 険 業 規 模 計	100.0	23.1	30.8	43.1	3.1	—
中小企業	100.0	71.4	14.3	14.3	—	—
大 企 業	100.0	9.8	35.3	51.0	3.9	—
宿泊・飲食サービス業 規 模 計	100.0	26.3	26.3	42.1	5.3	—
中小企業	100.0	25.0	33.3	33.3	8.3	—
大 企 業	100.0	28.6	14.3	57.1	—	—
生活関連サービス・娯楽業 規 模 計	100.0	30.8	38.5	30.8	—	—
中小企業	100.0	33.3	33.3	33.3	—	—
大 企 業	100.0	28.6	42.9	28.6	—	—
医 療 ・ 福 祉 規 模 計	100.0	44.9	27.1	28.0	—	—
中小企業	100.0	48.6	25.7	25.7	—	—
大 企 業	100.0	36.4	30.3	33.3	—	—
複合サービス事業 規 模 計	100.0	44.4	16.7	38.9	—	—
中小企業	100.0	20.0	60.0	20.0	—	—
大 企 業	100.0	53.8	—	46.2	—	—
サ ー ビ ス 業 規 模 計	95.3	24.4	14.6	51.2	9.8	4.7
中小企業	93.3	21.4	14.3	57.1	7.1	6.7
大 企 業	100.0	30.8	15.4	38.5	15.4	—

2 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が71.1%と最も多く、次いで、割合が大きく下がり「時給制」が21.1%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。(第38表)

第38表 賃金の支払い形態（労働者割合）

単位：％

区 分	時給制	日給制	月給制	年俸制	その他
前年産業計規模計	22.6	6.7	69.4	0.9	0.3
中小企業	20.6	8.0	70.2	1.0	0.2
大企業	26.1	4.6	68.0	0.8	0.4
産業計規模計	21.1	6.6	71.1	0.9	0.2
中小企業	19.0	7.8	71.5	1.3	0.4
大企業	24.1	4.9	70.5	0.4	0.1
建設業規模計	3.6	12.2	81.6	1.9	0.6
中小企業	4.2	14.5	78.4	2.2	0.7
大企業	1.0	1.2	97.3	0.4	—
製造業規模計	18.0	5.0	76.0	1.0	0.1
中小企業	18.9	6.0	73.8	1.2	0.1
大企業	13.3	0.1	86.7	—	—
情報サービス業規模計	2.3	—	97.1	—	0.6
中小企業	4.9	—	93.4	—	1.6
大企業	0.9	—	99.1	—	—
運輸・郵便業規模計	17.7	15.0	65.9	0.1	1.4
中小企業	23.0	18.8	55.8	0.1	2.4
大企業	10.2	9.7	80.0	0.1	—
卸売・小売業規模計	42.6	1.0	55.2	1.1	0.1
中小企業	32.9	1.4	63.5	2.0	0.2
大企業	49.7	0.6	49.2	0.5	—
金融・保険業規模計	9.3	1.3	88.6	0.6	0.1
中小企業	10.1	2.0	88.0	—	—
大企業	9.0	1.1	88.9	0.8	0.2
宿泊・飲食サービス業規模計	32.5	9.9	56.6	1.0	—
中小企業	47.0	17.2	34.8	1.1	—
大企業	21.4	4.3	73.4	0.9	—
生活関連サービス・娯楽業規模計	37.4	7.1	55.0	0.5	—
中小企業	31.1	4.2	63.7	0.9	—
大企業	44.2	10.2	45.7	—	—
医療・福祉規模計	15.1	2.1	82.0	0.7	0.1
中小企業	17.4	3.6	77.8	1.2	—
大企業	12.6	0.4	86.5	0.2	0.3
複合サービス事業規模計	15.8	7.0	75.1	1.8	0.3
中小企業	48.7	1.9	48.7	—	0.6
大企業	5.6	8.5	83.3	2.4	0.2
サービス業規模計	21.1	19.7	58.9	0.3	—
中小企業	18.0	11.3	70.6	0.1	—
大企業	24.5	28.5	46.5	0.5	—

第10 定 年 制 度

1 定年制の有無と定年年齢

回答のあった939事業所のうち、定年制「あり」が884事業所（94.1%）となっている。

規模別では、中小企業で92.2%、大企業で99.6%の事業所が実施している。産業別では、情報サービス業、金融・保険業で全事業所が採用している。一方、最も低い産業は卸売・小売業（88.0%）となっている。

定年制「あり」とする事業所のうち定年年齢をみると、「60歳」（81.4%）とする事業所が8割を超え最も多く、次いで、「61歳以上」（12.8%）が1割程度となっている。（第39表）

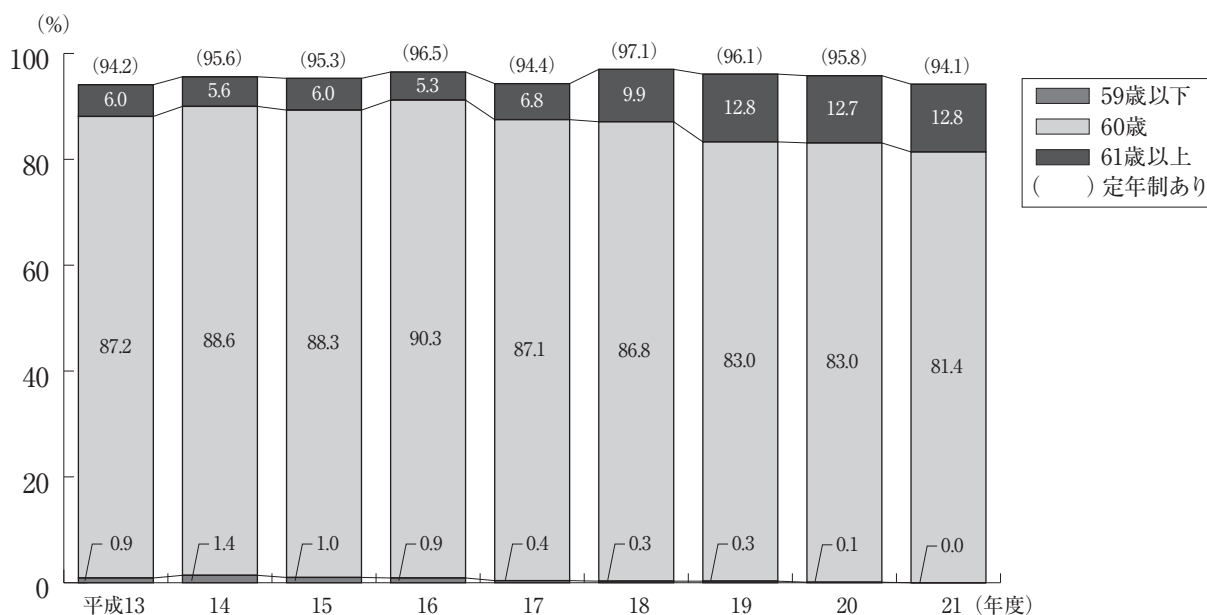
また、平成13年度からの定年制の有無と定年年齢の推移をみると、定年制の有無について、定年制「あり」の事業所は95%前後でほぼ横ばいの推移となっている。定年年齢については、「59歳以下」や「60歳」とする事業所は減少、「61歳以上」とする事業所は増加傾向となっている。（第26図）

第39表 定年制の有無と定年年齢

単位：事業所，（ ）内は%

区 分		回答事業所数	定年制あり					平均年齢	定年制なし
				59歳以下	60歳	61歳以上			
前 年 産 業 計	規 模 計	1,148	1,100 (95.8)	1 (0.1)	953 (83.0)	146 (12.7)	60.6歳	48 (4.2)	
	中小企業	835	788 (94.4)	—	663 (79.4)	125 (15.0)	60.7歳	47 (5.6)	
	大 企 業	313	312 (99.7)	1 (0.3)	290 (92.7)	21 (6.7)	60.2歳	1 (0.3)	
	規 模 計	939	884 (94.1)	—	764 (81.4)	120 (12.8)	60.6歳	55 (5.9)	
	中小企業	688	634 (92.2)	—	529 (76.9)	105 (15.3)	60.8歳	54 (7.8)	
産 業 計	大 企 業	251	250 (99.6)	—	235 (93.6)	15 (6.0)	60.2歳	1 (0.4)	
	規 模 計	175	167 (95.4)	—	138 (78.9)	29 (16.6)	60.8歳	8 (4.6)	
	中小企業	162	154 (95.1)	—	125 (77.2)	29 (17.9)	60.9歳	8 (4.9)	
	大 企 業	13	13 (100.0)	—	13 (100.0)	—	60.0歳	—	
	規 模 計	211	201 (95.3)	—	168 (79.6)	33 (15.6)	60.8歳	10 (4.7)	
製 造 業	中小企業	201	191 (95.0)	—	158 (78.6)	33 (16.4)	60.9歳	10 (5.0)	
	大 企 業	10	10 (100.0)	—	10 (100.0)	—	60.0歳	—	
	規 模 計	7	7 (100.0)	—	6 (85.7)	1 (14.3)	60.3歳	—	
	中小企業	4	4 (100.0)	—	3 (75.0)	1 (25.0)	60.5歳	—	
	大 企 業	3	3 (100.0)	—	3 (100.0)	—	60.0歳	—	
情報サービス業	規 模 計	49	48 (98.0)	—	41 (83.7)	7 (14.3)	60.6歳	1 (2.0)	
	中小企業	38	37 (97.4)	—	31 (81.6)	6 (15.8)	60.6歳	1 (2.6)	
	大 企 業	11	11 (100.0)	—	10 (90.9)	1 (9.1)	60.4歳	—	
	規 模 計	233	205 (88.0)	—	181 (77.7)	24 (10.3)	60.6歳	28 (12.0)	
	中小企業	142	114 (80.3)	—	95 (66.9)	19 (13.4)	60.9歳	28 (19.7)	
卸売・小売業	大 企 業	91	91 (100.0)	—	86 (94.5)	5 (5.5)	60.2歳	—	
	規 模 計	64	64 (100.0)	—	62 (96.9)	2 (3.1)	60.2歳	—	
	中小企業	14	14 (100.0)	—	13 (92.9)	1 (7.1)	60.4歳	—	
	大 企 業	50	50 (100.0)	—	49 (98.0)	1 (2.0)	60.1歳	—	
	規 模 計	19	18 (94.7)	—	16 (84.2)	2 (10.5)	60.8歳	1 (5.3)	
宿泊・飲食サービス業	中小企業	12	11 (91.7)	—	9 (75.0)	2 (16.7)	61.4歳	1 (8.3)	
	大 企 業	7	7 (100.0)	—	7 (100.0)	—	60.0歳	—	
	規 模 計	13	12 (92.3)	—	12 (92.3)	—	60.0歳	1 (7.7)	
	中小企業	6	5 (83.3)	—	5 (83.3)	—	60.0歳	1 (16.7)	
	大 企 業	7	7 (100.0)	—	7 (100.0)	—	60.0歳	—	
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	107	103 (96.3)	—	89 (83.2)	14 (13.1)	60.6歳	4 (3.7)	
	中小企業	74	71 (95.9)	—	64 (86.5)	7 (9.5)	60.4歳	3 (4.1)	
	大 企 業	33	32 (97.0)	—	25 (75.8)	7 (21.2)	60.9歳	1 (3.0)	
	規 模 計	18	17 (94.4)	—	16 (88.9)	1 (5.6)	60.3歳	1 (5.6)	
	中小企業	5	4 (80.0)	—	4 (80.0)	—	60.0歳	1 (20.0)	
複合サービス事業	大 企 業	13	13 (100.0)	—	12 (92.3)	1 (7.7)	60.4歳	—	
	規 模 計	43	42 (97.7)	—	35 (81.4)	7 (16.3)	60.7歳	1 (2.3)	
	中小企業	30	29 (96.7)	—	22 (73.3)	7 (23.3)	61.0歳	1 (3.3)	
	大 企 業	13	13 (100.0)	—	13 (100.0)	—	60.0歳	—	

第26図 定年制の有無と定年年齢の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 定年延長の予定

定年制を採用している事業所のうち定年延長予定「あり」の事業所は144事業所（16.3%）となっており、規模別では中小企業が19.7%，大企業が7.6%となっている。産業別では、医療・福祉が25.2%と最も高く、宿泊・飲食サービス業の22.2%が続き、金融・保険業、複合サービス事業は0%で最も低くなっている。

延長後の定年予定年齢は、平均で65.0歳となっており、規模別では、中小企業が65.0歳，大企業が64.5歳となっている。（第40表）

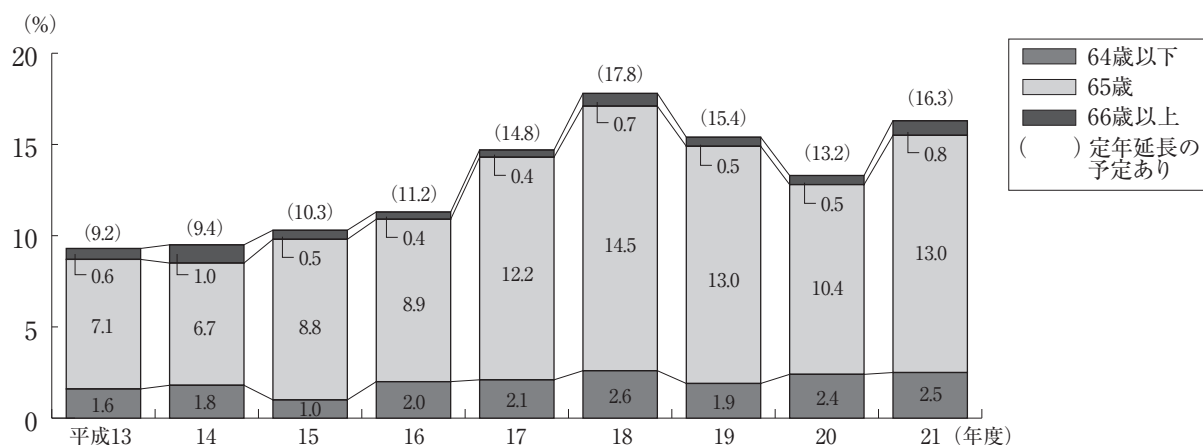
平成13年度からの定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢の推移をみると、定年延長の予定の有無について、「あり」とする事業所は平成18年度まで増加傾向となっていたが、平成19年度、平成20年度はそれぞれ前年より減少した。平成21年度は16.3%と前年より3.1%の増加となっている。また、延長後の定年予定年齢については、「65歳」を予定している事業所の割合が他に比べ高くなっている。（第27図）

第40表 定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢

単位：事業所、() 内は%

区 分	回答事業所数(定年制ありの事業所のみ)	あ り	な し				平均年齢	不明
			64歳以下	65歳	66歳以上			
前 年 産 業 計	規模計 1,100	145 (13.2)	26	114	5	64.6歳	703	252
産 業 計	中小企業 788	118 (15.0)	17	96	5	64.8歳	481	189
	大企業 312	27 (8.7)	9	18	—	63.8歳	222	63
	規模計 884	144 (16.3)	22	115	7	65.0歳	567	173
	中小企業 634	125 (19.7)	15	103	7	65.0歳	386	123
	大企業 250	19 (7.6)	7	12	—	64.5歳	181	50
	規模計 167	30 (18.0)	3	23	4	65.4歳	94	43
建 設 業	中小企業 154	28 (18.2)	3	21	4	65.5歳	88	38
製 造 業	大企業 13	2 (15.4)	—	2	—	65.0歳	6	5
	規模計 201	38 (18.9)	5	31	2	65.0歳	127	36
	中小企業 191	37 (19.4)	5	30	2	65.0歳	123	31
情報サービス業	大企業 10	1 (10.0)	—	1	—	65.0歳	4	5
	規模計 7	1 (14.3)	—	1	—	65.0歳	5	1
	中小企業 4	1 (25.0)	—	1	—	65.0歳	2	1
運輸・郵便業	大企業 3	—	—	—	—	—	3	—
	規模計 48	9 (18.8)	5	4	—	64.1歳	31	8
	中小企業 37	5 (13.5)	2	3	—	64.2歳	27	5
卸売・小売業	大企業 11	4 (36.4)	3	1	—	64.0歳	4	3
	規模計 205	31 (15.1)	4	26	1	65.0歳	126	48
	中小企業 114	23 (20.2)	—	22	1	65.2歳	60	31
金融・保険業	大企業 91	8 (8.8)	4	4	—	64.3歳	66	17
	規模計 64	—	—	—	—	—	59	5
	中小企業 14	—	—	—	—	—	14	—
宿泊・飲食サービス業	大企業 50	—	—	—	—	—	45	5
	規模計 18	4 (22.2)	—	4	—	65.0歳	13	1
	中小企業 11	3 (27.3)	—	3	—	65.0歳	8	—
生活関連サービス・娯楽業	大企業 7	1 (14.3)	—	1	—	65.0歳	5	1
	規模計 12	2 (16.7)	—	2	—	65.0歳	5	5
	中小企業 5	2 (40.0)	—	2	—	65.0歳	3	—
医療・福祉	大企業 7	—	—	—	—	—	2	5
	規模計 103	26 (25.2)	5	21	—	64.6歳	58	19
	中小企業 71	23 (32.4)	5	18	—	64.5歳	35	13
複合サービス事業	大企業 32	3 (9.4)	—	3	—	65.0歳	23	6
	規模計 17	—	—	—	—	—	14	3
	中小企業 4	—	—	—	—	—	3	1
サ ー ビ ス 業	大企業 13	—	—	—	—	—	11	2
	規模計 42	3 (7.1)	—	3	—	65.0歳	35	4
	中小企業 29	3 (10.3)	—	3	—	65.0歳	23	3
	大企業 13	—	—	—	—	—	12	1

第27図 定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢の推移



- (注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
3 平成16年度以前は定年制採用の有無を問わず、定年制について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。

3 継続雇用

定年制を採用している事業所のうち継続雇用を制度化している事業所は817事業所（92.4％）と9割を超えており、規模別では中小企業で91.0％、大企業で96.0％となっている。産業別では、運輸・郵便業、生活関連サービス・娯楽業が100％と最も高くなっている。一方、情報サービス業の85.7％が最も低くなっている。

継続雇用の形態をみると、「再雇用」を採用している事業所は626事業所（70.8％）、「勤務延長」を採用している事業所は70事業所（7.9％）、「再雇用と勤務延長の併用」を採用している事業所は104事業所（11.8％）となっている。（第41表）

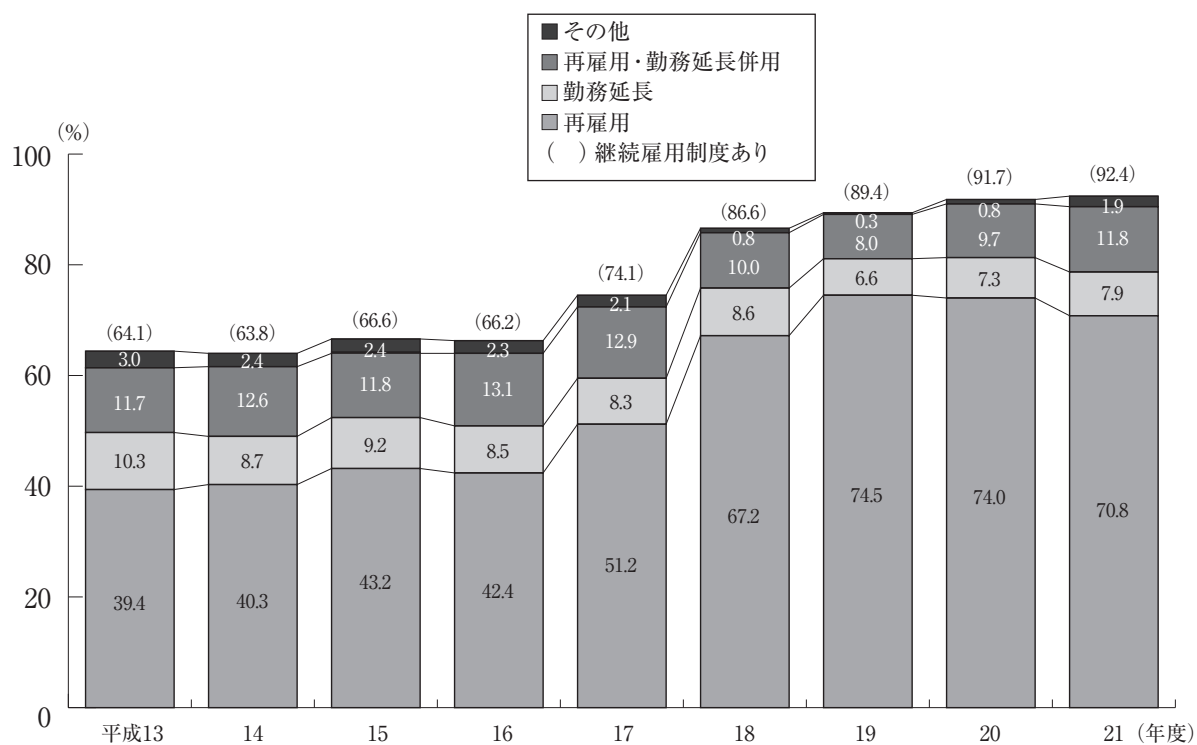
また、平成13年度からの継続雇用制度の有無と形態の推移をみると、継続雇用制度がある事業所は増加傾向となっている。また、継続雇用の形態については、「再雇用」の制度のみを採用している事業所の割合が他に比べ高くなっている。（第28図）

第41表 継続雇用制度の有無と形態

単位：事業所、（ ）内は％

区 分		回答事業所数 (定年制ありの 事業所のみ)	あ り					その他	制度なし
				再雇用	勤務延長	再雇用・勤務 延長の併用			
前 年 産 業 計	規 模 計	1,098	1,007 (91.7)	812	80	106	9	91	
	中小企業	787	706 (89.7)	538	76	84	8	81	
	大 企 業	311	301 (96.8)	274	4	22	1	10	
	規 模 計	884	817 (92.4)	626	70	104	17	67	
	中小企業	634	577 (91.0)	409	63	91	14	57	
産 業 計	大 企 業	250	240 (96.0)	217	7	13	3	10	
	規 模 計	167	152 (91.0)	108	17	24	3	15	
	中小企業	154	140 (90.9)	98	16	23	3	14	
	大 企 業	13	12 (92.3)	10	1	1	—	1	
	規 模 計	201	180 (89.6)	121	21	34	4	21	
製 造 業	中小企業	191	171 (89.5)	112	21	34	4	20	
	大 企 業	10	9 (90.0)	9	—	—	—	1	
	規 模 計	7	6 (85.7)	5	1	—	—	1	
	中小企業	4	3 (75.0)	2	1	—	—	1	
	大 企 業	3	3 (100.0)	3	—	—	—	—	
情 報 サ ー ビ ス 業	規 模 計	48	48 (100.0)	38	3	7	—	—	
	中小企業	37	37 (100.0)	28	3	6	—	—	
	大 企 業	11	11 (100.0)	10	—	1	—	—	
	規 模 計	205	194 (94.6)	156	14	22	2	11	
	中小企業	114	104 (91.2)	76	10	16	2	10	
運 輸 ・ 郵 便 業	大 企 業	91	90 (98.9)	80	4	6	—	1	
	規 模 計	64	63 (98.4)	61	—	—	2	1	
	中小企業	14	14 (100.0)	13	—	—	1	—	
	大 企 業	50	49 (98.0)	48	—	—	1	1	
	規 模 計	18	17 (94.4)	13	2	1	1	1	
宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	中小企業	11	10 (90.9)	7	2	—	1	1	
	大 企 業	7	7 (100.0)	6	—	1	—	—	
	規 模 計	12	12 (100.0)	11	—	—	1	—	
	中小企業	5	5 (100.0)	4	—	—	1	—	
	大 企 業	7	7 (100.0)	7	—	—	—	—	
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	規 模 計	103	89 (86.4)	69	8	10	2	14	
	中小企業	71	62 (87.3)	48	6	8	—	9	
	大 企 業	32	27 (84.4)	21	2	2	2	5	
	規 模 計	17	16 (94.1)	16	—	—	—	1	
	中小企業	4	4 (100.0)	4	—	—	—	—	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	大 企 業	13	12 (92.3)	12	—	—	—	1	
	規 模 計	42	40 (95.2)	28	4	6	2	2	
	中小企業	29	27 (93.1)	17	4	4	2	2	
	大 企 業	13	13 (100.0)	11	—	2	—	—	

第28図 継続雇用制度の有無と形態の推移



- (注) 1 平成17年度以前は継続雇用制度の形態について重複回答あり。
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
 4 平成16年度以前は定年制採用の有無を問わず、定年制について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。

第11 パートタイム労働者の賃金等

1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は3,152人で、うち男性は507人（16.1%）、女性は2,645人（83.9%）と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で45.0歳、女性が45.2歳であり、平均勤続年数は男性で3.8年、女性が5.7年となっている。

平成21年7月の総実労働時間数は男性が111.6時間で、うち所定外労働時間数は3.3時間となっている。また、女性は109.4時間で、うち所定外労働時間数は1.7時間となっている。（第42表）

産業別での月間総実労働時間数は製造業で121.5時間と最も長く、金融・保険業の120.8時間が続いている。また、所定外労働時間数では製造業の3.2時間が最も長く、情報サービス業の3.0時間が続いている。（第43表）

第42表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等（男女別）

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間) 男 性			月間総実労働時間数(時間) 女 性		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	662	2,894	4.3	4.9	19.5	20.3	121.2	115.6	5.6	110.3	108.9	1.5
産 業 計	507	2,645	3.8	5.7	19.6	20.0	111.6	108.3	3.3	109.4	107.7	1.7
建 設 業	19	49	7.9	5.9	16.2	19.2	110.2	106.2	4.1	97.7	95.8	1.9
製 造 業	59	466	5.7	7.7	18.4	20.0	132.2	122.6	9.6	120.2	117.8	2.4
情 報 サ ー ビ ス 業	1	5	—	7.6	20.0	21.8	80.0	80.0	—	124.2	120.6	3.6
運 輸 ・ 郵 便 業	41	98	2.5	4.6	20.1	20.7	119.3	115.1	4.2	110.1	108.1	2.1
卸 売 ・ 小 売 業	264	1,145	3.3	5.4	20.4	20.0	106.3	103.8	2.5	108.2	106.1	2.1
金 融 ・ 保 険 業	4	161	4.3	7.0	18.5	19.7	106.3	106.3	—	121.2	119.0	2.1
宿泊・飲食サービス業	20	134	4.3	5.6	21.6	20.2	124.3	124.1	0.2	111.8	111.5	0.3
生活関連サービス・娯楽業	24	70	1.4	2.6	18.6	18.0	122.3	119.7	2.6	103.1	103.0	0.1
医 療 ・ 福 祉	35	408	2.9	4.6	19.0	19.8	100.4	99.8	0.6	100.0	99.5	0.5
複合サービス事業	3	5	2.0	3.6	19.7	21.2	84.7	84.7	—	116.4	116.4	—
サ ー ビ ス 業	37	104	6.0	4.2	17.5	20.9	109.4	106.4	3.1	99.0	98.0	1.0

第43表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計	112.3	110.1	2.2
産 業 計	109.8	107.8	2.0
建 設 業	101.2	98.7	2.5
製 造 業	121.5	118.4	3.2
情 報 サ ー ビ ス 業	116.8	113.8	3.0
運 輸 ・ 郵 便 業	112.8	110.1	2.7
卸 売 ・ 小 売 業	107.8	105.7	2.2
金 融 ・ 保 険 業	120.8	118.7	2.1
宿泊・飲食サービス業	113.4	113.1	0.3
生活関連サービス・娯楽業	108.0	107.3	0.7
医 療 ・ 福 祉	100.0	99.5	0.5
複合サービス事業	104.5	104.5	—
サ ー ビ ス 業	101.8	100.2	1.5

2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の平成21年7月の賃金支給総額は男性が108,273円で、うち所定内賃金は104,258円、所定外賃金は4,015円となっている。女性は97,921円で、うち所定内賃金は96,200円、所定外賃金は1,721円となっている。(第44表)

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は914円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると、医療・福祉が1,085円と最も高く、複合サービス事業が1,018円と続く。一方、宿泊・飲食サービス業の830円が最も低くなっている。(第45表)

第44表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額（男女別）

区 分	月間賃金支給総額（円） 男 性			月間賃金支給総額（円） 女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	117,966	112,028	5,939	97,118	95,690	1,428
産 業 計	108,273	104,258	4,015	97,921	96,200	1,721
建 設 業	121,987	115,568	6,418	83,964	80,992	2,972
製 造 業	132,263	120,642	11,621	98,148	95,835	2,314
情報サービス業	64,000	64,000	－	134,108	128,361	5,747
運輸・郵便業	110,735	103,474	7,261	92,052	90,181	1,871
卸売・小売業	100,000	97,431	2,569	93,974	91,956	2,019
金融・保険業	110,528	110,528	－	122,258	119,825	2,433
宿泊・飲食サービス業	100,399	100,252	146	93,561	93,170	391
生活関連サービス・娯楽業	132,283	127,326	4,957	95,531	95,242	289
医療・福祉	96,692	96,111	581	107,750	107,115	635
複合サービス事業	103,734	103,734	－	103,290	103,290	－
サービス業	120,230	117,267	2,963	81,451	80,657	794

第45表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間あたりの所定内賃金（円）	産 業 間 格 差
前 年 産 業 計	897	－
産 業 計	914	100.0
建 設 業	946	103.5
製 造 業	839	91.8
情報サービス業	1,008	110.2
運輸・郵便業	856	93.6
卸売・小売業	890	97.4
金融・保険業	1,005	109.9
宿泊・飲食サービス業	830	90.8
生活関連サービス・娯楽業	939	102.7
医療・福祉	1,085	118.7
複合サービス事業	1,018	111.4
サービス業	900	98.4

Ⅲ 調 査 票



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告
登録第18-2号

(平成21年7月31日現在)

(※ この欄には記入しないでください。)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報を守られます。

事業所番号	市町村コード	産業分類	企業規模
1～4	5 6 7	8 9 10	11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

※常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。お手数ですが、右上の「9人以下」の欄にチェックして、同封の返信用封筒で返送してください。(なお、その旨電話で連絡して下さっても結構です。)

9人 以下

◆調査票記入にあたってのお願い

- ・ **太枠で囲まれた部分が回答欄です。** 選択番号がある場合は○で囲み空欄の場合は数字を記入してください。
- ・ 調査事項は特にことわりのない限り、**7月31日現在の状況**を回答してください。
- ・ ご記入くださった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**8月21日(金)まで**に投函してください。
- ・ ご不明の点は、下記の連絡先にお問い合わせください。

新潟市 経済・国際部 商業振興・雇用対策課 雇用対策室 担当：工藤、新井田
TEL 025-226-1642

1 企業全体の現況

該当する枠の番号を○で囲んでください。

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 〃 29人	30 〃 49人	50 〃 99人	100 〃 299人	300人 〃

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000円未満	1,000円 〃 5,000円未満	5,000円 〃 1億円未満	1億円 〃 3億円未満	3億円以上

《設問2以下は、企業全体ではなく**貴事業所**について記入してください。》

2 事業所の現況

事業所名			
所在地	(〒 -)		
業種又は 主要製品名			
記入担当者	所属		
フリガナ 所属・氏名	氏名 (フリガナ) (漢字)		TEL FAX

労働組合の有無	1	ある	2	ない
---------	---	----	---	----

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム労働者数	
		正社員数		その他		③	うち障がい者数
		①	うち障がい者数	②	うち障がい者数		
男 性	人	人	人	人	人	人	人
女 性	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人

3 初任給

平成21年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- ・今年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄のままにしてください。
- ・ベースアップがあった場合は、ベースアップ後の確定した額を記入してください。
- ・金額は所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。
- ・短大・高専卒および大卒新規学卒者に関しては、内訳として、県外学校出身者の人数も記入してください。

	事務・技術				生 産			
中 学 卒				円				円
高 校 卒				円				円
専門学校卒				円				円
短 大 卒				円				円
高 専 卒				円				円
	(うち県外短大・高専出身者数) → () 人				(うち県外短大・高専出身者数) → () 人			
大 学 卒				円				円
	(うち県外大学出身者数) → () 人				(うち県外大学出身者数) → () 人			

4 労働時間制度

※複数の制度を採用している場合は、最も多くの常用労働者に適用されている制度を記入してください。

(1) 通常の1日・1週・1年あたりの所定労働時間を記入してください。

日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に、最も多く適用されている労働時間を記入してください。

・計算の仕方は記入要領をご覧ください。

① 1日 時間 分 ② 1週 時間 分 ③ 1年 時間 分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→ (3) へ
2	採用していない	

(3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型型労働時間制 (30人未満の小売業、旅館のみが該当)

(4) 以下の週休制の形態のうち、最も近いのはどれですか。(1つだけ○)

・1年単位の変形労働時間制を採用している事業所は、「7 休日カレンダー」を選択してください。

1	2	3	4	5	6	7
完全週休 2日制 (105日)	月3回週休 2日制 (88日)	隔週週休 2日制 (78日)	月2回週休 2日制 (76日)	月1回週休 2日制 (64日)	その他 (週休1日半制、週休1日 制等何らかの形での週休2 日制でない場合)	休 日 カレンダー

※()内は年間週休数の目安

5 年間休日数

(1) 年間休日数を記入してください。

(平成21年または平成21年度について記入してください。)

- ・調査期間のカレンダーは、別紙記入要領を参照してください。
- ・労働者の種類、職種などにより年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

年間休日数計
日

- (2) 次の時期に **3 日以上**の連続休暇があれば、日数を記入してください。ない場合は「0」を記入してください。
(平成 21 年または平成 21 年度について記入してください。)

・ 週休日、国民の祝日を含めた日数を記入してください。

年末年始		日
ゴールデンウィーク		日
夏季休暇 (お盆休み含む)		日

6 年次有給休暇

年次有給休暇の取得状況を記入してください。
(平成20年または20年度について記入してください。)

〔記入方法〕

- ① 年休簿から下の表に従って労働者を抽出します。
② 抽出した労働者について各個人の年休付与日数 (前年の繰越分を除く)、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

年休を付与されている 常用労働者数 (抽出後)		人
年休付与日数の総計 (前年繰越分を除く)		日
年休取得日数の総計		日

(※別紙年次有給休暇の付与・取得状況記入用紙をご利用ください。)

常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
10～29人	1 / 1	全員記入
30～99人	1 / 2	2人目ごとに記入
100～199人	1 / 4	4人目ごとに記入
200～299人	1 / 6	6人目ごとに記入
300～499人	1 / 8	8人目ごとに記入 (60人まで)
500人以上	1 / 10	10人目ごとに記入 (90人まで)

7 育児休業制度

- (1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	あ る	→ (2) へ
2	な い	→ 「8 介護休業制度」 へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	子が1歳に達するまで
2	子が1歳6カ月に達するまで
3	子が3歳に達するまで
4	子の小学校就学まで
5	その他 ()

- (3) 育児休業中の金銭の支払い状況をお答えください。

・ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。(いない場合は「0」を記入してください。)

- ① 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの出産者数を記入してください。(男性の場合は配偶者が出産した者の数)

- ② 上記のうち平成20年7月1日から平成21年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。(育児休業の申し出をしている者を含む)

	女 性	男 性
出 産 者		
取 得 者		

8 介護休業制度

- (1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	あ る	→ (2) へ
2	な い	→ 「9 仕事と家庭の両立のための支援制度」 へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	連続した3カ月
2	のべ93日
3	93日を超え1年未満
4	1年以上
5	その他 ()

- (3) 介護休業中の金銭の支払い状況をお答えください (雇用保険の介護休業給付金は除きます。)

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの介護の取得者数を記入してください。(いない場合は「0」を記入してください。)

女 性	男 性

9 仕事と家庭の両立のための支援制度

(1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度はありますか。(労働協約・就業規則等に定めていない場合も含みます。)

(2) どのような制度がありますか。(育児・介護、それぞれ採用しているものに○)

1	あり
2	なし

育児	介護	
1	1	勤務時間短縮制度
2	2	フレックスタイム制度
3	3	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4	経費の援助措置
5	5	再雇用制度
6	6	所定外労働の免除
7	7	転勤・配置転換の際の配慮
8		事業所内託児所
9		子どもの看護のための休暇

10 賃金制度

賃金を決定する際に最も重視している要素について○をつけてください。(あてはまるもの1つに○、管理職、管理職以外のそれぞれについて、最も多くの常用労働者に適用されているものをお選びください。)

賃金の決定要素	管理職	管理職以外
年齢、勤続年数、学歴等(「年功給」部分)	1	1
職種、職務などの仕事の内容(「職務給」部分)	2	2
職務遂行能力(能力、資格、技術等「職能給」部分)	3	3
成果、業績(「成果給」部分)	4	4

11 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態別の常用労働者数を記入してください。(合計の人数は1ページ目の「2 事業所の現況」の常用労働者数と一致します。)

- ・「日給月給制(欠勤その他労働しなかった日数分だけ賃金を差し引くという形の月給制)」は「月給制」に該当します。
- ・4「年棒制」の場合は、対象者の職種を記入してください。

1	時給制(人)	2	日給制(人)	3	月給制(人)	4	年棒制(人)	5	その他(人)	対象者の職種

12 定年制

定年制についての状況を記入して下さい。

1	あり(歳)
2	なし

(a) 定年延長の予定

1	あり(歳)	2	なし	3	不明
---	--------	---	----	---	----

(b) 継続雇用制度

1	あり	2	再雇用	3	再雇用・勤務延長の併用
2	なし	2	勤務延長		
		4	その他		

ご協力ありがとうございました

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に
使用することなく、調査内容が外部に漏れること
は一切ありませんので、個人情報を守られます。

新潟県・新潟市 賃金労働時間等実態調査票【個人票】

(平成21年7月31日現在)

(※この欄には記入しないでください。)

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

・記入の対象は、企業全体ではなく、貴事業所分のみです。

【この個人票に記入する常用労働者の選び方】

貴事業所の賃金台帳等の常用労働者
の中から右の表の基準に従って選んでく
ださい。

ただし、7月分の月給期間の労働日数
が18日未満の労働者(パートタイム労働
者は10日未満)が選定された場合は、次
に位置する労働者を記入してください。

常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
10～29人	1/1	全員記入
30～99人	1/2	2人目ごとに記入
100～199人	1/4	4人目ごとに記入
200～299人	1/6	6人目ごとに記入
300～499人	1/8	8人目ごとに記入(最高60人まで)
500人以上	1/10	10人目ごとに記入(最高90人まで)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
事業所番号	市町村コード	産業分類	企業規模							

5 ※労働者番号 (記入しないでくだ さい)	6 性別 (どちらか 一方に○)	7 年齢 (1年未満 の者で)	8 勤続年数 (1年未満 の者で)	9 就業形態 (該当する番号に○)	10 最終学歴 (該当する番号に○)	11 労働者の職種 (該当する番号に○)	12 7月分の実 労働日数	13 7月分の総実労働時間数										15 7月分の賃金支給総額													
								14 うち所定外 労働時間数										16 うち所定外賃金 (超過勤務手当)													
								(所定内+所定 外労働時間数)										(所定内+所定外賃金額 (各種控除前の金額))													
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
1	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
41	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
42	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
43	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤続年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額（就業形態別）

一 般 労 働 者 調査産業 計

区 分	集 計 労働者 数	勤 年 続 数	月 間 実労働 日数	月 間 実 労 働 時 間 数			月 間 賃 金 額		
				計	所定内	所定外	計	所 定 内	所 定 外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	15,142	12.1	22.1	177.0	167.8	9.2	277,095	261,167	15,928
～ 1 7 歳	2	0.0	20.0	101.5	101.5	0.0	74,369	74,369	0
1 8 ～ 1 9	106	0.3	21.8	175.0	167.4	7.6	171,644	162,735	8,909
2 0 ～ 2 4	1,171	1.6	22.1	178.1	167.8	10.3	196,415	182,668	13,747
2 5 ～ 2 9	1,741	4.2	22.0	179.6	167.8	11.8	225,868	208,174	17,695
3 0 ～ 3 4	2,056	7.4	22.1	179.7	168.4	11.3	252,500	233,872	18,628
3 5 ～ 3 9	2,158	10.6	22.1	179.5	168.7	10.8	280,900	260,916	19,984
4 0 ～ 4 4	1,873	12.7	22.0	177.6	167.7	9.9	297,347	278,392	18,955
4 5 ～ 4 9	1,688	16.1	22.1	176.2	168.0	8.2	316,368	300,580	15,788
5 0 ～ 5 4	1,700	19.4	22.1	175.2	168.2	7.1	327,754	314,431	13,323
5 5 ～ 5 9	1,643	21.0	22.1	173.6	167.3	6.3	318,261	306,487	11,774
6 0 ～ 6 4	838	17.3	22.0	170.8	165.2	5.6	261,435	252,780	8,655
6 5 ～	166	19.3	22.1	164.0	161.4	2.6	233,385	230,352	3,033
男 子 計	10,493	12.8	22.2	180.2	169.2	11.0	302,129	283,010	19,119
～ 1 7 歳	2	0.0	20.0	101.5	101.5	0.0	74,369	74,369	0
1 8 ～ 1 9	61	0.3	22.0	177.2	167.4	9.8	177,732	165,982	11,750
2 0 ～ 2 4	651	1.7	22.1	182.8	168.5	14.3	206,263	187,453	18,810
2 5 ～ 2 9	1,125	4.2	22.1	183.5	168.7	14.8	239,285	216,893	22,392
3 0 ～ 3 4	1,423	7.5	22.2	183.4	169.7	13.7	268,554	245,972	22,583
3 5 ～ 3 9	1,538	10.8	22.2	182.9	170.0	12.9	304,128	279,832	24,296
4 0 ～ 4 4	1,321	13.4	22.2	181.3	169.4	12.0	327,235	303,921	23,314
4 5 ～ 4 9	1,169	17.2	22.3	179.7	170.2	9.5	352,137	333,862	18,275
5 0 ～ 5 4	1,208	20.0	22.2	177.4	169.5	7.9	359,064	344,319	14,745
5 5 ～ 5 9	1,195	21.6	22.3	176.4	169.2	7.2	345,813	332,242	13,572
6 0 ～ 6 4	678	16.9	22.1	172.8	166.6	6.2	274,295	264,724	9,571
6 5 ～	122	18.0	21.9	166.2	164.7	1.5	237,543	235,225	2,318
女 子 計	4,649	10.5	21.8	169.8	164.5	5.3	220,593	211,869	8,724
～ 1 7 歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 8 ～ 1 9	45	0.2	21.6	172.0	167.5	4.6	163,392	158,335	5,057
2 0 ～ 2 4	520	1.5	22.0	172.3	167.0	5.3	184,087	176,677	7,409
2 5 ～ 2 9	616	4.2	21.8	172.5	166.1	6.3	201,366	192,249	9,117
3 0 ～ 3 4	633	7.2	21.7	171.4	165.3	6.1	216,410	206,671	9,738
3 5 ～ 3 9	620	10.0	21.8	171.0	165.5	5.5	223,280	213,993	9,287
4 0 ～ 4 4	552	11.2	21.7	168.7	163.8	4.8	225,821	217,298	8,523
4 5 ～ 4 9	519	13.5	21.7	168.3	162.9	5.3	235,801	225,615	10,186
5 0 ～ 5 4	492	17.7	21.8	169.8	165.0	4.8	250,879	241,048	9,830
5 5 ～ 5 9	448	19.4	21.8	166.1	162.1	4.0	244,768	237,788	6,979
6 0 ～ 6 4	160	18.6	21.9	162.5	159.4	3.2	206,942	202,171	4,772
6 5 歳～	44	22.9	22.8	157.9	152.4	5.5	221,856	216,842	5,014

パートタイム労働者

調査産業 計

区 分	集 計 労働者 数	勤 年	続 数	月 間 実 働 日 数	月 間 実 働 時 間 数			月 間 賃 金 額		
					計	所定内	所定外	計	所 定 内	所 定 外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円	
規 模 計	3,152	5.4	19.9	109.8	107.8	2.0	99,586	97,496	2,090	
～ 1 7 歳	38	0.4	16.9	70.8	69.5	1.3	52,689	51,441	1,248	
1 8 ～ 1 9	49	0.5	15.7	72.8	71.5	1.3	56,956	55,844	1,113	
2 0 ～ 2 4	189	1.3	18.7	109.0	106.7	2.3	95,435	93,215	2,220	
2 5 ～ 2 9	191	2.9	20.1	123.0	120.4	2.6	110,363	107,410	2,953	
3 0 ～ 3 4	247	2.8	20.1	115.3	113.2	2.1	103,569	101,341	2,227	
3 5 ～ 3 9	348	3.4	20.0	111.0	108.7	2.3	99,957	97,564	2,393	
4 0 ～ 4 4	378	4.4	20.2	110.6	109.1	1.5	100,097	98,434	1,663	
4 5 ～ 4 9	424	6.1	20.1	113.5	111.9	1.6	103,730	102,070	1,660	
5 0 ～ 5 4	401	6.8	20.4	113.5	111.6	1.9	104,851	102,849	2,002	
5 5 ～ 5 9	391	8.7	20.5	109.0	107.1	2.0	96,456	94,502	1,954	
6 0 ～ 6 4	314	7.5	19.8	104.8	102.2	2.6	98,807	96,115	2,692	
6 5 ～	182	7.7	19.4	96.7	95.2	1.5	93,497	91,433	2,064	
男 子 計	507	3.8	19.6	111.6	108.3	3.3	108,273	104,258	4,015	
～ 1 7 歳	14	0.4	17.6	77.3	74.6	2.7	56,230	53,494	2,736	
1 8 ～ 1 9	16	0.6	14.9	79.7	78.3	1.4	66,728	65,575	1,153	
2 0 ～ 2 4	80	1.2	18.4	108.9	106.7	2.2	94,705	92,554	2,150	
2 5 ～ 2 9	44	2.9	21.4	129.8	126.7	3.0	121,787	117,272	4,514	
3 0 ～ 3 4	35	2.7	21.4	126.9	122.0	4.9	118,874	113,770	5,104	
3 5 ～ 3 9	26	2.8	20.3	108.8	105.2	3.7	107,869	103,307	4,562	
4 0 ～ 4 4	31	2.9	21.4	105.4	101.9	3.5	112,768	108,116	4,652	
4 5 ～ 4 9	20	3.5	21.7	121.2	119.4	1.8	124,223	121,164	3,059	
5 0 ～ 5 4	21	3.9	20.9	137.1	130.5	6.6	141,048	132,789	8,259	
5 5 ～ 5 9	45	3.6	21.5	129.3	124.0	5.4	117,003	110,713	6,289	
6 0 ～ 6 4	88	6.8	18.6	110.6	106.9	3.6	116,510	111,962	4,548	
6 5 ～	87	6.0	18.7	96.7	94.6	2.1	99,757	96,900	2,857	
女 子 計	2,645	5.7	20.0	109.4	107.7	1.7	97,921	96,200	1,721	
～ 1 7 歳	24	0.4	16.5	67.0	66.6	0.5	50,623	50,243	380	
1 8 ～ 1 9	33	0.5	16.2	69.4	68.2	1.2	52,218	51,125	1,093	
2 0 ～ 2 4	109	1.3	18.9	109.1	106.7	2.4	95,972	93,700	2,272	
2 5 ～ 2 9	147	2.9	19.8	121.0	118.5	2.5	106,944	104,458	2,485	
3 0 ～ 3 4	212	2.8	19.8	113.4	111.8	1.7	101,042	99,290	1,752	
3 5 ～ 3 9	322	3.4	20.0	111.1	109.0	2.2	99,318	97,100	2,218	
4 0 ～ 4 4	347	4.6	20.1	111.1	109.8	1.3	98,965	97,569	1,396	
4 5 ～ 4 9	404	6.2	20.0	113.1	111.5	1.6	102,715	101,125	1,590	
5 0 ～ 5 4	380	7.0	20.4	112.2	110.6	1.7	102,850	101,194	1,656	
5 5 ～ 5 9	346	9.4	20.3	106.4	104.9	1.5	93,784	92,393	1,391	
6 0 ～ 6 4	226	7.8	20.3	102.5	100.4	2.1	91,913	89,944	1,969	
6 5 ～	95	9.3	20.0	96.7	95.7	1.0	87,765	86,428	1,337	

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るために…

事業主の
みなさまへ

雇用奨励助成金

のご案内

新潟市障がい者雇用奨励援助制度

新潟市民である障がい者を、公共職業安定所の紹介により雇用し、国等の助成金（特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練費）の支給対象期間経過後も、引き続き常用労働者とする場合に、市が事業主に対して助成金を交付する制度です。

お気軽に障がい者職業アドバイザーをご利用ください

- 障がい者を雇用している事業所を訪問して、障がい者の職場定着への諸問題について相談をお受けします。
- 障がい者（その家族）の就職にあたっての諸問題の解決や、求職手続き（国の機関への取次ぎ）等について相談をお受けします。
- 雇用主等に対して障がい者の雇用の方法、助成金等について相談をお受けします。

◆ ◆ ◆ お問い合わせ先 ◆ ◆ ◆

新潟市 経済・国際部 商業振興・雇用対策課 雇用対策室

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 第一分館3階

電話 025-228-1000(代) 内線 31643

雇用奨励助成金の交付

交付申請の手続きは

国等の助成金の支給経過後も引続き常用労働者として雇用し、期間が6ヶ月経過後に所定の申請書に関係書類を添えて申請してください。

詳しくは障がい者職業アドバイザーにご相談ください。

交付対象期間の始期は

国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月からです。

金額・交付期間

- (1) 重度障がい者並びに、その他の障がい者のうち45歳以上の者
ただし、短時間労働被保険者は(2)とする。

1人月額 10,000円を12ヶ月

- (2) その他の障がい者 1人月額 5,000円を6ヶ月

提出書類

- (1) 新潟市障がい者雇用奨励助成金交付申請書
(2) 国等の助成金の支給決定通知書(写)
又は、職場適応訓練実施決定通知書(写)

提出期限

国等の助成金の支給期間経過後、最初の月から6ヶ月経過後の1ヶ月以内です。

なお、重度障がい者は6ヶ月毎に2回提出してください。

交付方法

交付決定通知書でお知らせするとともに、申請者が指定した金融機関の預金口座に振り込みます。

誰もが
活き活き働いている企業
応援します！



新潟市障がい者 多数雇用事業者優遇制度

新潟市では、障がいのある方の雇用の促進とその職業の安定のために、障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達を積極的に進めていきます。

新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度

1 障がい者多数雇用事業者優遇制度とは?

市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達する制度です。

2 登録企業のメリットは?

- ①随意契約においては、「障がい者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努めます。
- ②指名競争入札においては、指名業者に「障がい者多数雇用事業者」を追加選定するよう努めます。(ただし、①・②いずれの場合も工事関係のものは含まれません)
- ③市のホームページで、障がい者雇用を推進している事業者として紹介します。

3 登録条件は?

- ① 市内に本店を有する中小企業者であること。
- ② 新潟市競争入札参加者名簿に登録されていること。
- ③ 障がい者の法定雇用率に違反していないこと。
- ④ 過去1年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則3.6%以上、かつ2人以上の雇用があること。

4 登録物品数

原則1企業、1物品又は1役務です。ただし、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が7.2%以上の場合、以下のメリットがあります。

■障がい者雇用率7.2%以上14.4%未満

常用労働者数(市内事業所) ×7.2%(小数点以下切上げ) の半数以上の重度障がい者 を雇用	その他
2品目まで	1品目

■障がい者雇用率14.4%以上

常用労働者数(市内事業所) ×14.4%(小数点以下切上げ) の半数以上の重度障がい者 を雇用	その他
3品目まで	2品目まで

5 登録の有効期間は?

登録日の属する年度の3月31日までです。

《お問い合わせ》

登録申請については 新潟市商業振興・雇用対策課 TEL (025) 226-1642
契約関係については 新潟市契約課物品契約係 TEL (025) 226-2213

ホームページでもお知らせしています▶▶ <http://www.city.niigata.jp>



男の育休に奨励金

お父さんも育児休業を！！

男性が子育てに積極的に関われる職場づくりを応援します。

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者

5 万円

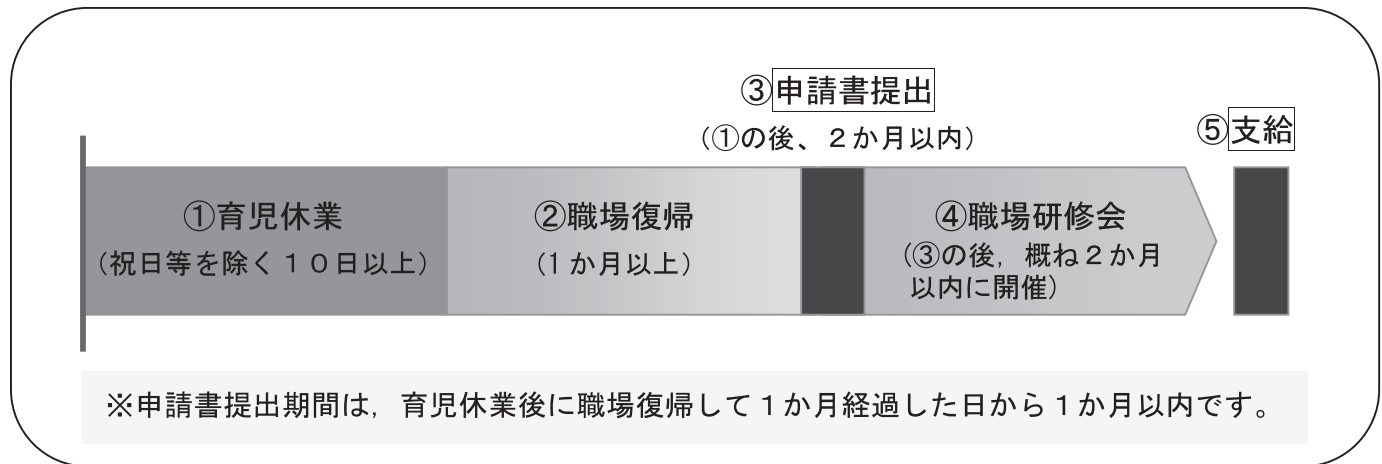
上記労働者を雇用する事業主（1回限り）

20 万円

条 件

- 1 新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること
(国・地方公共団体及び国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く)
- 2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること
- 3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して連続する10日以上の子育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 4 800字程度の育児休業体験記を提出すること
- 5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- 6 市税の未納がないこと

支給までの流れ



必要書類

下記の書類をそろえ、お申込ください。

- 「奨励金支給申請書兼実績報告書」
- 育児休業体験記（800字程度）
- 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 育児休業申出書の写し
- 育児休業取得状況が確認できるもの（対象となる男性労働者の出勤簿の写し等）
- 休業取得者が新潟市内在住であること及び親子関係を証明できるもの
- 制度融資用納税証明書（本人及び事業主）

問合せ・申請先

新潟市男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

Tel: 025-226-1061 Fax: 025-228-2219

URL: <http://www.city.niigata.jp/info/danjo/ikukyu/ikukyu.HTM>

E-mail: danjo@city.niigata.lg.jp



一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために

.....

新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書

平成22年3月



発 行

新潟市経済・国際部商業振興・雇用対策課

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 (025) 228-1000



印 刷

株式会社プレスメディア

新潟市江南区曙町3丁目2番20号

.....